

保険金逦増型終身保険（低解約返戻金型）

ご契約のしおり・約款

無配当



引受保険会社

PGF生命

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

この保険は、PGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。生命保険商品は預金と異なり、預金保険制度の対象ではありません（生命保険契約者保護機構の対象となります）。また、この保険は、元本割れすることがあります。

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。



ご契約のしおり・約款をお読みいただく前に

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されていますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認ください。

ご契約後は、この冊子を別途お届けする保険証券とともに保管していただき、すえながくご活用ください。

この冊子の構成

この冊子はつぎの順番で記載されています。

ご契約のしおり

この保険の約款のなかで特に保険契約者にとって大切な部分を抜き出し、わかりやすく説明しています。

約 款

ご契約の締結からお支払までのとりきめを、詳しく説明しています。

主 契 約 (普通保険約款)

この保険のベースとなる部分です。生命保険会社と保険契約者との間でとりかわす約束の内容となる、お互いの権利義務を定めています。

特 約 (特約条項)

保障内容を充実させる目的等で主契約に付加するものです。

別 表

普通保険約款や特約条項に共通している「別表」をまとめて記載しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載しているさまざまなお取扱につきまして、実際にお取扱を行う時点における、当社所定の範囲内となります。また、募集代理店によっては、お取扱に制限があることがあります。

詳細につきましては、当社までお問い合わせください。

PGF生命 コールセンター コール シブロック 0120-56-2269

ご契約のしおり

説明
主な保険用語のご説明

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴について

III. ご契約後について

IV. 請求手続について

V. 諸制度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主契約

特約

別表



目的別もくじ

つぎのような場合には、
下記のページをご覧ください。

こんなときは・・・	このページをご覧ください	しおりの記載ページ
-----------	--------------	-----------

ご契約にあたって

保険用語の意味がわからない	主な保険用語のご説明	P6
告知について知りたい	告知について	P13
	告知義務違反について	P14
申込を撤回したい、契約を解除したい	お申込の撤回または解除（クーリング・オフ制度）について	P17
いつから保障が開始されるか知りたい	保障はつぎの時から開始されます	P19

しくみと特徴について

保険のしくみや特徴を知りたい	保険金遡増型終身保険（低解約返戻金型）のしくみと特徴	P22
	保険金のお支払等について	P26
	各種特約について	P29～P44
指定代理請求制度について知りたい	指定代理請求特約	P41
保険金等が支払われない場合について知りたい	保険金をお支払できない場合、保険料のお払込を免除できない場合	P45
	「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例	P49

こんなときは・・・

このページをご覧ください

しおりの
記載ページ

ご契約後について

保険料の払込について知りたい 払込方法(経路・回数)を変更したい	保険料のお払込方法について 保険料の払込猶予期間と失効について	P54 P56
失効した契約を復活させたい	ご契約の復活について	P57
保険料の払込が困難になった	保険料のお払込が困難になられた場 合について	P59
急にお金が必要になった	契約者貸付について	P61
契約を解約したい	ご契約の解約と解約返戻金について	P62
税金の取扱について知りたい	生命保険と税金について	P69

請求手続について

保険金等を請求したい	請求手続について	P72
葬儀費用等にあてるため、死亡保険 金を急いで支払ってほしい	「死亡保険金即日支払サービス」の お知らせ	P75

目次

ご契約のしおり

説明
主な
保険
用語
の
ご
説明

I.
ご契約
にあ
た
つ
て

II.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

III.
ご契約
後
に
つ
い
て

IV.
請
求
手
続
に
つ
い
て

V.
諸
制
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
す
る
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別
表



目的別もくじ _____ 2



主な保険用語のご説明 _____ 6



I. ご契約にあたって

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について	10
2. 生命保険募集人について	10
3. 現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合について	11
4. ご契約の申込書・告知書について	12
5. 告知について	13
6. おからだの状態等によっては、特別の条件をつけてお引受することがあります	16
7. お申込の撤回または解除（クーリング・オフ制度）について	17
8. 保障はつぎの時から開始されます	19
9. 保険証券をお確かめください	20



II. しくみと特徴について

1. 保険金増増型終身保険（低解約返戻金型）のしくみと特徴	22
2. がん診断特約を付加しない場合	24
3. 保険金のお支払等について	26
4. がん診断特約	29
5. リビング・ニース特約	31
6. 介護前払特約	34
7. 保険金等の支払方法の選択に関する特約	39
8. 指定代理請求特約	41
9. 保険金をお支払できない場合、保険料のお払込を免除できない場合	45
10. 保険契約の解除・取消・無効について	47
11. 「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例	49



III. ご契約後について

1. 保険料のお払込方法について	54
2. 保険料の払込猶予期間と失効について	56
3. ご契約の復活について	57
4. 保険金支払等の際の保険料の清算について	58
5. 保険料のお払込が困難になられた場合について	59
6. 契約者貸付について	61
7. ご契約の解約と解約返戻金について	62
8. 保険料のお払込が不要となった場合のお取扱について	63
9. 被保険者による保険契約の解約の請求について	64
10. 差押債権者、破産管財人等による解約について	65
11. 保険金等の受取人による保険契約の存続について	65

12.各種変更手続について	66
13.保障内容を見直す諸制度について	68
14.生命保険と税金について	69



Ⅳ.請求手続について

1.請求手続について	72
2.「死亡保険金即日支払サービス」のお知らせ	75



Ⅴ.諸制度その他生命保険に関するお知らせ

1.当社の組織形態（株式会社）について	78
2.個人情報の取扱いについて	78
3.保険契約等に関する情報の共同利用について	82
4.取引時確認について	85
5.「F A T C A（外国口座税務コンプライアンス法）」について	85
6.生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について	86
7.「生命保険契約者保護機構」について	88



●保険金遡増型終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款	2
●がん診断特約条項	21
●リビング・ニーズ特約条項	29
●介護前払特約条項	37
●保険金等の支払方法の選択に関する特約条項	43
●指定代理請求特約条項	53
●特別条件付保険特約条項	57
●特定障害不担保特約条項	63
●団体扱特約（A）条項	65
●団体扱特約（B）条項	69
●保険料口座振替特約（01）条項	71
●クレジットカード払特約条項	73
●情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項	75
●別表1～4、6、10～12、19、37～40	77

主な
保険
用語の
ご
説明

Ⅰ.
ご契約にあたって

Ⅱ.
しくみと特徴に
ついて

Ⅲ.
ご契約後について

Ⅳ.
請求手続について

Ⅴ.
諸制度その他生命保
険に関するお知らせ

約 款

主
契
約

特
約

別
表



主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、この「主な保険用語のご説明」をご参照ください

か

かいやく 解約

ご契約を終了させ、その効力を将来にわたって消滅させることをいいます。

かいやく へん れい きん 解約返戻金

ご契約が解約された場合等に、保険契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

けいやく おうとう び 契約応当日

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日のことです。特に月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ各月・半年ごとの契約日に相当する日をさします。

けいやく ねん れい 契約年齢

契約日における被保険者の年齢で、満年齢で計算します。(例)24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。

けいやく び 契約日

通常は責任開始日をいい、契約年齢や保険期間等の計算の基準日となります。ただし、保険料のお払込方法<経路>等によっては、契約日と責任開始日が異なる場合があります。

こくちぎむ 告知義務

保険契約者と被保険者がご契約のお申込をされるとき等に、現在の健康状態や職業、過去の病歴等、当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただく義務を告知義務といいます。

こくちぎむ いはん 告知義務違反

告知の際に、事実が告げられなかったときには、当社は告知義務違反として、ご契約を解除することができます。

さ

しっこう 失効

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることです。

しゅけいやく とくやく 主契約と特約

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法等、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

しんさ 診査

診査医扱のご契約に申込まれた場合には、当社の指定する医師により問診、検診をします。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法もあります。

せきにんかい しき び 責任開始期(日)

当社が、ご契約上の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

せきにん じゅん び きん 責任準備金

将来の保険金等をお支払するために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

た

だい かい ほ けんりょうそうとうがく
第1回保険料相当額

ご契約のお申込の際にお払いただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

は

はらい こみ き げつ
払込期月

毎回の保険料をお払いただく期間のことをいいます。月払は月単位、半年払は半年単位、年払は年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。

ひ ほ けん しゃ
被保険者

生命保険の保障の対象となっている人のことをいいます。

ふっ かつ
復 活

失効した契約を当社の承諾を得て、有効な状態に戻すことをいいます。

ほ けん きん きゅう ふ きん
保険金・給付金

被保険者が約款で定める支払事由に該当したときにお支払するお金のことをいいます。

ほ けん きん きゅう ふ きん うけとり にん
保険金・給付金受取人

保険契約者が指定した保険金・給付金を受取る人のことをいいます。

ほ けん けい やく しゃ
保険契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（たとえば、契約内容の変更等の請求権）と義務（たとえば、保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。

ほ けん しょう けん
保険証券

ご契約の保険金額や保険期間等、ご契約内容を具体的に記載したものです。

ほ けん ねん ど
保険年度

契約日または年単位の契約応当日から起算してつぎに到来する年単位の契約応当日の前日までの期間をいい、初年度を第1保険年度、以下1年を経るごとに第2保険年度、第3保険年度と数えることとします。

ほ けん りょう
保 険 料

保険契約者から当社にお払いただくお金のことをいいます。

ほ けん りょう き かん
保 険 料 期 間

保険料払込期間中の契約応当日（月払、半年払、年払の場合、各月・半年・各年ごとの契約応当日）からつぎの契約応当日前日までの期間をいいます。

ま

めん せき じ ゆう
免責事由

被保険者が支払事由に該当した場合でも、被保険者の自殺行為等のケースでは保険金等が支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や

やつ かん
約 款

ご契約についてのとりきめ等を記載したもので、普通保険約款と特約条項で構成されています。

ゆうよきかん
猶 予 期 間

払込期月内に保険料のお払込の都合がつかない場合のために、お払込の猶予期間を設けています。猶予期間内に保険料のお払込がないと保険契約は失効します。なお、猶予期間は保険料払込方法〈回数〉によって異なります。



I. ご契約にあたって

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について	10
2. 生命保険募集人について	10
3. 現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合について	11
4. ご契約の申込書・告知書について	12
5. 告知について	13
6. おからだの状態等によっては、特別の条件をつけてお引受することがあります	16
7. お申込の撤回または解除（クーリング・オフ制度）について	17
8. 保障はつぎの時から開始されます	19
9. 保険証券をお確かめください	20

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2. 生命保険募集人について

当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続の例）

・ 保険契約の復活 ・ 特約の中途付加 等

3. 現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合について

現在ご契約の保険契約を解約または減額することを前提に、新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ

現在ご契約の保険契約を解約または減額するときは、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 解約または減額の際にお払戻できる金額は、多くの場合、お払込保険料（減額の場合は減額部分に対応するお払込保険料）の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約または減額されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

新たな保険契約につきましては、つぎのお取扱となることがありますのでご注意ください。

- お申込に際して、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。
- 新たな保険契約の責任開始期からその日を含めて2年以内の自殺の場合には、保険金・給付金等をお支払しません。
- 新たな保険契約の責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合には、主契約または各特約に定める保険金または給付金等の支払事由には該当しません（ただし、死亡保険金を除きます）。
- 新たな保険契約の告知をしていただく際、事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されますと、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金・給付金等が支払われない場合があります。

説明
主な
保険
用語
のご

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴について

III. ご契約後について

IV. 請求手続について

V. 諸制度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

4. ご契約の申込書・告知書について

ご契約の申込書・告知書は、保険契約者および被保険者ご自身でご記入ください。ご記入後は、内容を十分お確かめのうえ、保険契約者および被保険者ご自身で署名・捺印（捺印が必要な場合）をお願いします。また、ご契約の際にご記入いただき、お渡しする告知書（被保険者さま控）はお手元で大切に保管してください。

《情報端末を利用してご契約の申込手续を行う場合》

情報端末を利用したお申込の場合は、お手続き画面に必要な事項をご入力ください。ご入力後は、入力内容を十分お確かめのうえ、保険契約者および被保険者ご自身で署名をお願いします。

※情報端末を利用したご契約の申込手续は、実際にお取扱を行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱となります。

※募集代理店によっては情報端末を利用したご契約の申込手续をお取扱しない場合があります。

参照 ▶ 告知について、詳しくは「I. ご契約にあたって」の「5. 告知について」をご参照ください。

5. 告知について

ご契約をお引受するかどうかを決めるための重要なことからについておたずねします。

告知義務とは

保険契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等**について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

告知の方法

健康状態や職業については、ありのままお伝えください。

診査を行うご契約の場合（診査医扱）

当社指定の医師が、被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間）等についておたずねしますので、**その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。**口頭により告知していただいた内容は、医師により記録されますのでご確認のうえご署名ください。

診査を行わないご契約の場合（診査医扱以外）

告知書に保険契約者または被保険者自身のありのままをご記入ください。過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）等、告知書にご記入いただく事項は、当社がご契約をお引受するかどうかを決めるための重要なことからですから、書面でおたずねすることにしています。
このお取扱は勤務先の健康診断の結果によって健康状態を確認する場合も同様です。

⚠ ご注意

告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

なお、健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等は、ご契約をお断りする場合があります。

次のページへつづきます

説明
主な
保険
用語
の
ご

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴について

III. ご契約後について

IV. 請求手続について

V. 諸制度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

傷病歴等がある方への引受対応について

当社では、保険契約者間の公平性を保つため、被保険者のおからだの状態すなわち保険金等のお支払が発生するリスクに応じた引受対応を行っています。傷病歴等がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引受することがあります（お引受できないことや「保険料の割増」「保険金・給付金の削減」「特定の障害についての保障範囲からの除外」等の特別な条件をつけてお引受することもあります）。

傷病歴・通院事実等を告知された場合

- ・ 所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- ・ ご契約のお引受について、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とします。
 - ① 無条件でご契約をお引受する
 - ② 特別な条件付（保険料の割増、保険金・給付金の削減、特定の障害についての保障範囲からの除外等）のうえでご契約をお引受する
 - ③ 今回のご契約はお断りする

告知義務違反について

もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除し、保険金等をお支払できないことがあります。

告知していただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活日・復旧日）からその日を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知しないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

- 責任開始日または復活日からその日を含めて2年を経過していても、保険金等の支払事由等が責任開始日または復活日からその日を含めて2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払する事由が発生していても、これをお支払することはできません。また、保険料のお払込を免除する事由が発生していても、お払込を免除することはできません（ただし、「保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払することまたは保険料のお払込を免除することがあります）。

この場合には、解約の際にお支払する返戻金があれば保険契約者にお支払します。

※なお、上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金等をお支払できないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払できないことがあります。

この場合、

- ・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。
- ・また、すでにお払込いただいた保険料はお返ししません。

※「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。

- ・一般の契約と同様に告知義務があります。
「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・また、詐欺による契約の取消の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受がでなかつたり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求および保険料のお払込の免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認する場合があります。

6. おからだの状態等によっては、特別の条件をつけてお引受することがあります

おからだの状態等によっては、他の保険契約者との公平性を保つために「保険料の割増（特別保険料領収法）」、「保険金・給付金額の削減（保険金・給付金削減支払法）」、「特定の障害についての保障範囲からの除外（特定障害不担保特約の付加）」等の条件をつけることで、ご契約をお引受する場合があります。

この場合には、当社よりその条件を提示しますので、**約 款**の「特別条件付保険特約条項」または「特定障害不担保特約条項」をご熟読のうえ、お示した条件をご承諾いただければ、ご契約をお引受します。ご承諾にあたっては、当社所定の「承諾書」に署名・捺印（捺印が必要な場合）ください。

※情報端末を利用して特別の条件をご承諾いただく場合は、お手続き画面に署名ください。

⚠️ ご注意

特別条件付保険特約が適用されたご契約については、普通保険約款に定める契約内容の変更等のうち、つぎのお取扱をすることができなくなります。

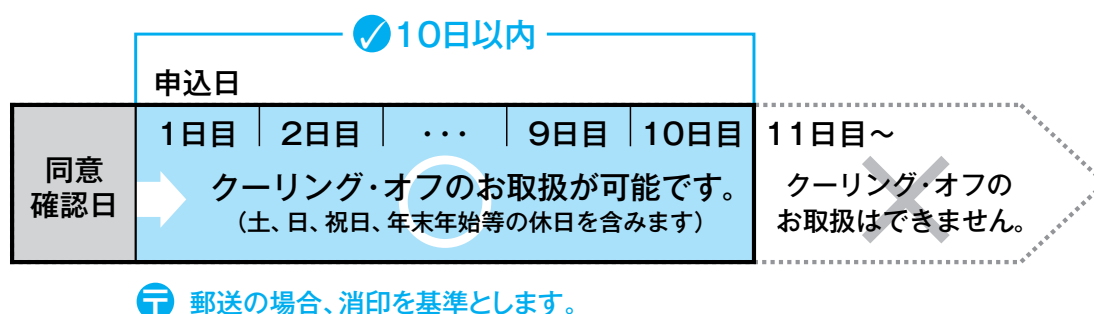
- ① 払済保険への変更（ただし、保険金削減期間に限ります）
- ② 延長定期保険への変更
- ③ 原保険契約への復旧 等

7. お申込の撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。

- 申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、申込日または重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)についての同意確認日のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)であれば、書面によりお申込の撤回またはご契約の解除(以下「お申込の撤回等」といいます)をすることができます。
- ※特別な条件がつき、特別条件承諾書にご署名いただいた場合でも、お申込の撤回等ができる期限は上記と同じです。

お申込の撤回等(クーリング・オフ)のながれ



- お申込の撤回等をされた場合、PGF生命にお払いいただいた保険料と同額をご返金します。

説明
主な
保険
用語
の
ご

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴に
ついて

III. ご契約後について

IV. 請求手続について

V. 諸制度その他生命保
険に関するお知らせ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

次のページへつづきます

■お申込の撤回等の方法

- お申込の撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。この場合、書面には「お申込の撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名（自署）、住所、電話番号、申込書番号（申込書控に印字）、保険料返金先（返金口座）をご記入ください。
- お申込の撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申出ください。

お申込の撤回等(クーリング・オフ)お申出書面(封書)の記載見本(例)

切手 〇〇局 00.00.00 10日以内の 消印有効	1028015 PGF生命クーリング・オフ担当 宛	東京都千代田区一番町21番地	PGF生命 行 私は下記契約の申し込みを撤回します。 氏名 〇〇 〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇 電話番号 〇〇〇〇ー〇〇ー〇〇〇〇 申込書番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 保険料返金先 〇〇銀行 〇〇支店 預金種目 〇〇 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 口座名義人 〇〇〇〇	●お申込の撤回等をする旨の明記 ●自署 ●申込書控に印字 ●すでに保険料を払い込まれた場合
●送付先 〒102-8015 東京都千代田区一番町21番地 PGF生命クーリング・オフ担当				

■お申込の撤回等のお取扱期限

お申込の撤回等の方法	お取扱期限
郵 送	10日以内の消印まで有効
直接提出	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効

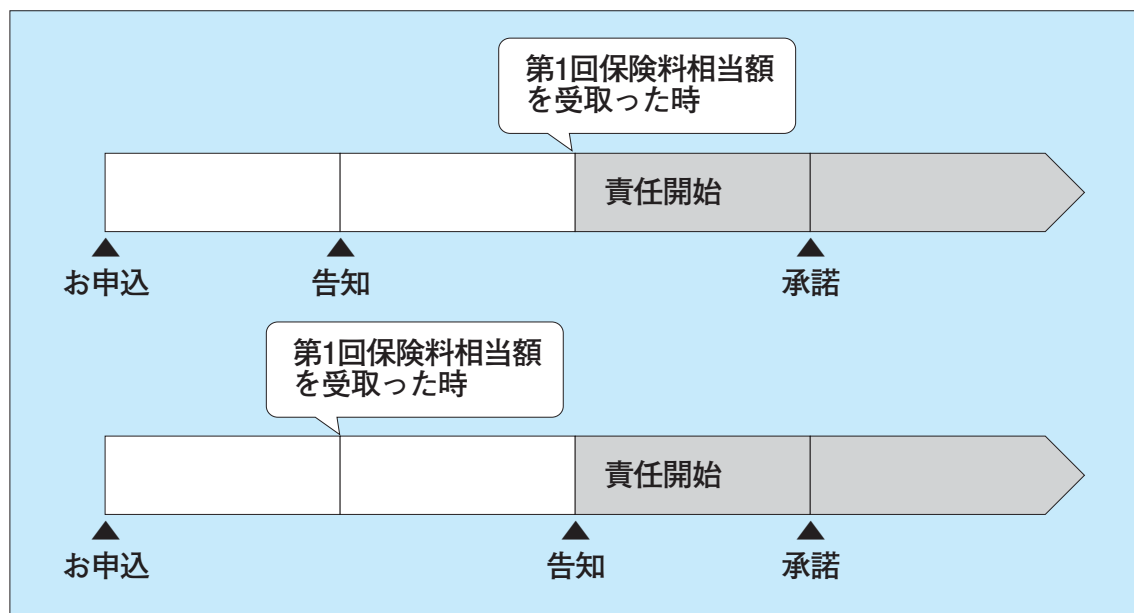
以下の場合、**お申込の撤回等(クーリング・オフ)はお取扱できません。**

- ① PGF生命の指定した医師の診査を受けられた場合
- ② 債務履行の担保のための保険契約である場合
- ③ 既契約の更新・更改、または既契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合

8. 保障はつぎの時から開始されます

お申しいただいたご契約の引受を当社が承諾した場合、当社が第1回保険料相当額を受取った時（告知前に受取った場合は告知の時）から保険契約上の責任を開始します。

●責任開始について図示するとつぎのようになります。



通常は責任開始日が契約日となりますが、保険料の払込方法＜経路＞・＜回数＞によっては契約日が責任開始日の属する月の翌月1日となります。

⚠️ ご注意

がん診断特約については、責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合は、責任開始期前にがんと診断確定されたものとみなしてがん診断給付金をお支払しません。

説明
主な
保険
用語
の
ご

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴について

III. ご契約後について

IV. 請求手続について

V. 諸制度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

9. 保険証券をお確かめください

ご契約をお引受しますと、当社は、保険証券を保険契約者にお届けします。保険証券に書いてあることがらが、ご自身がお申込された内容と相違していないかどうか、もう一度よくお確かめください。万一、お申込内容と保険証券が違っているときには、当社にご連絡ください。

保険証券は、ご契約上のあらゆるお手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。



Ⅱ.しくみと特徴 について

1.保険金逋増型終身保険（低解約返戻金型）のしくみと特徴—	22
2.がん診断特約を付加しない場合 —————	24
3.保険金のお支払等について —————	26
4.がん診断特約 —————	29
5.リビング・ニース特約 —————	31
6.介護前払特約 —————	34
7.保険金等の支払方法の選択に関する特約 —————	39
8.指定代理請求特約 —————	41
9.保険金をお支払できない場合、保険料のお払込を免除できない場合 —	45
10.保険契約の解除・取消・無効について —————	47
11.「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例———	49

ご契約のしおり

説明
主な
保険
用語の
こ

Ⅰ.ご契約にあたって

Ⅱ.しくみと特徴に

Ⅲ.ご契約後について

Ⅳ.請求手続について

Ⅴ.諸制度その他生命保

約 款

主
契
約

特
約

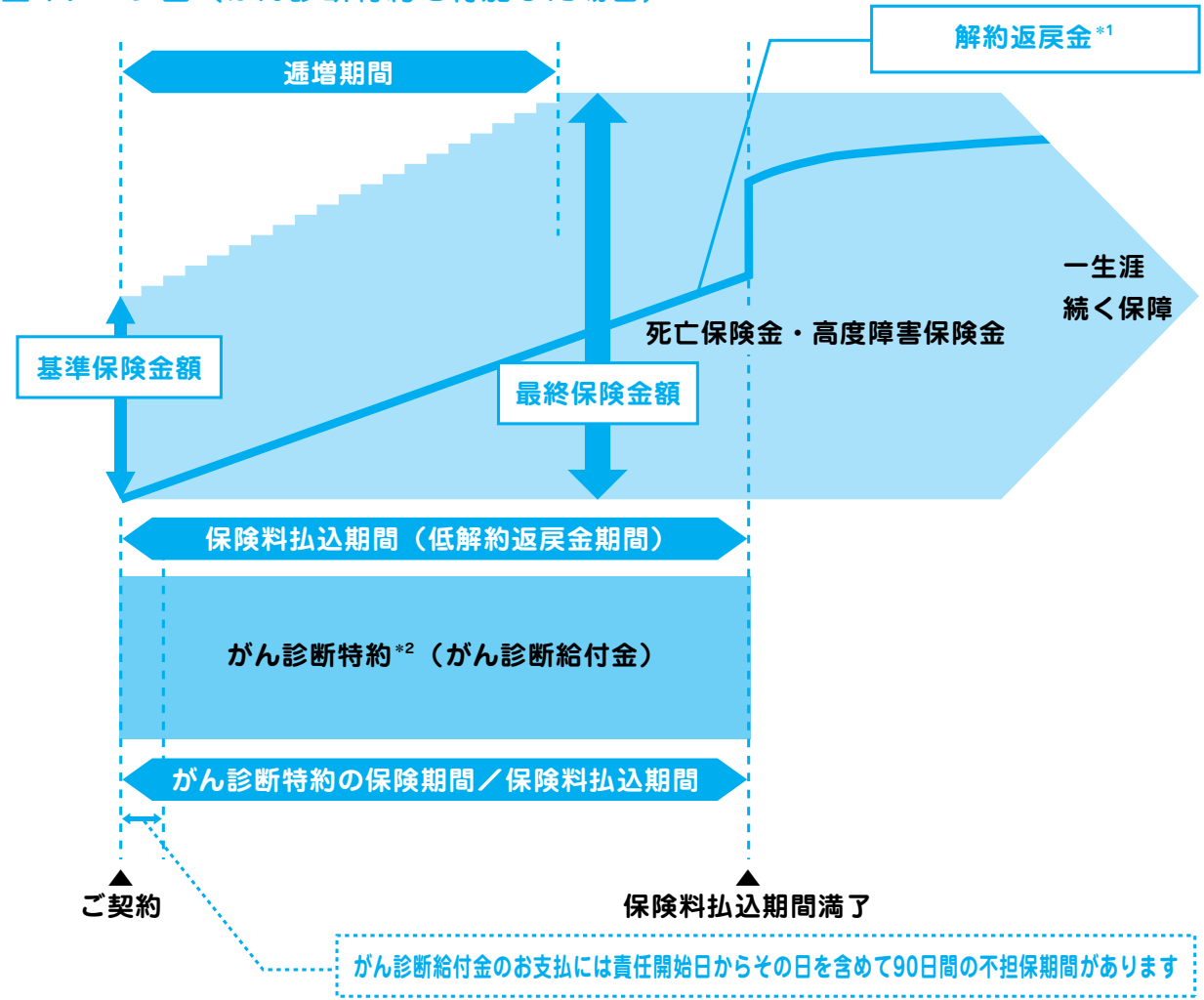
別
表

1. 保険金逦増型終身保険(低解約返戻金型)のしくみと特徴

この保険は、一定期間保険金が逦増する一生涯の保障のある終身保険です。

し く み

■イメージ図（がん診断特約を付加した場合）



*1 主契約の保険料払込期間中の解約返戻金は当社の定める方法で計算した解約返戻金額を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合（70％）を乗じた金額となります。

*2 がん診断特約の保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

※この保険は無配当保険です。

●各保険金等の説明は下記をご参照ください。

保険金・給付金	項目	ページ
死亡保険金・高度障害保険金	保険金のお支払等について	P26
がん診断給付金	がん診断特約	P29

特 徴

- ① 死亡・高度障害の保障が一生涯継続します。
- ② 保険金額が逡増期間中に逡増し、逡増期間経過後に一定額となるしくみの終身保険です。
- ③ 逡増期間中は所定の割合で毎年、保険金額が逡増します。
最終保険金額は基準保険金額の2倍となります。
- ④ 保険料払込期間中の解約返戻金が低く抑えられているため、保険料のご負担が軽くなっています^{*1}。
^{*1} 主契約の保険料払込期間中の解約返戻金は当社の定める方法で計算した解約返戻金額を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合（70%）を乗じた金額となります。がん診断特約の保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
- ⑤ 保険料払込期間中にがんと診断確定された場合、がん診断給付金をお支払します^{*2}。
^{*2} がん診断特約を付加した場合、責任開始期前にがんと診断されたことのない被保険者が、がん診断特約の保険期間中にはじめてがんと診断確定されたとき、がん診断給付金をお支払します。がん診断給付金のお支払はがん診断特約の保険期間を通じて1回とします。がん診断給付金のお支払には責任開始日からその日を含めて90日間の不担保期間があります。上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんはお支払の対象となりません。

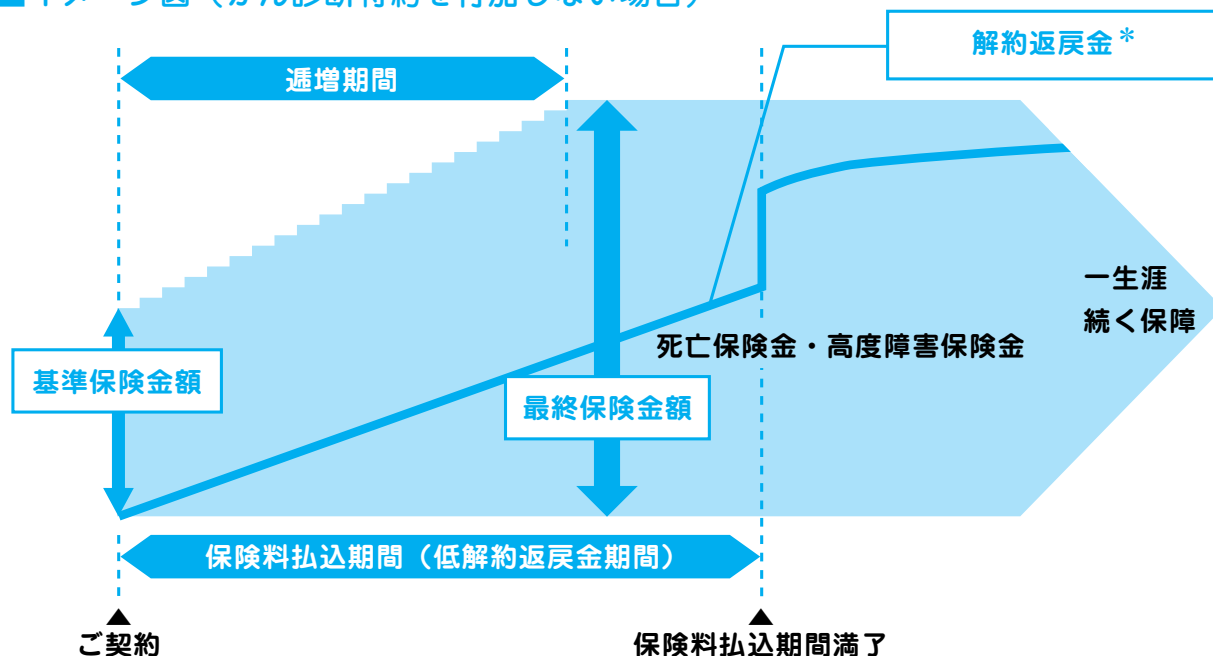
保険年度	契約日または年単位の契約応当日から起算してつぎに到来する年単位の契約応当日の前日までの期間をいい、初年度を第1保険年度、以下1年を経るごとに第2保険年度、第3保険年度と数えることとします。
逡増期間	契約日から起算した保険金額が増加する期間のことをいいます。また、逡増期間が満了する日の翌日以降を「逡増期間経過後」といいます。
基準保険金額	第1保険年度の保険金額のことをいい、保険契約の締結の際、保険契約者の申し出により定めた保険金額の計算の基準となる金額をいいます。ただし、基準保険金額が減額されたときは減額後の金額をいいます。
逡増率	保険金額が増加する割合のことをいいます。
各保険年度の増加額	基準保険金額に逡増率を乗じた金額のことをいいます。
最終保険金額	逡増期間経過後の保険金額のことをいいます。
低解約返戻金期間	解約返戻金の水準を抑制して設定している期間をいいます。低解約返戻金期間は保険料払込期間と同一です。
低解約返戻金割合	低解約返戻金期間中の解約返戻金を計算する際に用いる割合のことをいいます。低解約返戻金割合は70%です。

2.がん診断特約を付加しない場合

この保険は、一定期間保険金が遡増する一生涯の保障のある終身保険です。

し く み

■イメージ図（がん診断特約を付加しない場合）



* 主契約の保険料払込期間中の解約返戻金は当社の定める方法で計算した解約返戻金額を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合（70％）を乗じた金額となります。

※この保険は無配当保険です。

●各保険金等の説明は下記をご参照ください。

保険金	項目	ページ
死亡保険金・高度障害保険金	保険金のお支払等について	P26

特 徴

- ① 死亡・高度障害の保障が一生涯継続します。
- ② 保険金額が逡増期間中に逡増し、逡増期間経過後に一定額となるしくみの終身保険です。
- ③ 逡増期間中は所定の割合で毎年、保険金額が逡増します。
最終保険金額は基準保険金額の2倍となります。
- ④ 保険料払込期間中の解約返戻金が低く抑えられているため、保険料のご負担が軽くなっています*。

* 主契約の保険料払込期間中の解約返戻金は当社の定める方法で計算した解約返戻金額を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合（70%）を乗じた金額となります。

保険年度	契約日または年単位の契約応当日から起算してつぎに到来する年単位の契約応当日の前日までの期間をいい、初年度を第1保険年度、以下1年を経るごとに第2保険年度、第3保険年度と数えることとします。
逡増期間	契約日から起算した保険金額が増加する期間のことをいいます。また、逡増期間が満了する日の翌日以降を「逡増期間経過後」といいます。
基準保険金額	第1保険年度の保険金額のことをいい、保険契約の締結の際、保険契約者の申し出により定めた保険金額の計算の基準となる金額をいいます。ただし、基準保険金額が減額されたときは減額後の金額をいいます。
逡増率	保険金額が増加する割合のことをいいます。
各保険年度の増加額	基準保険金額に逡増率を乗じた金額のことをいいます。
最終保険金額	逡増期間経過後の保険金額のことをいいます。
低解約返戻金期間	解約返戻金の水準を抑制して設定している期間をいいます。低解約返戻金期間は保険料払込期間と同一です。
低解約返戻金割合	低解約返戻金期間中の解約返戻金を計算する際に用いる割合のことをいいます。低解約返戻金割合は70%です。

3.保険金のお支払等について

保険金をお支払する場合

■つぎのときには、死亡保険金・高度障害保険金をお支払します。

保険金	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	被保険者が死亡された日の死亡保険金額*	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として高度障害状態（別表1）になられたとき	被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当した日における死亡保険金額*と同額の金額	被保険者

参照▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

* 死亡保険金額は、以下のように計算した金額となります。

通増期間中	支払事由に該当した保険年度から1を引いた年数に各保険年度の増加額を乗じ、その値に基準保険金額を加算した金額となります。
通増期間経過後	通増期間経過後の最初の保険年度から1を引いた年数に各保険年度の増加額を乗じ、その値に基準保険金額を加算した金額となります。

■各保険年度の死亡保険金額の例

《通増期間20年、通増率5%、基準保険金額500万円、各保険年度の増加額25万円（500万円×5%）の場合》
例えば、支払事由に該当した保険年度が第2保険年度の場合の死亡保険金額は、「500万円（基準保険金額）+25万円（各保険年度の増加額）×（2-1）（支払事由に該当した保険年度-1）=525万円」となります。

保険年度	死亡保険金額	計算式	保険年度	死亡保険金額	計算式
第1	500万円	500万円+25万円×（1-1）	第11	750万円	500万円+25万円×（11-1）
第2	525万円	500万円+25万円×（2-1）	第12	775万円	500万円+25万円×（12-1）
第3	550万円	500万円+25万円×（3-1）	第13	800万円	500万円+25万円×（13-1）
第4	575万円	500万円+25万円×（4-1）	第14	825万円	500万円+25万円×（14-1）
第5	600万円	500万円+25万円×（5-1）	第15	850万円	500万円+25万円×（15-1）
第6	625万円	500万円+25万円×（6-1）	第16	875万円	500万円+25万円×（16-1）
第7	650万円	500万円+25万円×（7-1）	第17	900万円	500万円+25万円×（17-1）
第8	675万円	500万円+25万円×（8-1）	第18	925万円	500万円+25万円×（18-1）
第9	700万円	500万円+25万円×（9-1）	第19	950万円	500万円+25万円×（19-1）
第10	725万円	500万円+25万円×（10-1）	第20	975万円	500万円+25万円×（20-1）
			第21	1,000万円	500万円+25万円×（21-1）

※第21保険年度以降（通増期間経過後）の死亡保険金額は1,000万円となります。

- 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払しません。
- 保険金のお支払については、一時支払のほか、年金支払および据置支払もお取扱しています。

参照 ▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「7. 保険金等の支払方法の選択に関する特約」をご参照ください。

- 保険金の支払事由が発生した場合は、すみやかに当社へご通知のうえ、所定の請求書類（別表4）をご提出ください。

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

- お支払する保険金の金額は、支払事由に該当した日の保険金額になります（当社が保険金をお支払する日の金額ではありません）。

保険金をお支払できない場合

- つぎのときには、死亡保険金・高度障害保険金をお支払できません。

保険金	免責事由
死亡保険金	① 責任開始日（最後の復活日・復旧日）からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺 （注）精神障害等による自殺については、保険金をお支払する場合もありますので、当社へお問い合わせください。 ② 保険契約者または死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき
高度障害保険金	① 保険契約者または被保険者の故意によって高度障害状態（別表1）になられたとき

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

- つぎのときには、死亡保険金・高度障害保険金を削減してお支払することがあります。

被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡され、または高度障害状態（別表1）になられた場合で、その原因によって死亡し、または高度障害状態（別表1）になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

保険料のお払込を免除する場合

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、所定の身体障害状態（別表3）に該当したときは、以後の保険料のお払込が免除されます。

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

- 保険料の払込免除事由が発生した場合は、すみやかに当社へご通知のうえ、所定の請求書類（別表4）をご提出ください。

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

保険料のお払込を免除できない場合

■ 被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害状態（別表3）になられたときには、保険料のお払込を免除できません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故
- ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

■ つぎのときには、保険料のお払込を免除しないことがあります。

被保険者が、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって身体障害状態（別表3）になられた場合で、その原因によって身体障害状態（別表3）になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

告知義務違反による解除、重大事由による解除等の場合には保険金をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません。

参照 ▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「9. 保険金をお支払できない場合、保険料のお払込を免除できない場合」をご参照ください。

4.がん診断特約

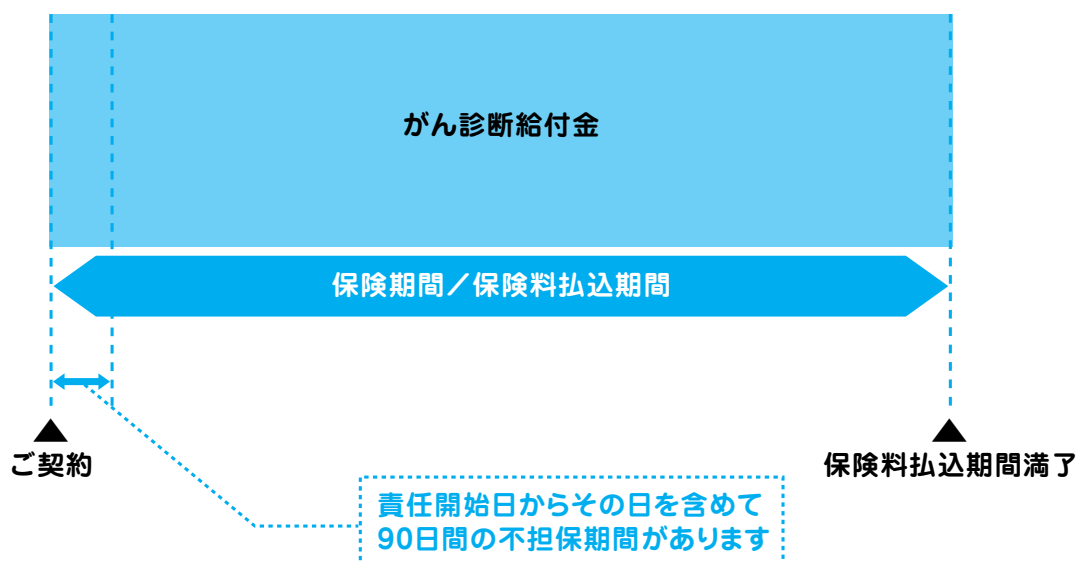
がんによる高額な治療費にそなえるための特約

特 徴

責任開始期前にかんと診断されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中にはじめてがんと診断確定されたとき、がん診断給付金をお支払します。

し く み

■イメージ図



※この特約の保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

この特約による給付金のお支払について

■がん診断給付金の支払事由について

給付金	支払事由	受取人
がん診断給付金	責任開始期前にかんと診断されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中にはじめてがんと診断確定されたとき	被保険者

※ がん診断給付金のお支払はこの特約の保険期間を通じて1回です。がん診断給付金をお支払した場合、この特約は消滅します。

次のページへつづきます

■ 支払対象となるがん（悪性新生物）（別表11）について

上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんはお支払の対象となりません。

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

■ 診断確定（別表12）について

診断確定は、医師または歯科医師の資格を持つ者により、病理組織学的所見（生検）によってなされたものでなければなりません。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には他の所見による診断確定も認めることがあります。

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

■ 支払限度について

- ・がん診断給付金のお支払はこの特約の保険期間を通じて1回です。
- ・がん診断給付金をお支払した場合、この特約は消滅します。

■ 不担保期間について

責任開始日からその日を含めて90日以内*にがんを診断確定された場合は、責任開始期前にはがんを診断確定されたものとみなしてがん診断給付金をお支払しません。

* 復活または復旧が責任開始日からその日を含めて90日以内に行われた場合を含みます。

■ 責任開始期前にはがんを診断確定されていた場合

被保険者が告知前または告知のときから責任開始期前までにがんを診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者の知・不知にかかわらず、この特約は無効となります。

この場合、既に払い込まれた保険料はつぎのとおりお取扱します。

- ① 告知前に被保険者ががんを診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
- ② 告知前に被保険者ががんを診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
- ③ 告知のときから責任開始期までに、被保険者ががんを診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。

■ 請求の手続きについて

がん診断給付金の支払事由が発生した場合は、すみやかに当社へご通知のうえ、所定の請求書類（別表4）をご提出ください。

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

がん診断給付金をお支払できない場合

告知義務違反による解除、重大事由による解除等の場合にはがん診断給付金をお支払できません。

参照 ▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「9. 保険金をお支払できない場合、保険料のお払込を免除できない場合」をご参照ください。

5.リビング・ニーズ特約

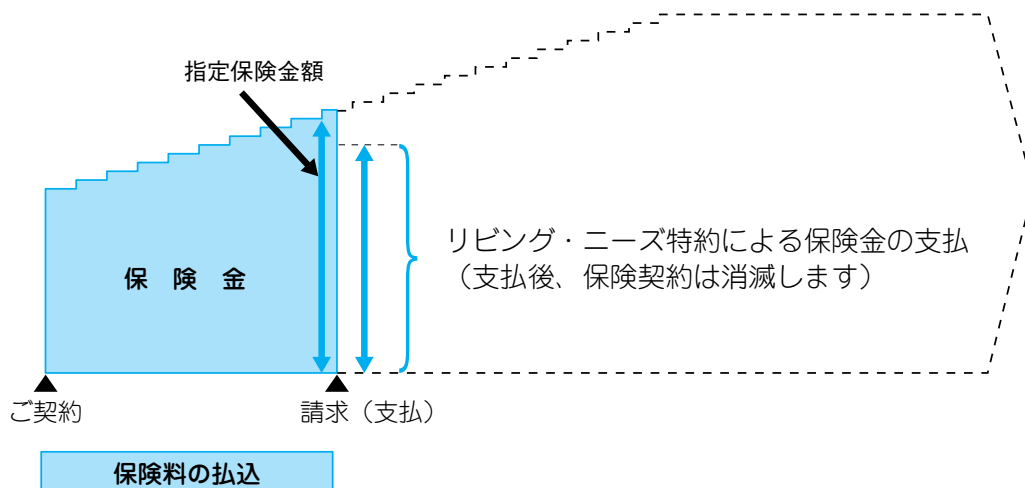
死亡保険金を所定の状態のときに受取るための特約

特 徴

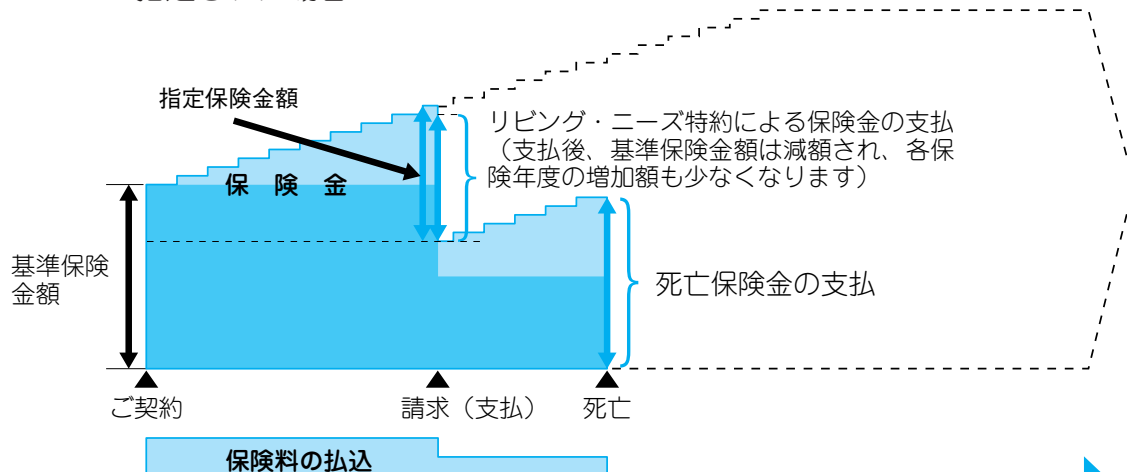
被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払します。

し く み

- イメージ図（死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ特約による保険金を支払う場合）
（例）通増期間20年の契約で第10保険年度に死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合



- イメージ図（死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ特約による保険金を支払う場合）
（例）通増期間20年の契約で第10保険年度に死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合



次のページへつづきます

主な
保険
用語
の
ご
説
明

Ⅰ.ご契約にあたって

Ⅱ.しくみと特徴について

Ⅲ.ご契約後について

Ⅳ.請求手続について

Ⅴ.諸制度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

- この特約により支払われる保険金額は、指定保険金額*¹から、6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額となります。

* 1 指定保険金額は、主契約の死亡保険金額（この特約の請求日における死亡保険金額とします（当社が保険金をお支払する日の金額ではありません））のうち、当社の定める範囲内でこの特約の保険金の受取人が指定した金額となります。

- この特約による保険金をお支払した場合には、指定保険金額と同額の主契約の死亡保険金額が減額されたものとしてお取扱します。この場合、減額された死亡保険金額に対応する基準保険金額を減額したものととして取扱いします。ただし、減額部分に対する解約返戻金があってもこれをお支払しません。

主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金をお支払した場合	付加されている特約もすべて消滅するものとします。
主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金をお支払した場合	付加されている特約は消滅することなく継続します。
この特約による保険金の請求時に、主契約が保険金削減期間中である場合	この特約によりお支払する保険金額についても、保険金削減支払法を適用します。

■特約の保険料について

この特約は、特約保険料のお払込の必要はありません。

この特約による保険金のお支払について

- 特約条項に定めるように、被保険者から当社に請求があり被保険者の余命が6か月以内*²と判断される場合に、この特約による保険金を被保険者にお支払します。

* 2 余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、当社の医師の見解（場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン）も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味します。

- 「診断書」中には、被保険者の余命が6か月以内であることに関する医師の意見を記入していただく部分があります。請求の際にはこの欄に医師の意見を記入していただけてください。

- この特約による保険金支払の際には、主契約の死亡保険金額のうち、当社の定める範囲内でこの特約の保険金の受取人が指定した金額（指定保険金額）から、当社の定める方法により、この特約の保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額をお支払します。このとき、貸付金がある場合には、当社の定める方法により、支払うべき金額からその元利金を差し引いてお支払します。

- この特約による保険金のお支払金額は、指定保険金額が3,000万円となる額を限度とします。また、他の保険契約と通算して、1被保険者につき指定保険金額が3,000万円となる額を限度とします。指定保険金額の合計が3,000万円に達した場合には、以後この特約による請求はお受けしません。この場合、この特約による保険金請求者が被保険者であるか指定代理請求人であるか法人であるかを問いません。
- この特約による保険金支払は1保険契約について1回を限度とします。

■請求の手続きについて

この特約による保険金のお支払をご希望の場合には、すみやかに当社へご通知のうえ、所定の請求書類（別表4）をご提出ください。

参照▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

■特約の消滅について

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- ① この特約の保険金を支払ったとき
- ② 主契約が消滅したとき
- ③ 主契約が延長定期保険に変更されたとき
- ④ 主契約に質権が設定されたとき

保険金をお支払できない場合

- 保険契約者または被保険者の故意により、被保険者の余命が6か月以内と判断される状態に該当したときはこの特約による保険金のお支払はできません。
- 告知義務違反による解除、重大事由による解除等の場合には保険金をお支払できません。

参照▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「9. 保険金をお支払できない場合、保険料のお払込を免除できない場合」をご参照ください。

6.介護前払特約

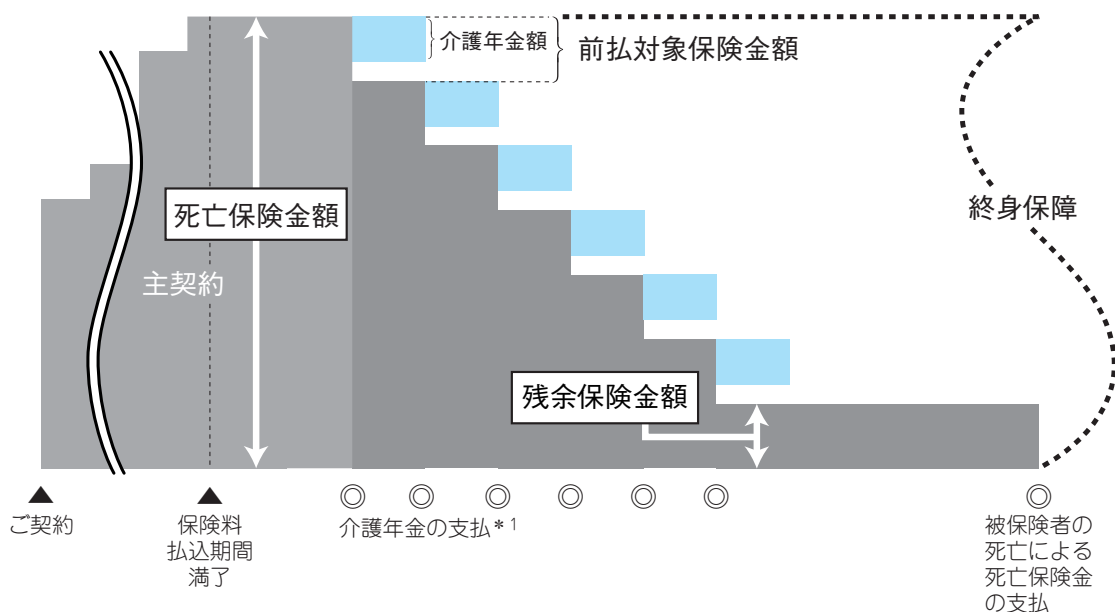
死亡保険金を所定の状態のときに受取るための特約

特 徴

主契約の保険料払込期間が満了し、被保険者の年齢が満65歳以上で所定の要介護状態であるときに、主契約の死亡保険金額の一部を原資として、介護による保険金の前払金（これを「介護年金」といいます）をお支払することを保障する特約です。

し く み

■イメージ図（主契約に「介護前払特約」を付加した場合）



* 1 主契約の保険料払込期間が満了し、被保険者の年齢が満65歳以上で、公的介護保険制度において要介護4または要介護5に認定された場合に介護年金をお支払します。介護年金は主契約の死亡保険金額が当社所定の最低死亡保険金額に達するまでご請求いただけます。介護年金をご請求の際には、毎年、当社所定の必要書類を提出していただきます。

●介護年金のご請求を受け付けた日を第1回介護年金支払日といい、翌年以降、年単位の応当日ごとに介護年金を請求することができ、毎年請求金額を変更することができます。

- ・介護年金額は、第1回介護年金支払日または介護年金支払応当日において当社所定の範囲内から介護年金の受取人が指定した金額となります。
- ・介護年金額は10万円以上で指定することができます。

- この特約により介護年金が支払われた場合には、指定した介護年金額より大きい金額である前払対象保険金額*²が主契約の死亡保険金額から減額されます*³。そのため、介護年金額と残余保険金額*⁴の合計額は元の主契約の死亡保険金額を下回ります。

被保険者が死亡した場合、残余保険金額を死亡保険金としてお支払します。

*² 前払対象保険金額は、指定された介護年金額に、請求日における当社の所定の率および計算方法により計算された前払に係る利息等を加えた金額となります。

*³ この場合、減額された死亡保険金額に対応する基準保険金額を減額したものととして取扱います。また、減額部分に対する解約返戻金はお支払しません。

*⁴ 残余保険金額は、前払対象保険金額を主契約の死亡保険金額から差し引いた保険金額となります。

- 介護年金の受取人が指定した介護年金額が、前払対象保険金額に対応する解約返戻金額を下回る場合は、前払対象保険金額に対応する解約返戻金相当額を介護年金としてお支払します。

- 当社の定める回数および方法により分割支払を選択することもできます。

- この特約による介護年金のお支払で、主契約の死亡保険金額の一部をお支払した場合でも、付加されている特約は減額または消滅することなく、そのまま続きます。

■特約の付加について

ご契約の締結時だけでなく、ご契約の途中で主契約に付加することもできます。また、当社の定めるところにより、公的介護保険制度における要介護4または要介護5に該当した後でも付加することができます。

■特約の保険料について

この特約は、特約保険料のお払込の必要はありません。

この特約による介護年金のお支払について

■ つぎのときには、この特約による介護年金をお支払します。

名称	支払事由	支払額	受取人
介護年金	第1回介護年金 つぎのいずれにも該当したとき ① 介護年金の請求書類（別表4）が当社に到着していること ② 第1回介護年金の支払日が主契約の保険料払込期間経過後であること ③ 第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満65歳以上であること ④ 第1回介護年金の支払日において、被保険者が公的介護保険制度（別表37）による要介護認定（別表38）または要介護更新認定（別表39）を受け、要介護4または5（別表40）に該当していると認定されていること	介護年金額	主契約の高度障害保険金の受取人
	第2回以後介護年金 第1回介護年金の支払日の1年目ごとの応当日において、つぎのいずれにも該当したとき ① 介護年金の請求書類（別表4）が当社に到着していること ② 被保険者が公的介護保険制度（別表37）による要介護認定（別表38）または要介護更新認定（別表39）を受け、要介護4または5（別表40）に該当していると認定されていること		

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

- この特約によりお支払する介護年金額は、前払対象保険金額が、1被保険者につき3,000万円となる介護年金額まで、かつ主契約の残余保険金額が10万円となる介護年金額までとなります。また、他の保険契約と通算して、1被保険者につき前払対象保険金額が3,000万円となる額を限度とします。
前払対象保険金額の合計が3,000万円に達した場合には、この特約による介護年金の請求者が被保険者であるか指定代理請求人であるか法人であるかを問わず、以後この特約による介護年金のご請求はお受けできません。
- この特約による介護年金のお支払は、1保険契約につき年1回を限度とします。

！ ご注意

リビング・ニーズ特約による保険金の請求とこの特約の介護年金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の介護年金のご請求はなかったものとしてお取扱い、この特約の介護年金はお支払しません。

法令等の改正に伴う支払事由の変更について

- 当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更する場合があります。
- この場合、当社は法令等の改正に伴う支払事由の変更をする旨を、支払事由変更日の2か月前までに、保険契約者に通知します。
- 法令等の改正に伴う支払事由の変更をする旨の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。
 - ① 支払事由の変更を承諾する方法
 - ② 支払事由変更日の前日に解約する方法
- 指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、「①支払事由の変更を承諾する方法」が指定されたものとみなします。

■請求の手続きについて

この特約による介護年金のお支払をご希望の場合には、すみやかに当社へご通知のうえ、所定の請求書類（別表4）をご提出ください。

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

！ ご注意

この特約においては、被保険者が要介護状態に認定されていることの確認を、1年ごとに行う必要があります。2年目以降も要介護状態が継続している場合には、第1回介護年金請求時と同様に請求書類をご提出ください。

■特約の消滅について

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- ① 主契約が消滅したとき
- ② 主契約が延長定期保険に変更されたとき
- ③ リビング・ニーズ特約による保険金が支払われたとき
- ④ この特約の前払対象保険金額の合計額が当社所定の金額をこえるとき
- ⑤ 主契約に質権が設定されたとき

介護年金をお支払できない場合

●被保険者がつぎのいずれかにより公的介護保険制度に定める要介護4または要介護5の状態に該当したときは、この特約による介護年金のお支払はできません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の薬物依存（別表19）

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

●告知義務違反による解除、重大事由による解除等の場合には介護年金をお支払できません。

参照 ▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「9. 保険金をお支払できない場合、保険料のお払込を免除できない場合」をご参照ください。

7. 保険金等の支払方法の選択に関する特約

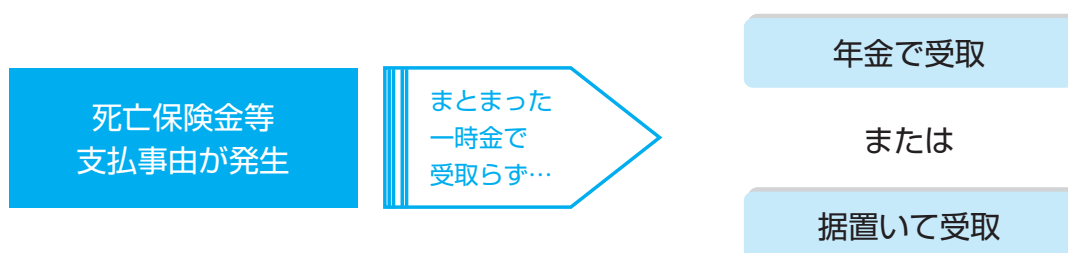
死亡保険金等を年金で受取る、または一定期間据置くための特約

特 徴

この特約を付加することによって、保険金等を一時金以外の方法で受取り、保険金等の受取人の将来の生活安定をはかることができます。

し く み

■イメージ図



この特約の取扱について

- この特約はつぎのとおり付加することができます。
 - ① 保険金等を年金支払または据置支払によりお受取りになる場合、保険金等の受取人からのお申し出により付加することができます。
 - ② 解約返戻金を年金支払または据置支払によりお受取りになる場合、保険契約者からのお申し出により付加することができます。

※この特約は中途付加のみお取扱します。
 ※保険金等の支払後には、この特約は付加できません。
- 年金支払または据置支払の対象となる金額はつぎのとおりです。
 - ① 保険金等の場合、保険金等の全部または一部
 - ② 解約返戻金の場合、解約返戻金の全部または一部
- 年金支払における年金の種類はつぎのとおりです。
 - ① 保証期間付夫婦連生終身年金
 - ② 保証期間付終身年金
 - ③ 確定年金（年金支払期間指定型）
 - ④ 確定年金（年金額指定型）

次のページへつづきます

説明
主な
保険
用語
のご

Ⅰ.
ご
契約
にあ
たっ
て

Ⅱ.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

Ⅲ.
ご
契約
後
に
つ
い
て

Ⅳ.
請
求
手
続
に
つ
い
て

Ⅴ.
諸
制
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
す
る
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

年金額および据置利息は、将来実際に年金基金が設定されまたは据置が開始された時における、当社所定の利率および計算方法により計算します。

⚠ ご注意

●年金受取人がこの特約を解約することができるのは、年金基金設定日以後年金開始日前に限ります。年金開始日以後に年金支払をおやめになるときは、将来の年金の現価の一時支払をご請求ください。

据置保険金等の受取人は、この特約を解約することはできません。据置支払開始以後に据置支払をおやめになるときは、その時の据置保険金等の一時支払をご請求ください。

参照 ▶ 詳しくは **約 款** の「保険金等の支払方法の選択に関する特約条項」の「年金または据置保険金等の一時支払」に関する規定をご参照ください。

●年金受取人が法人の場合、保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終身年金のお取扱はしません。

●その他、この特約のお取扱等詳しい内容につきましては、当社までお問い合わせください。

8.指定代理請求特約

保険契約者が主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、所定の保険金等の受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わり指定代理請求人が請求を行うことができる特約です。

※指定代理請求人は、原則として特約の中途付加や契約内容の変更等を行うことはできません。

※保険金等とは、保険金、給付金、年金、保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。

1

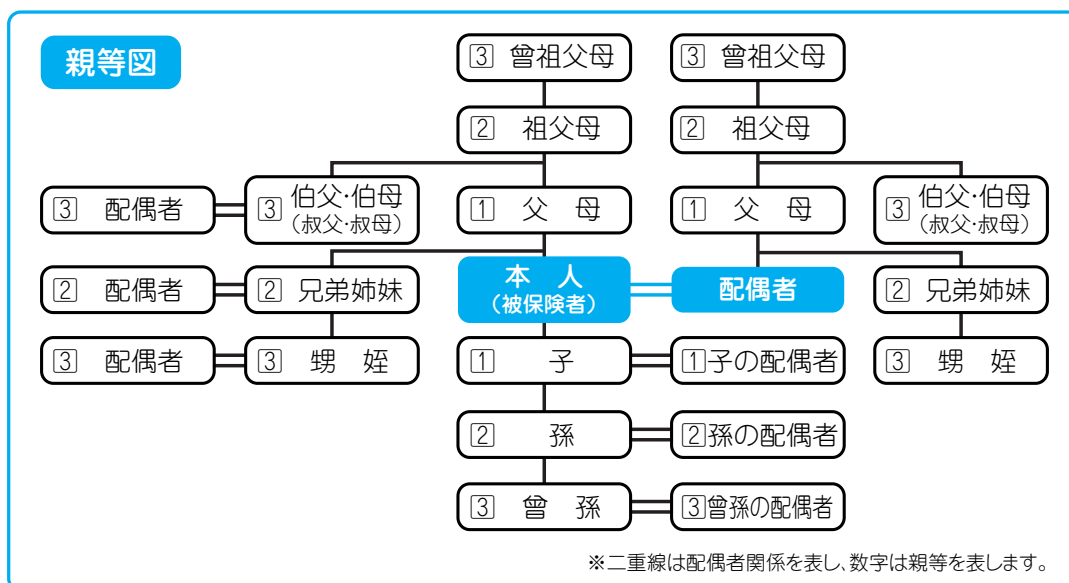
指定代理請求人について

指定代理請求人は1名とし、つぎの〈指定代理請求人の範囲〉から指定していただきます。

〈指定代理請求人の範囲〉

- ① 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 主契約の被保険者の3親等内の親族
- ③ 上記①②のほか、つぎの範囲内の者で、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者
 - (1) 主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている者
 - (2) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (3) 死亡保険金受取人
 - (4) その他前(1)から(3)までの者と同等の関係にある者

※保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更指定することができます。



次のページへつづきます

説明
主な
保険
用語
の
ご

Ⅰ.
ご
契約
にあ
た
つ
て

Ⅱ.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

Ⅲ.
ご
契約
後
に
つ
い
て

Ⅳ.
請
求
手
続
に
つ
い
て

Ⅴ.
諸
制
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
す
る
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別

表

⚠️ ご注意

指定代理請求特約による代理請求を確実にを行うため、指定代理請求人を指定・変更指定した場合、指定代理請求人になられた方に対して、必ず「指定した」ことをお伝えください。

2

代理請求が可能なケースについて

1 指定代理請求人による代理請求

つぎの〈保険金等の受取人が保険金等を請求できない事情〉の①～③のいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

〈保険金等の受取人が保険金等を請求できない事情〉

- ① 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ② 当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③ その他、①または②に準じる状態であると当社が認めた場合

2

保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求

①の〈保険金等の受取人が保険金等を請求できない事情〉の①～③のいずれかに該当し、さらに、指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者*が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

* 戸籍上の配偶者がいない場合または戸籍上の配偶者が保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合もしくはこれに準じる状態であると当社が認めた場合には、その受取人と生計を一にする者

- ① 指定代理請求人が保険金等の請求時において、すでに死亡している場合
- ② 指定代理請求人が保険金等の請求時において、①の〈指定代理請求人の範囲〉の範囲外である場合
- ③ 指定代理請求人が指定されていない場合
- ④ 指定代理請求人が保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合またはこれに準じる状態であると当社が認めた場合

3

代理請求できる保険金等について

代理請求の対象となる保険金等はつぎの範囲内となります。

- ① 主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
- ② 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

代理請求の対象となる保険金等は上記の①または②に該当する下表の保険金等となります。

主契約／特約名称	代理請求の対象となる保険金等
保険金遡増型終身保険（低解約返戻金型）	高度障害保険金 保険料の払込免除
がん診断特約	がん診断給付金 特約保険料の払込免除
リビング・ニース特約	特約の保険金
介護前払特約	介護年金
保険金等の支払方法の選択に関する特約	夫婦年金 年金

〈保険金等の支払方法の選択に関する特約の年金について〉

- ・年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、年金基金ごとに指定代理請求特約を付加していただきます。

※すでに主契約に指定代理請求特約が付加されている場合であっても、年金基金に指定代理請求特約が付加されていないときは、その年金は代理請求の対象となる保険金等には該当しません。

- ・年金受取人は、つぎの〈指定代理請求人の範囲〉から、年金基金1つにつき1名の指定代理請求人を指定していただきます。また、年金受取人は、同範囲内で指定代理請求人を変更指定することができます。

〈指定代理請求人の範囲〉

- ① 年金受取人の戸籍上の配偶者
- ② 年金受取人の3親等内の親族
- ③ 上記①②のほか、つぎの範囲内の者で、年金受取人のために年金を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者
 - (1) 年金受取人と同居し、または、年金受取人と生計を一にしている者
 - (2) 年金受取人の財産管理を行っている者
 - (3) 死亡一時金受取人
 - (4) その他前(1)から(3)までの者と同等の関係にある者

- ・代理請求の対象となる保険金等は、年金の被保険者と受取人が同一人である年金となります。

⚠ ご注意

- 保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は、保険契約者）が法人である保険金等については、この制度による代理請求はできません。
- 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます）を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等を請求できない所定の状態に該当させた者は、代理請求を行うことができません。

9. 保険金をお支払できない場合、保険料のお払込を免除できない場合

免責事由に該当する場合

免責事由に該当する場合は、支払事由または保険料の払込免除事由に該当しても保険金等をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません。

参照 ▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「3. 保険金のお支払等について」および各特約の項をご参照ください。

責任開始期前に生じた傷害または疾病等を原因とする場合

責任開始期前に生じた傷害または疾病等を直接の原因とする場合には、保険金（死亡保険金を除きます）のお支払等はできません。

ただし、原因となる疾病が責任開始期前に生じた場合でも、以下のいずれかの場合には保険金のお支払等の対象になることがあります。

- ・その疾病について、ご契約の締結または復活の際に、正確で十分な告知等があり、当社が知っていた場合
- ・その疾病について、責任開始期前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックで異常を指摘されなかったことがない場合（ただし、その疾病について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます）

告知義務違反によりご契約が解除された場合

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合は、保険金等をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません。

参照 ▶ 詳しくは「Ⅰ.ご契約にあたって」の「5. 告知について」をご参照ください。

重大事由によりご契約が解除された場合

重大事由に該当し、ご契約が解除された場合は、保険金等をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません。

参照 ▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「10. 保険契約の解除・取消・無効について」をご参照ください。

詐欺による取消、不法取得目的による無効の場合

詐欺による取消、不法取得目的による無効の場合は、保険金等をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません。この場合、すでにお払込いただいた保険料は払戻しません。

参照 ▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「10. 保険契約の解除・取消・無効について」をご参照ください。

説明
主な
保険
用語
の
ご

Ⅰ.
ご
契
約
に
あ
た
っ
て

Ⅱ.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

Ⅲ.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

Ⅳ.
請
求
手
続
に
つ
い
て

Ⅴ.
諸
制
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
す
る
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合

保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合は、保険金等をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません。

参照 ▶ 詳しくは「Ⅲ.ご契約後について」の「2. 保険料の払込猶予期間と失効について」をご参照ください。

当社の社員または当社で委託した者が、保険金等をお支払することができない事由または保険料のお払込を免除することができない事由がないかの確認にお伺いする場合があります。

10.保険契約の解除・取消・無効について

告知義務違反によるご契約の解除について

事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除することがあります。この場合、保険金等をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません。

参照 ▶ 詳しくは「Ⅰ.ご契約にあたって」の「5.告知について」をご参照ください。

重大事由によるご契約の解除について

つぎの①～⑥のいずれかに該当した場合は、ご契約または特約を解除することがあります。この場合、保険金等をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません。

- ① 保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合
- ② 保険金等の請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があった場合
- ③ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ④ 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力^{（注1）}に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{（注2）}を有していると認められる場合
- ⑤ この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待できない上記①～④と同等の事由がある場合
- ⑥ 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①～⑤と同等の重大な事由がある場合

※ 上記の事由が生じた以後に、保険金等の支払事由または保険料のお払込の免除事由が生じたときは、当社は保険金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません（上記④の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払することとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払します）。すでに保険金等をお支払していたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込を免除していたときでもその保険料のお払込を求めることができます。

（注1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与または反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

説明
主な
保険
用語
のご

Ⅰ.
ご契約
にあた
って

Ⅱ.
しくみ
と特徴
につい
て

Ⅲ.
ご契約
後につ
いて

Ⅳ.請求
手続に
ついて

Ⅴ.諸制
度その
他生命
保険に
関する
お知らせ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

次のページへつづきます

詐欺による保険契約の取消について

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結（復活、復旧を含みます）したときは、当社は、その保険契約を取り消す（復旧したときは増額部分を取り消す）ことができます。この場合、すでにお払いただいた保険料は払戻しません。

不法取得目的による保険契約の無効について

保険契約の締結（以下、復活、復旧を含みます）の状況、保険契約成立後の保険金等の請求状況等から判断して、保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結されたものと認められる場合は、当社は、その保険契約を無効（復旧したときは増額部分を無効）とし、すでにお払いただいた保険料は払戻しません。

11.「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例

ご契約内容によっては、記載された事例と異なる場合があります。「お支払する場合」の事例でも、保険金等をお支払できない他の事由にあてはまるときは、お支払できないことがあります。

責任開始期前の受傷・発病の場合

事例 1 責任開始期前の発病

高度障害保険金

当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故や病気を原因とする場合はお支払できません。

< 高度障害保険金の例 >



お支払する場合

- 責任開始期以後に発病した「緑内障」で両眼を失明した場合。



お支払します。

※責任開始期以後に発病した病気による高度障害状態のため、お支払します。



お支払できない場合

- 責任開始期前から「緑内障」に対する継続的な治療を行っており、責任開始期以後に両眼を失明した場合。



お支払できません。

※責任開始期前に発病した病気による高度障害状態のため、お支払できません。

ただし、原因となる病気が責任を開始する前に生じた場合でも、以下のいずれかの場合には責任開始期以後の原因によるものとみなしお支払します。

- その病気について、ご契約の締結または復活の際に、正確で十分な告知等があり、当社が知っていた場合
- その病気について、責任を開始する前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常を指摘されることがない場合（その病気について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます）

次のページへつづきます

説明
主な
保険
用語
の
ご

Ⅰ.
ご
契
約
に
あ
た
っ
て

Ⅱ.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

Ⅲ.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

Ⅳ.
請
求
手
続
に
つ
い
て

Ⅴ.
諸
制
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
す
る
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

支払事由に該当しない場合

事例 2 障害状態と回復の見込み

高度障害保険金

高度障害保険金は、約款に定める高度障害状態に該当し、回復の見込みのないことがお支払の要件となります。

<高度障害保険金の例>



お支払する場合

- 両眼の矯正視力が0.02以下となり、回復の見込みがない場合。

※約款に定める高度障害状態に該当し、回復の見込みがない（症状固定）ため、お支払します。



お支払できない場合

- 病気で両眼の矯正視力が0.02以下となったが、手術を行い、将来回復の見込みがある場合。

※約款に定める高度障害状態に該当しますが、回復の見込みがあるため、お支払できません。

事例 3 対象となるがん

がん診断給付金

がんと診断確定された場合でも約款に定めのある分類項目に該当しない場合は、「対象となるがん」に該当しないため、お支払できません。

<がん診断給付金の例>



お支払する場合

- がんと診断確定され、そのがんが胃がんだった場合
- がんと診断確定され、そのがんが悪性黒色腫だった場合

※支払事由に該当するため、がん診断給付金をお支払します。



お支払できない場合

- がんと診断確定され、そのがんが上皮内がんだった場合
- がんと診断確定され、そのがんが悪性黒色腫以外の皮膚がんだった場合

※上皮内がんおよび悪性黒色腫以外の皮膚がんは、がん診断給付金の支払対象に含まれないため、がん診断給付金をお支払できません。

告知義務違反による解除の場合

事例 4 告知義務違反による解除

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活等の場合は復活日等）からその日を含めて2年以内であれば、ご契約が解除となり、保険金等をお支払できないことがあります。（責任開始日から2年を経過していても、2年以内に保険金等の支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります）

※保険金等の支払事由となる原因が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金等をお支払します。

<死亡保険金の例>



お支払する場合

- ご加入時に「血圧が高いこと」を告知書で正しく告知し、特別条件付（保険料の上乗せ）で加入された。

ご加入時から1年後に「高血圧」を原因とする「脳卒中」で亡くなられた場合。

※告知義務違反がないため、保険金をお支払します。



お支払できない場合

- ご加入前の「慢性肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに加入された。

ご加入から1年後に「慢性肝炎」を原因とする「肝硬変」で亡くなられた場合。

※告知義務違反のためご契約は解除となり、保険金はお支払できません。

説明
主な
保険
用語
の
ご

Ⅰ.
ご
契
約
に
あ
た
っ
て

Ⅱ.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

Ⅲ.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

Ⅳ.
請
求
手
続
に
つ
い
て

Ⅴ.
諸
制
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
す
る
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

Memo



Ⅲ. ご契約後について

1. 保険料のお払込方法について	54
2. 保険料の払込猶予期間と失効について	56
3. ご契約の復活について	57
4. 保険金支払等の際の保険料の清算について	58
5. 保険料のお払込が困難になられた場合について	59
6. 契約者貸付について	61
7. ご契約の解約と解約返戻金について	62
8. 保険料のお払込が不要となった場合のお取扱について	63
9. 被保険者による保険契約の解約の請求について	64
10. 差押債権者、破産管財人等による解約について	65
11. 保険金等の受取人による保険契約の存続について	65
12. 各種変更手続について	66
13. 保障内容を見直す諸制度について	68
14. 生命保険と税金について	69

1.保険料のお払込方法について

募集代理店によってはお取扱できないお払込方法があります。

保険料のお払込方法＜経路＞について

お払込にはつぎのような方法＜経路＞があります。

① 口座振替でお払込になる場合

当社が提携している金融機関等の、保険契約者が定めた預金口座から自動的に保険料が当社に振り込まれます。この方法は、お忙しい方が継続して保険料を払い込まれる場合に、大変便利な方法です（詳しくは、当社にお問い合わせください）。

② クレジットカードでお払込になる場合

当社が提携しているクレジットカード発行会社の発行する、保険契約者が指定するクレジットカードにより保険料を決済します。毎回の保険料のご請求は、クレジットカード発行会社より行います。

※クレジットカードでお払込になる場合、月払のお取扱金額は、当社所定の範囲内でのお取扱となります。なお、半年払、年払のお取扱はありません。

③ 送金扱でお払込になる場合

当社の指定した金融機関の口座に送金することによりお払込ください。その際の送金の控えは大切に保管してください。

④ 団体扱でお払込になる場合

その団体を経由してお払込いただきます。この場合、個々の保険契約者には保険料領収証をお渡ししません。

口座振替でお払込になる場合について

・保険料の振替

当社が提携している金融機関等の保険契約者が定めた預金口座から所定の振替日（年払・半年払のご契約の場合、年単位または半年単位の契約応当日の属する月の振替日）に自動的に保険料が当社に振り込まれます。

振替日は当社と提携の銀行、信用金庫等の各金融機関との間で定めています。

・口座振替ができなかった場合のお取扱

預金残高不足等の理由で口座振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、月払のご契約は2か月分を振替えますが、万一2か月分に満たない場合には、1か月分の口座振替を行い、払込期月を過ぎた保険料について払込があったものとし、年払・半年払のご契約は同一金額を翌月および翌々月の振替日に振替えます。

保険料のお払込方法＜経路＞の変更について

- ・ 保険料のお払込方法＜経路＞の変更を希望される場合には、当社の定める範囲内にて変更のお取扱をします。当社までお申し出ください。お払込方法＜経路＞の変更についてお申し出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、新たなお払込方法＜経路＞に変更します。この場合、新たなお払込方法＜経路＞に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも、当社にお払込ください。
- ・ 保険料のお払込方法＜経路＞を変更された場合は、保険料が変更になることがあります。

保険料のお払込方法＜回数＞について

保険料のお払込にはつぎの方法＜回数＞があります。

- ① 月払……………毎月1回お払込いただく方法です。
- ② 半年払……………半年に1回の当社所定の月にお払込いただく方法です。
- ③ 年払……………年1回の当社所定の月にお払込いただく方法です。

保険料の前納について

将来の保険料の全部または一部（ただし、当社所定の回数分以上とします）を前もってまとめてお払込いただく方法です。

- ・ 保険料を前納していただきますと、当社所定の利率で保険料を割り引きます。
- ・ 前納保険料は、当社所定の利率で計算した利息をつけて積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料に充当します。
- ・ 保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、前納保険料の残額を、保険契約者に払戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払戻します。

！ ご注意

保険料の前納のお取扱については、実際にお取扱を行う時点における、当社所定の回数の範囲内でのお取扱となります。

保険料のお払込方法＜回数＞の変更について

お払込方法＜回数＞の変更を希望される場合、当社までお申し出ください。お払込方法＜回数＞の変更についてお申し出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、新たなお払込方法＜回数＞に変更します。詳しくは、当社にお問い合わせください。

2. 保険料の払込猶予期間と失効について

保険料は払込期月中にお払ください。払込期月中にお払がない場合でも、つぎのとおり猶予期間があります。

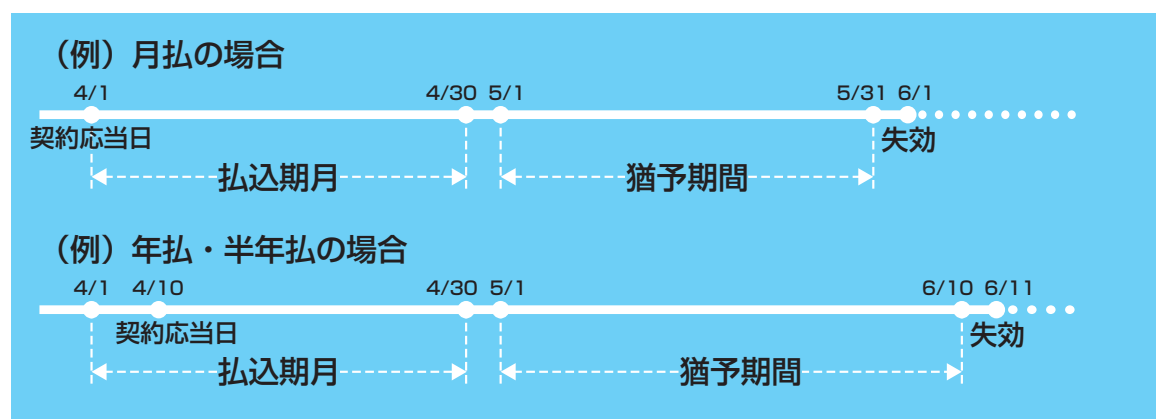
保険料のお払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力を失います（失効）。猶予期間はつぎのとおりです。

①月払契約

払込期月の翌月初日から末日までです。

②年払・半年払契約

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（翌々月に契約応当日がない場合は、翌々月の末日）までです。ただし、払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日までとなります。



⚠️ ご注意

保険料のお支払がないまま猶予期間を過ぎたことによりご契約が効力を失った場合（失効）には、保険金等をお支払することができず、また保険料のお払込を免除することができません。

3.ご契約の復活について

万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してからその日を含めて3年以内であれば当社所定のお手続をとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。この場合、**改めて告知または診査をして**いただき、当社が承諾したときに、ご契約の復活をすることができます。

またその際、失効期間中にお払いただけなかった保険料を所定の期日までにお払いただくことになります。

なお、復活されたご契約については、お払いただけなかった保険料のお払込と、告知または診査がともに完了した時から新たに保険契約上の責任を負います。

この場合には、つぎの点にご注意ください。

- 復活日からその日を含めて2年以内の自殺等の場合には、保険金をお支払しません。
- 復活の際に、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されますと、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金等が支払われない場合があります。

保険料の自動振替貸付や契約者貸付の元利金がある場合には、別途当社の定める金額をお払いただきます。

⚠ ご注意

- 復活を請求される際の被保険者の健康状態等によっては復活ができないことがあります。
- 復活の際に特別条件付保険特約の特別保険料領収法が付加される場合、当社所定の金額のお払込が必要となる場合があります。

説明
主な
保険
用語
の
ごⅠ.
ご
契約
にあ
たっ
てⅡ.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
てⅢ.
ご
契約
後
につ
いてⅣ.
請
求
手
続
につ
いてⅤ.
諸
制
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
す
る
お
知
ら
せ

約 款

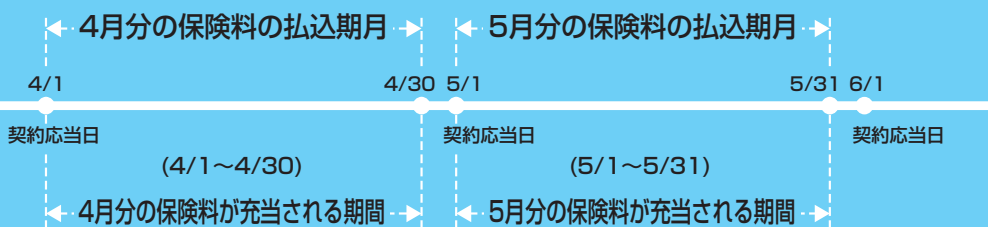
主
契
約特
約別
表

4. 保険金支払等の際の保険料の清算について

保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合の保険料のお取扱はつぎのとおりです。

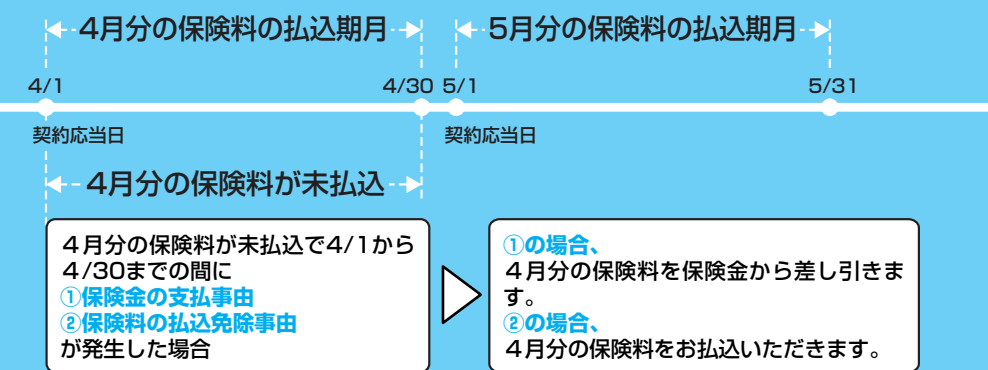
- 保険料は毎回の払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、その期間の期始（払込期月中の契約応当日）に払い込まれるものとして計算されています。

（例）月払の場合の保険料充当期間



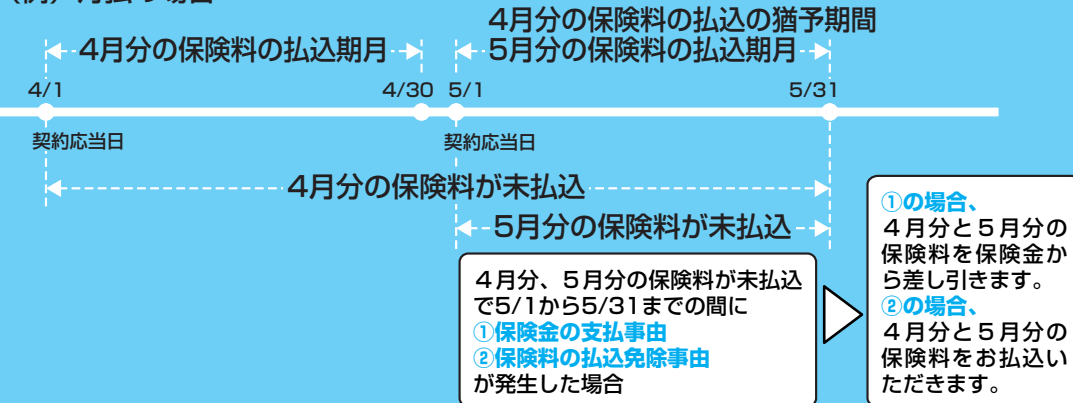
- 保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合、つぎのとおりとなります。
保険金を支払うとき……………未払込の保険料を保険金から差し引きます。
保険料の払込を免除するとき……………未払込の保険料をお払いいただきます。

（例）月払の場合



- 月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合、つぎのとおりとなります。
保険金を支払うとき……………2 か月分の保険料を保険金から差し引きます。
保険料の払込を免除するとき……………2 か月分の保険料をお払いいただきます。

（例）月払の場合



5.保険料のお払込が困難になられた場合について

保険料のお払込ができなくなった場合でも、つぎのような方法でご契約を継続することができます。詳しくは、当社にお問い合わせください。

このようなとき	このような方法で	
一時的に保険料の都合がつかないとき	保険料の自動振替貸付	・保険料のお払込のないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約に当社所定の金額以上の解約返戻金があるときは、あらかじめお申し出がない限り、当社が自動的に保険料をお立替します。 ・お立替できる金額は、解約返戻金の範囲内です。 ・利息は年8%以下の当社所定の利率で計算します。 ・自動振替貸付の元利金の返済は、一括返済または分割返済のいずれも可能です。 ・保険金や解約返戻金等のお支払時等には自動振替貸付の元利金を差引清算します。 ・自動振替貸付をご希望にならない場合には、当社コールセンターまでお申し出ください。
途中から保険料を支払わずに、ご契約を有効に続けたいとき	払済保険への変更	・変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して保険金額を一定額とする保険料払込済の終身保険に変更します。 ・払済保険へ変更後の保険金額は一定となります（逓増しません）。 ・払済保険へ変更後の解約返戻金額には低解約返戻金割合（70%）の適用はありません。 ・払済保険へ変更後の保険金額は、変更時の死亡保険金額を限度とします。 ・各種特約は、所定の要件を満たしたものを除き消滅します。 ・払済保険金額が当社の定める限度を下回る場合には、お取扱できません。
	延長定期保険への変更	・変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して保険金額を一定額とする保険料払込済の定期保険に変更します。 ・延長定期保険へ変更後の保険金額は一定となります（逓増しません）。 ・延長定期保険へ変更後の解約返戻金額には低解約返戻金割合（70%）の適用はありません。 ・死亡保険金額は変わりませんが、保険期間は短くなります（変更時の解約返戻金額によって異なります）。 ・各種特約は、所定の要件を満たしたものを除き消滅します。 ・延長保険期間が1年未満となるものは、お取扱できません。
保険料の負担を軽くしたいとき	基準保険金額の減額	・当社の定める範囲内で基準保険金額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。 ・減額後の基準保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取扱できません。

説明
主な
保険
用語
のご

Ⅰ.
ご契約にあたって

Ⅱ.
しくみと特徴に
ついて

Ⅲ.
ご契約後について

Ⅳ.
請求
手続
について

Ⅴ.
諸制度
その他生命保
険に
関する
お知らせ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

次のページへつづきます

その他の詳細について

- ・ 特別条件付保険特約が適用されたご契約は、保険金削減期間内における払済保険への変更または延長定期保険への変更のお取扱はできません。
- ・ 保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるご契約について、払済保険への変更または延長定期保険への変更のお取扱をする際には、これらの貸付の元利金を差し引いた解約返戻金をもとに、払済保険へ変更後の保険金額または延長定期保険へ変更後の保険期間を定めます。また、延長定期保険へ変更後の保険金額も変更前の保険金額からこれらの貸付の元利金を差し引いた額となります。

! ご注意

- 保険料のお払込がないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約に当社所定の金額以上の解約返戻金があるときは、あらかじめお申し出がない限り、当社が自動的に保険料をお立替します。自動振替貸付をご希望にならない場合には、当社コールセンターまでお申し出ください。
- 保険料の自動振替貸付が適用されるものとして計算した場合の保険料の自動振替貸付の元利金（契約者貸付があるときは、その元利金を含みます）がその場合の解約返戻金額をこえたときは保険料の自動振替貸付はできません。このため保険料のお払込がないまま猶予期間を過ぎると、ご契約は効力を失います（失効）。
- 保険料の自動振替貸付の元利金（契約者貸付があるときは、その元利金を含みます）が解約返戻金額をこえた場合には、ご契約は効力を失います（失効）。
- 失効したご契約については、保険金等をお支払することができず、また保険料のお払込を免除することができません。
- 各種変更は当社所定の範囲内でのお取扱となります。

6.契約者貸付について

保険契約者に対する貸付（契約者貸付）は一時的に必要な資金をお貸しする制度です。
 貸付金額の範囲……………解約返戻金額の9割以内
 利息……………当社所定の利率の複利で計算します。
 返済方法……………一括返済、分割返済のいずれでも可能です。
 清算……………保険金や解約返戻金等のお支払時等には貸付元利金を差引清算します。

⚠ ご注意

契約者貸付の元利金（保険料の自動振替貸付があるときは、その元利金を含みます）が解約返戻金額をこえた場合には、ご契約は効力を失います（失効）。失効したご契約については、保険金等をお支払することができず、また保険料のお払込を免除することができません。

説明
主な保険用語のご

I.ご契約にあたって

II.しくみと特徴について

III.ご契約後について

IV.請求手続について

V.諸制度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

7.ご契約の解約と解約返戻金について

●ご契約いただいた生命保険はご家族の生活保障、資金づくり等にお役に立つ大切な財産ですからぜひご継続ください。

●生命保険では払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金の支払に、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。

したがって、特にご契約後、しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金の支払や、販売、診査、保険証券の作成等の経費にあてられますので、解約されたときの解約返戻金は多くの場合、全くないか、あってもごくわずかです。

また、解約返戻金は、契約年齢、保険期間、経過年月数等によって異なります。

●主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。

●やむをえず、ご契約を解約される場合には、解約返戻金をご請求ください。

●効力を失ったご契約についても解約返戻金をお支払できる場合があります。

●解約返戻金のお支払については、一時支払のほか、年金支払および据置支払もお取扱しています。

参照 ▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「7. 保険金等の支払方法の選択に関する特約」をご参照ください。

⚠ ご注意

●主契約の保険料払込期間中の解約返戻金は当社の定める方法で計算した解約返戻金額を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合（70％）を乗じた金額となります。

●がん診断特約の保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

8. 保険料のお払込が不要となった場合のお取扱について

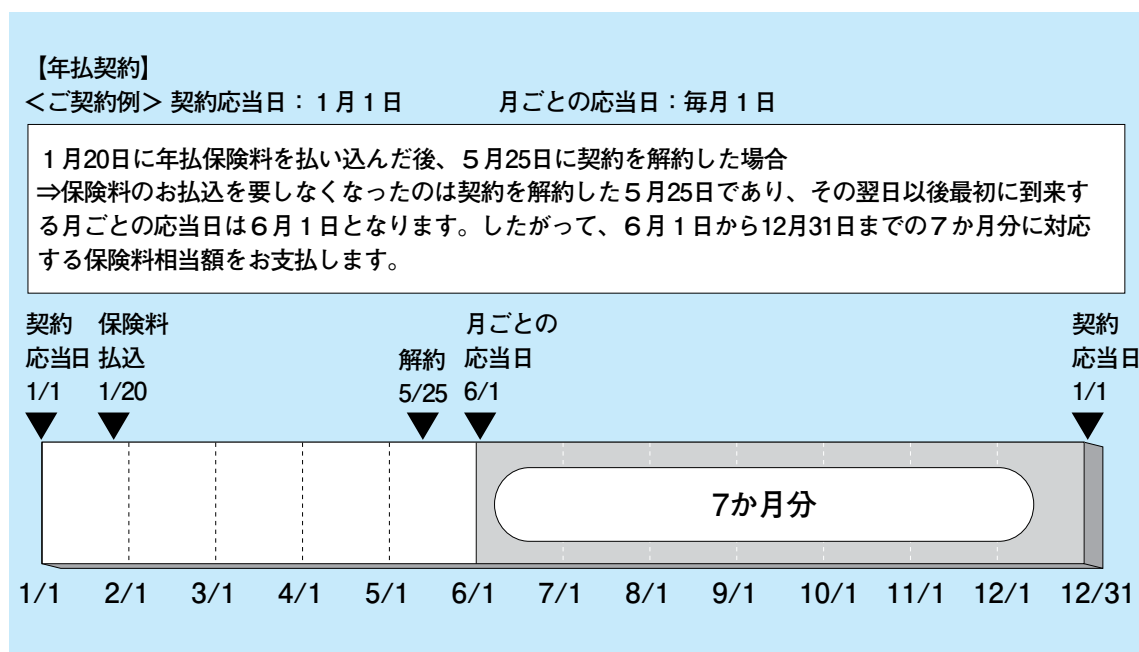
保険料のお払込方法＜回数＞が半年払、年払のご契約の場合、ご契約が消滅したとき（ただし、保険金・給付金を支払い消滅したときを除きます）または保険料のお払込を要しなくなったとき等^{*1}は、当社は未経過期間に対応する保険料相当額を保険契約者に払い戻すことがあります（詳しくは当社にお問い合わせください）。
保険料相当額を払い戻す場合のお支払額の例はつぎのとおりです。

＜お支払する額（未経過期間に対応する保険料相当額）＞

すでに払い込まれた保険料^{*2}のうち、保険料のお払込が不要となった日の翌日以降最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間の末日までの月数に対応する保険料相当額

* 1 ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

* 2 保険料の一部のお払込を要しなくなった場合は、そのお払込を要しなくなった部分に限ります。



（ご契約のご加入時期等によっては保険料相当額が払い戻されないことがあります）

⚠️ ご注意

お払込方法＜回数＞が月払もしくは一時払のご契約については、上記「保険料のお払込が不要となった場合のお取扱」はありません。

説明
主な
保険
用語
の
ご

Ⅰ.
ご
契約
にあ
た
つ
て

Ⅱ.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

Ⅲ.
ご
契約
後
に
つ
い
て

Ⅳ.
請
求
手
続
に
つ
い
て

Ⅴ.
諸
制
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
す
る
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

9.被保険者による保険契約の解約の請求について

被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、つぎのいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ① 保険契約者または保険金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ② 保険金等の受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③ 上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

10.差押債権者、破産管財人等による解約について

保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

11.保険金等の受取人による保険契約の存続について

債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知されたときにおいて、以下のすべてを満たす保険金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② 保険契約者でないこと

保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達したときから1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

- ① 保険契約者の同意を得ること
- ② 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に対して支払うべき金額を債権者等に支払うこと
- ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

説明
主な
保険
用語
のご

Ⅰ.
ご契約
にあ
た
つ
て

Ⅱ.
しく
み
と
特
徴
に
つ
い
て

Ⅲ.
ご契約
後
に
つ
い
て

Ⅳ.
請求
手
続
に
つ
い
て

Ⅴ.
諸制度
その他
生命保
険に
関する
お知
らせ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

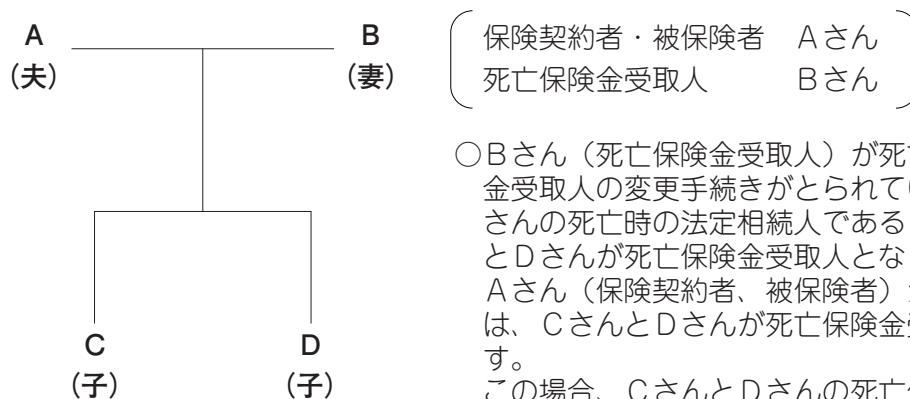
12.各種変更手続について

- つぎのような場合にはすみやかに当社までご連絡ください。
 - ・ 保険金等の支払事由が生じた場合
 - ・ 転居、町名変更の場合
 - ・ 名義変更、改姓、証券の紛失、改印、印鑑の紛失等の場合
- 保険金等の受取人の変更について
 - ・ 保険契約者は保険金等の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金等の受取人を変更することができます。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません（保険契約者と保険金等の受取人が法人の場合を除きます）。
 - ・ 保険金等の受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。
 ※当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等の請求を受けても、当社は保険金等をお支払しません。
- 遺言による保険金等の受取人の変更について
 - ・ 保険契約者は保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金等の受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなった後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません。
 - ・ 保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
 ※当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等の請求を受けても、当社は保険金等をお支払しません。
- 保険契約者または保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、お早めに当社にお知らせください。
- ご契約に関する照会やご通知の際には証券番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。
- 保険契約についてのお問い合わせやご相談は、当社にお申し出ください。

●死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡ください。

- ・新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- ・死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。



○Bさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん（保険契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

（注）保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社にご連絡ください。

13.保障内容を見直す諸制度について

ご契約後に保障内容を見直したいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。

ご利用いただく方法	特約等の中途付加	追加契約
特 徴	・ 現在のご契約の保障内容や保険期間は変わらずに、保障を充実させることができます。	・ 現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	・ 現在の当社のご契約に特約等を新たに付加して保障を充実させる方法です。	・ 現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ・ ご契約は2件になります。
図 解		
現在のご契約は	・ 継続します。	・ 継続します。
保険料	・ 中途付加時の契約年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払いただきます。	・ 新しい保険のご契約時の契約年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払いただきます。

- それぞれの方法のご利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要になります。現在のご契約の種類や内容によってはお取扱できない場合もあります。
- 保障内容見直し後の保険料は、どの方法を利用するかによって異なります。
- いずれの方法をご利用いただく場合でも、あらためて診査（または告知）、被保険者の同意が必要になります。健康状態等によっては、ご利用できない場合があります。

14.生命保険と税金について

以降の記載は、2019年12月現在の税法にもとづいています。

個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。また、税務取扱は将来変更されることがあります。

保険料について

お払込になった保険料は「生命保険料控除」の対象となりますので、所得税、住民税が軽減されます。

■所得税の生命保険料控除

一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、あわせて120,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	$\left(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{2} \right) + 10,000\text{円}$
40,000円をこえ80,000円以下のとき	$\left(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{4} \right) + 20,000\text{円}$
80,000円をこえるとき	一律40,000円

■住民税の生命保険料控除

一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、あわせて70,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	$\left(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{2} \right) + 6,000\text{円}$
32,000円をこえ56,000円以下のとき	$\left(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{4} \right) + 14,000\text{円}$
56,000円をこえるとき	一律28,000円

※受取人が保険契約者あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。

※生命保険料控除の対象となる保険料は、当年度中（1月から12月まで）にお払込になられた保険料の合計額です。

※「生命保険料控除証明書」を発行します。年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。

次のページへつづきます

説明
主な
保険
用語
のご

Ⅰ.
ご契約
にあつ
て

Ⅱ.
しく
みと
特徴
に
ついて

Ⅲ.
ご契約
後につ
いて

Ⅳ.
請求
手続に
ついて

Ⅴ.
諸制度
その他
生命保
険に関
するお
知らせ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

保 険 金 等 に つ い て

	契約形態	契約例			課税の種類
		契約者	被保険者	受取人	
死亡保険金	契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
	契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得） + 住民税
	契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

- 高度障害保険金、がん診断給付金、リビング・ニーズ特約および介護前払特約による保険金等は、受取人がつぎに該当する場合、所得税および住民税は非課税となります。
（受取人）：主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族



Ⅳ.請求手続について

1.請求手続について	72
2.「死亡保険金即日支払サービス」のお知らせ	75

1.請求手続について

保険金等の支払事由が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。

■保険金等の請求のお手続きは、以下(1～6)の手順になります。

Step
1



お客さま

お手元の「保険証券」でご契約内容をご確認ください。

Step
2



お客さま

当社コールセンターにご連絡ください。

0120-56-2269

通話料無料

受付時間／平日9:00～18:00 土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)

Step
3



当社

当社よりご請求に必要な書類等を郵送等でお届けします。

Step
4



お客さま

所定の書類に必要な事項をご記入いただくとともに、
診断書等をご準備ください。すべての書類が整いましたら、
当社へご提出ください。

Step
5



当社

当社にて、ご提出いただいた書類を拝見します。

Step
6



お客さま

保険金等をお受取ください。
(ご契約の約款の内容に従い、保険金等をご指定の口座へお支払します)

！ ご注意

- 必要書類に不備がありますとお支払が遅れることがあります。
- ご契約の約款規定により、保険金等をお支払できない場合があります。
- 保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社までご連絡ください。

参照 ▶ 各種請求書類については、巻末の「別表」をご参照ください。

！ ご注意

- 保険金・解約返戻金等または保険料払込免除のご請求は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- 保険金等のお支払等の際し、事実の確認を行う場合があります。事実の確認に際し、当社からの事実の照会をしましたらありのままをお答えください。正当な理由がなく回答または同意を拒まれたときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等をお支払しません。当社が指定した医師による診断をお願いしたときも同様です。

■保険金等の支払場所について

保険金等は、本社または当社の指定した場所（ご指定の口座）でお支払します。

■保険金等のお支払期限について

保険金等は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払します。

ただし、保険金等をお支払するために追加で確認・照会・調査が必要な場合には、それぞれのケースに応じたお支払の期限を約款に定めています。追加で確認・照会・調査が必要な場合、当社は保険金等を請求した方にその旨を通知します。

保険金等を支払うために確認が必要な場合	お支払期限
① 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金等の請求のための書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日
② 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合	
③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	
④ 重大事由、詐欺、不法取得目的に該当する可能性がある場合	

上記①から④を確認するために特別な照会等が必要な場合のお支払期限については、普通保険約款等をご覧ください。

普通保険約款等で定めた期限をこえた場合、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金等をお支払します。

※「書類が当社に到着」とは、「完備された請求書類が当社に到着」したことをいいます。

※保険金等をお支払するための上記の確認等の際し、保険契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払しません。

ご契約のしおり

説明
主な
保険
用語の
ご

I.
ご契約
にあつて

II.
しくみ
と特徴に
ついて

III.
ご契約
後について

IV.請求
手続につ
いて

V.諸制
度その他
生命保
険に関す
るお知らせ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

■管轄裁判所について

保険金等または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、もよりの支社）所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします）をもって合意による管轄裁判所とします。

2. 「死亡保険金即日支払サービス」のお知らせ

葬儀費用等のお急ぎのお支払にお役立ていただけますよう、死亡保険金については「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱をしています。
「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱要領はつぎのとおりです。

お取扱の対象となる契約

- ・最後の責任開始日（復活日・復旧日）から2年を経過している契約
- ・死亡保険金受取人が単独指定されている契約
（複数人指定されている契約および法定相続人へのお支払となる場合は、お取扱しません）
- ・死亡保険金受取人が法人または個人事業主ではない契約
- ・死亡保険金受取人が未成年ではない契約
- ・有効中の契約（保険料払込猶予期間中の契約、払済・延長定期契約も含みます）
- ・死亡保険金の請求権に制限のない契約
（質権設定中契約または死亡保険金請求権差押契約等はお取扱できません）

※死亡保険金をお支払できない可能性がある契約や取消、無効または解除の可能性
がある契約はお取扱できません。

※死亡保険金受取人の死亡保険金のご請求に関する行為能力に制限のある契約はお
取扱できません。

このサービスでお支払する死亡保険金等について

- ・死亡保険金等の金額を通算して被保険者ごとに当社所定の上限とし、死亡
保険金等の一部または全部をお支払します。
- ・お取扱する回数は、1契約につき1回に限ります。
- ・死亡日より2週間以内にお申し出いただいた契約に限ります。
- ・死亡保険金等の金額の範囲となります。
- ・一部お支払した場合の残額は、後日約款所定の請求書類をご提出いただき、お支
払します。

説明
主な
保険
用語
の
ご

I.
ご
契約
にあ
たっ
て

II.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

III.
ご
契約
後
に
つ
い
て

IV.
請
求
手
続
に
つ
い
て

V.
諸
制
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
す
る
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別

表

次のページへつづきます

ご契約のしおり

説明
主な
保険
用語の
ご

I.
ご契約にあたって

II.
しくみと特徴に

III.
ご契約後について

IV.
請求手続について

V.
諸制度その他生命保
険に関するお知らせ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

提出書類

[○ ⇒ ご提出が必要です × ⇒ ご提出は不要です]

請求書類	死亡保険金即日支払請求時の必要書類	
	死亡保険金の一部請求	死亡保険金の全部請求
死亡保険金簡易支払請求書	○	○
死亡診断書（死体検案書）	○ ^{*1}	○ ^{*1}
被保険者の住民票（戸籍抄本）	×	○ ^{*2}
保険証券	×	○

- * 1 死亡診断書（死体検案書）のコピーでもお取扱します。
- * 2 死亡保険金の支払後に、死亡事実の記載された被保険者の住民票（または戸籍抄本）をご提出いただきます。

！ ご注意

- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によっては、死亡保険金をその日のうちにお支払できない場合もあります。
- その他、当社の定めるところによります。

死亡保険金の支払事由が発生し、このお取扱を希望される場合には、すみやかに当社にご連絡ください。



V. 諸制度その他 生命保険に関する お知らせ

1. 当社の組織形態（株式会社）について	78
2. 個人情報の取扱いについて	78
3. 保険契約等に関する情報の共同利用について	82
4. 取引時確認について	85
5. 「 ^フ ^ア ^ト ^カ FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」について	85
6. 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について	86
7. 「生命保険契約者保護機構」について	88

1.当社の組織形態(株式会社)について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

2.個人情報の取扱について

個人情報保護宣言

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社(以下「当社」といいます。)は、お客さまの個人情報を、次のとおり、適正に取扱うことをここに宣言いたします。

1. 個人情報の保護を、単なる情報管理としてではなく、個人の人格尊重および権利利益の保護の理念の下に実施いたします。
2. 生命保険業を通じて当社に与えられた責務を果たすことを前提として、個人情報の保護に努めてまいります。
3. お客さまの個人情報の取扱にあたっては、顧客保護の観点から、継続的な管理態勢の整備に努めてまいります。
4. 個人情報の有効利用の推進と個人情報の保護との両立を目指します。
5. 「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「マイナンバー法」といいます。)その他の法令を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報保護方針の継続的改善に努めてまいります。

個人情報の取扱について

1. 利用目的

当社は、生命保険業に伴って取扱う個人情報につきましては、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、以下の目的で取得、管理および利用いたします。

- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続および維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内および提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連および付随する業務

ただし、個人番号および特定個人情報につきましては、「マイナンバー法」に基づき、保険取引に関する支払調書作成事務の範囲内でのみ取得、管理および利用いたします。

2. 情報の種類

当社は、お客さまの住所、氏名、性別、生年月日、お客さまの健康状態、職業、家族構成など、上記 1. の利用目的を達成するために必要な個人情報を取得いたします。

なお、個人番号および特定個人情報につきましては、「マイナンバー法」に基づき、保険取引に関する支払調書作成事務の範囲を超えて取得いたしません。

3. 情報取得の方法

当社は、法令に従い、適正かつ公正な方法により個人情報を取得します。また、個人情報を取得するにあたっては、利用目的を個人情報保護方針により公表し、直接書面等によりお客さまに関する個人情報を取得する場合には、その利用目的を明示いたします。

【主な取得元および取得方法】

保険契約申込書・告知書、アンケート、電話、インターネット、面談等

- ① 当社では、お客さまとの電話の通話内容について、内容確認のため録音させていただく場合があります。
- ② 当社ウェブサイトでは、今後より良いサービスを提供していくために、当社ウェブサイトへのアクセス数、どのページをご覧になったか、どこからアクセスいただいたか、どのくらいの時間ご覧いただいたか等の情報を取得しています。また、お客さまに電子メールを配信するにあたり、閲覧状況の分析によるサービスの充実のため、電子メールの配信エラー状況、HTMLメールの開封またはプレビュー状況、電子メールから当社ウェブサイトへのアクセス情報等を、お客さま個人を識別可能な情報として取得する場合があります。

4. 第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、お客さまの個人情報を第三者へ提供いたしません。

- ① お客さまが同意されている場合
- ② 法令に基づく場合
- ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客さまご本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 公共の利益のために必要がある場合であって、お客さまご本人の同意を得ることが困難であるとき
- ⑤ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客さまご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ⑥ お客さまの保険契約および特約の内容を一般社団法人生命保険協会 (<https://www.seiho.or.jp/>) に登録するなど生命保険制度を健全に運営するために必要であると考えられる場合
- ⑦ 合併、分社化、事業譲渡などにより、事業の全部または一部が引き継がれる場合
- ⑧ 上記 1. の利用目的を達成するために、守秘義務を課した上で業務委託などを行う場合

ただし、個人番号および特定個人情報につきましては、「マイナンバー法」に定める場合を除き、お客さまの同意の有無にかかわらず、第三者へ提供いたしません。

5. 情報の管理

当社は、利用目的に照らして必要と判断した範囲内で、お客様の個人情報の正確性、最新性および適切な内容を維持するよう努めています。また、お客様情報への不正なアクセスや情報の漏えいなどのリスクに対して必要な対策を講じます。

また、当社では、各種保険契約のお引受け、ご継続および維持管理、保険金・給付金などのお支払い業務などの委託業務において、お客様の個人情報の全部または一部を委託先へ提供する場合がございます。この場合、当社は、個人情報を適正に取扱う委託先を選定し、守秘契約を締結するなど、委託先の統一的な安全性の確認および管理を行っています。

さらに、当社では、「情報資産管理委員会」、「リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」を設置し、個人情報の適正な管理の推進をはかり、お客様の個人情報保護に向けた取り組みを行っています。

6. 個人情報管理規程等の制定

当社は、個人情報保護方針を実施するために個人情報管理規程等を定め、お客様の個人情報を含むすべての個人情報について適切な利用に努めます。

7. 教育および研修

当社は、個人情報を適切に管理するため、当社の役員および従業員に対して、個人情報保護方針および個人情報管理規程等に関する教育および研修を実施します。

8. 保有個人データの開示、訂正および利用停止等

当社は、お客様の保有個人データに関して、開示、訂正および利用停止等のご依頼があった場合は、ご本人からのご依頼であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、開示、訂正および利用停止等をいたします。

【受付方法】

「P G F 生命の個人情報等に関する窓口」（下記）までご連絡いただきますようお願いいたします。

【開示等手数料】

保有個人データの開示および利用目的の通知については、当社の定めるところにより、所定の手数料が必要となる場合があります。

9. 個人情報および苦情等に関するお問い合わせ先

当社は、個人情報の取扱いに関するお問い合わせや苦情等に対応するため、専用の窓口を設け、お客さまからのお問い合わせや苦情等に誠実に対応します。

PGF生命の個人情報等に関する窓口

お電話による窓口【コールセンター】

コール シ フ ロ ッ ク
0120-56-2269 通話料無料

受付時間／平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

郵送等による窓口【お客様サービスチーム】

〒102-8015 東京都千代田区一番町21番地 一番町東急ビル 3階

窓口受付時間／平日9:00～17:30（土・日・祝日・12/31～1/3を除く）

当社の個人情報の取扱いについての詳細は、当社ホームページで公表しております。
ホームページアドレス <http://www.pgf-life.co.jp/>

当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

お問い合わせ先 【(一社) 生命保険協会 生命保険相談室】

TEL 03-3286-2648

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル 3階

受付時間／9:00～17:00（土・日曜、祝日などの同協会休業日を除く）

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

3. 保険契約等に関する情報の共同利用について

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払の判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受できなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受およびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受およびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社にお問い合わせください。

【登録事項】

- ① 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- ② 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③ 入院給付金の種類および日額
- ④ 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤ 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「**契約内容登録制度・契約内容照会制度**」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただきます。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を

通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

4. 取引時確認について

当社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づき、ご契約等の際にお客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業内容、法人のお客さまの場合はご契約により実質的支配者（法人の議決権総数の4分の1超の議決権を有している者等）の確認等を行っています。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

確認させていただいた内容に変更が生じた場合には、当社までご連絡ください。

5. 「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」について

FATCAとは、特定米国人等（米国国民、米国居住者^{*1}、米国法人（上場法人を除く）、特定米国人所有の外国事業体^{*2}等）による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客さまが特定米国人等であることを確認すること等を求める米国の法律です。

当社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明^{*3}に基づき、お客さまが生命保険契約の取引等^{*4}をする際、お客さまが特定米国人等であることを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁（IRS）宛にご契約情報等の報告を行っています。つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

- * 1 一般的に米国での滞在日数が3年間で183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は滞在日数にかかわらず米国居住者に含まれます。
- * 2 実質的米国人所有者が一人以上いる外国事業体をいい、法人においては、一人以上の特定米国人が25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。
ただし、以下の事業体は対象外となります。
・ 上場法人およびその関連会社
・ 政府機関等（政府、行政機関、国際組織、中央銀行など）
・ 前暦年の総所得のうち、受動的所得が50%未満の事業体、かつ、保有資産のうち、受動的所得を生むために保有している資産が50%未満の事業体（受動的所得とは、投資所得、家賃、生命保険、年金などによる収入をいいます。）
・ 一定の非営利団体・公益法人
・ 金融機関 など
- * 3 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明（2013年6月発表）
- * 4 契約者の変更、年金等支払の取引発生時、また特定米国人や特定米国人所有の外国事業体に該当することとなった場合等、契約者の状況に変化が生じた場合

次のページへつづきます

- 特定米国人等に該当し、IRSへの報告対象となるご契約については、別途所定の書類をご提出いただきます（また、追加の証明書類等をご提示またはご提出いただく場合があります）。
- お客さまに確認手続きに応じていただけない、およびIRSへの報告にご同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、IRSの要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

6. 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

生命保険会社は、生命保険契約の保障機能をまっとうするため、とりわけ生命保険契約が長期にわたる契約であることに留意しながら、保険業法の定めるところにより、国の免許を受けて、主務官庁の監督のもと健全な経営に努めています。

ただし、万一、生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、経営が困難となった場合またはその蓋然性がある場合には、主としてつぎのような処理が行われる可能性があり、これに伴い、ご契約にも影響が出る可能性があります。

● 保険業法に基づく契約条件の変更手続

保険業法の定めるところにより、主務官庁の承認、株主総会の特別決議および保険契約者の異議申立て手続を経て、保険金額の削減その他のご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の範囲内の変更に限られます）が行われることがあります。

● 保険業法に基づく破綻処理

つぎのときには、保険業法の定めるところにより、ご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の適用はありません）が行われることがあります。

- ① 他の保険会社または生命保険契約者保護機構へ保険契約の移転が行われるとき
- ② 他の保険会社との合併が行われるとき
- ③ 他の保険会社または保険持株会社の子会社となるとき

●一般の倒産法制の利用

会社更生法等の倒産法に基づく手続が行われるときには、生命保険会社の財産状態に応じて、各倒産法の定めるところにより、ご契約内容の変更が行われることがあります。

【生命保険契約者保護機構について】

上記の制度の利用に加えて、保険業法の定めるところにより、生命保険会社が生命保険契約者保護機構に申込を行い、これが認められたときには、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われることがあります。

ただし、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われるときにも、ご契約時にお約束した保険金額等が保証されているものではありません。

参照▶ 生命保険契約者保護機構について、詳しくは「V. 諸制度その他生命保険に関するお知らせ」の「7.「生命保険契約者保護機構」について」をご参照ください。

⚠ ご注意

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、上記のご契約内容の変更が行われた場合には、保険契約者または保険金等の受取人のお受取になる金額が、お払いいただいた保険料の合計額を下回る可能性があります。

7.「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

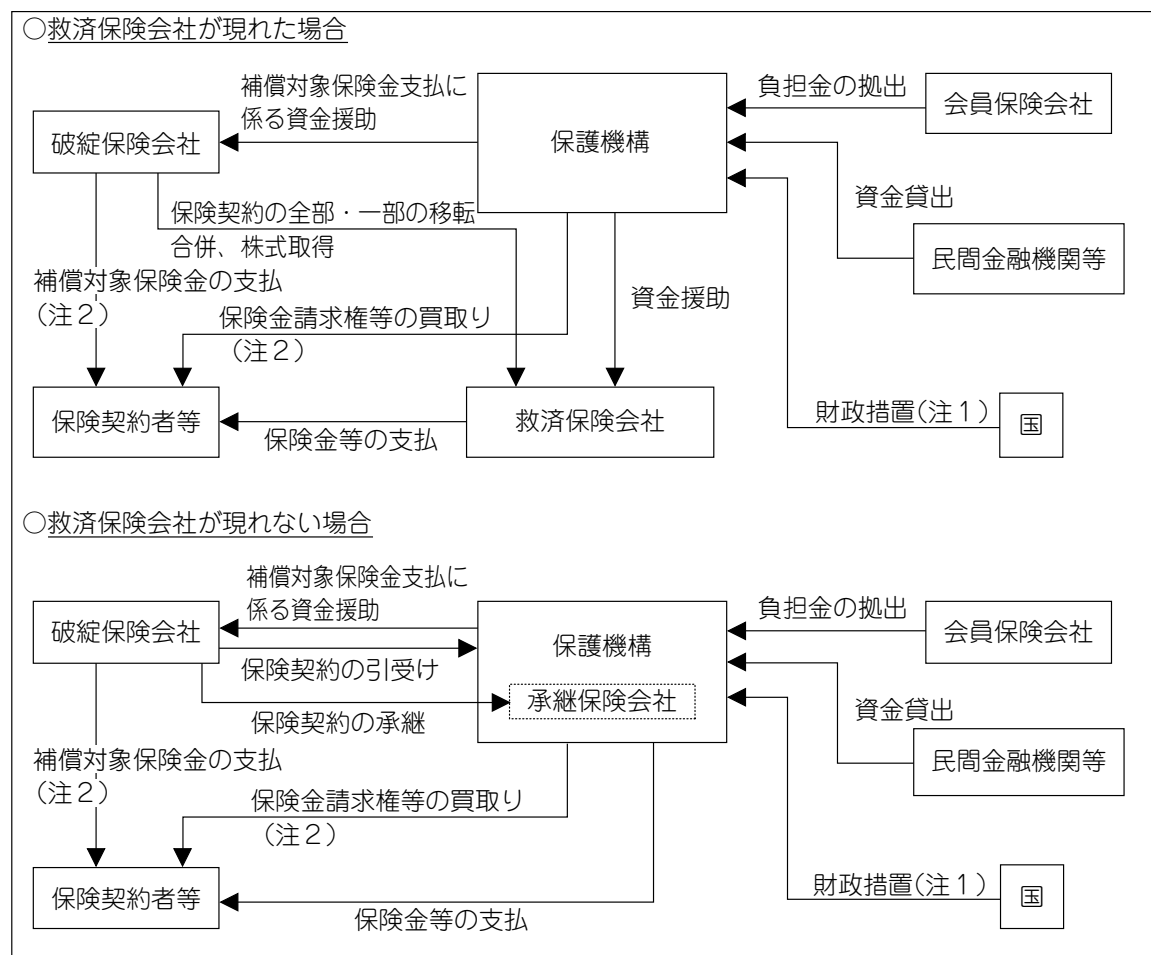
高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間に於ける各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立られている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【生命保険契約者保護機構（概略図）】



（注1）上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

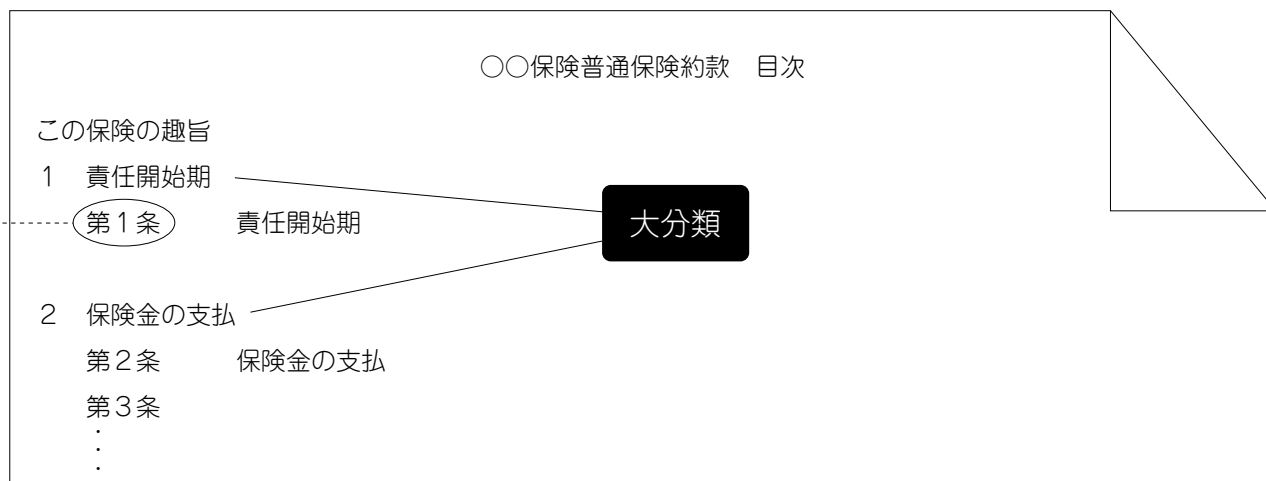
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

約款・特約条項の読み方

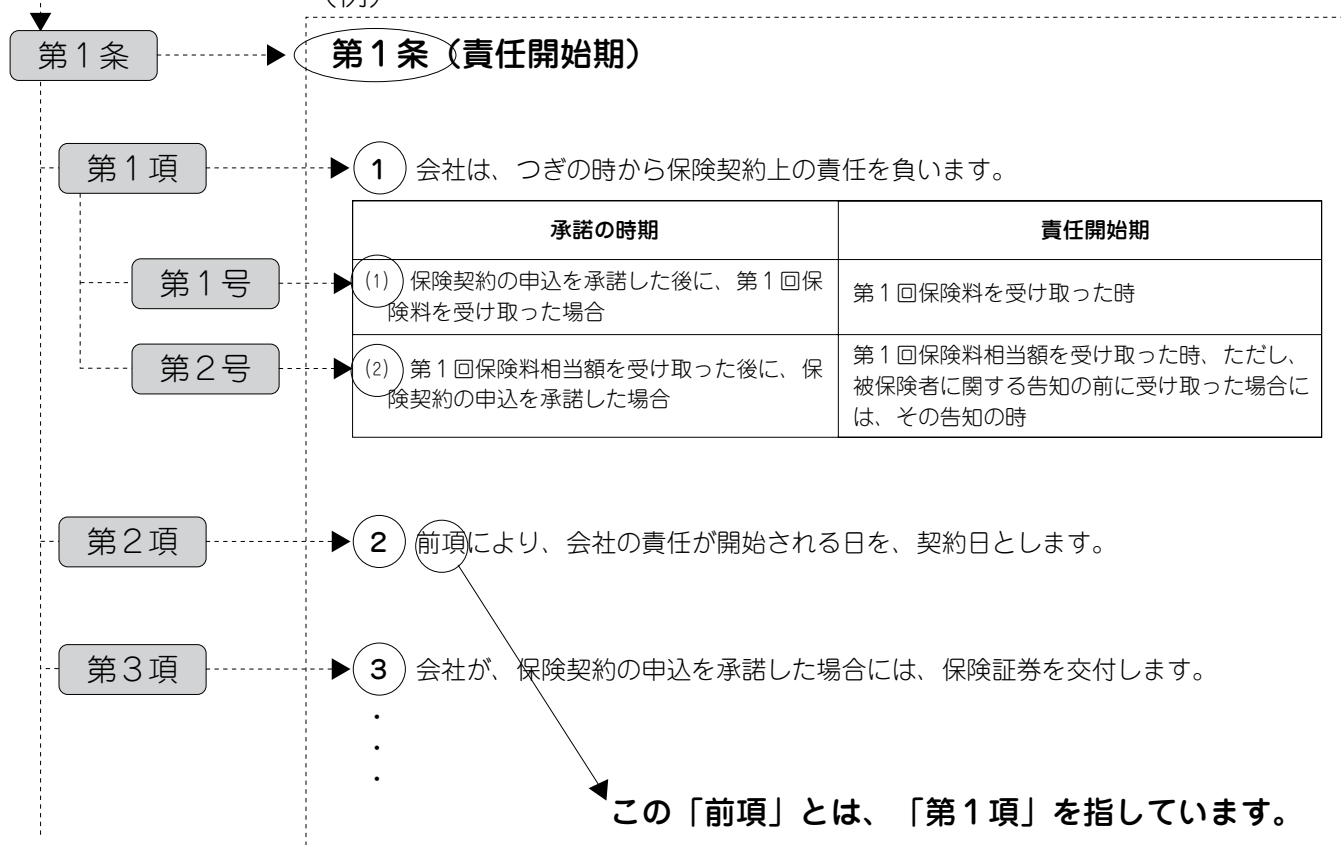
◆各約款・特約条項の最初のページには、大分類および各条の目次を掲載しています。

(例)



◆約款・特約条項では、基本的に「条」・「項」・「号」を用いて定めています（条文によっては「項」や「号」がない場合もあります）。

(例)





約 款

この保険の趣旨

1 用語の意義

第1条 用語の意義

2 責任開始期

第2条 責任開始期

3 保険金の支払

第3条 保険金の支払

第4条 死亡保険金額

第5条 生死不明その他の場合の取扱

第6条 戦争その他の変乱

第7条 保険金の請求、支払の手続

4 保険料の払込免除

第8条 保険料の払込免除

第9条 保険料の払込を免除しない場合

5 保険料の払込

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法＜経路＞

第12条 保険料の前納

6 猶予期間および保険契約の失効

第13条 猶予期間および保険契約の失効

第14条 猶予期間中に保険事故が発生した場合

7 保険料の自動振替貸付

第15条 保険料の自動振替貸付

第16条 自動振替貸付の取消

8 保険契約の復活

第17条 保険契約の復活

9 解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続

第18条 解約

第19条 解約返戻金

第20条 保険金の受取人による保険契約の存続

10 契約内容の変更

第21条 基準保険金額の減額

第22条 払済保険への変更

第23条 延長定期保険への変更

第24条 原保険契約への復旧

11 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第25条 詐欺による取消

第26条 不法取得目的による無効

12 告知義務および告知義務違反による解除

第27条 告知義務

第28条 告知義務違反による解除

第29条 告知義務違反による解除ができない場合

13 重大事由による解除

第30条 重大事由による解除

14 契約者貸付

第31条 契約者貸付

15 保険金の受取人

第32条 保険金の分割割合

第33条 受取人の代表者

第34条 会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始

第35条 遺言による保険金の受取人の変更

16 保険契約者

第36条 保険契約者の代表者

第37条 保険契約者の変更

第38条 保険契約者の住所変更、成年後見等の開始

17 被保険者の業務変更等

第39条 被保険者の業務変更等

18 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第40条 契約年齢の計算

第41条 契約年齢および性別の誤りの処理

19 契約者配当

第42条 契約者配当

20 時効

第43条 時効

21 管轄裁判所

第44条 管轄裁判所

22 契約内容の登録

第45条 契約内容の登録

保険金逦増型終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、逦増期間中所定の割合で保険金額が逦増する方式の終身保険で、被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときに所定の保険金支払を保障するものです。

1 用語の意義

第 1 条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「保険年度」とは、契約日または年単位の契約応当日から起算して次に到来する年単位の契約応当日の前日までの期間をいい、初年度を第 1 保険年度、以下 1 年を経るごとに第 2 保険年度、第 3 保険年度と数えることとします。
- (2) 「逦増期間」とは、契約日から起算した保険金額が増加する期間のことをいいます。また、逦増期間が満了する日の翌日以降を「逦増期間経過後」といいます。なお、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で逦増期間を指定することとし、以後これを変更することはできません。
- (3) 「基準保険金額」とは、第 1 保険年度の保険金額のことをいい、保険契約の締結の際、保険契約者の申出により定めた保険金額の計算の基準となる金額をいいます。ただし、基準保険金額が減額されたときは減額後の金額をいいます。
- (4) 「逦増率」とは、保険金額が増加する割合のことをいいます。なお、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で逦増率を指定することとし、以後これを変更することはできません。
- (5) 「各保険年度の増加額」とは、基準保険金額に逦増率を乗じた金額のことをいいます。
- (6) 「最終保険金額」とは、逦増期間経過後の保険金額のことをいいます。

2 責任開始期

第 2 条（責任開始期）

- 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

承諾の時期	責任開始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、第 1 回保険料を受け取った場合	第 1 回保険料を受け取った時
(2) 第 1 回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	第 1 回保険料相当額を受け取った時。ただし、被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時

- 2 前項により、会社の責任が開始される日を契約日とします。
- 3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。
- 4 前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 保険金の受取人（普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。）の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

保険金逦増型終身保険（低解約返戻金型）

主契約

- (5) 保険期間
- (6) 基準保険金額および最終保険金額
- (7) 保険料およびその支払方法
- (8) 契約日
- (9) 保険証券の作成年月日
- (10) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第8号までに準ずる事項

3 保険金の支払

第3条（保険金の支払）

- 1 この保険契約において支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

保険金の種類	支 払 事 由	支払額	受取人
(1) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した日における次条に定める死亡保険金額（以下、「死亡保険金額」といいます。）	死亡保険金受取人
(2) 高度障害保険金	被保険者が、責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として高度障害状態（別表1）になったとき（この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）	被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当した日における死亡保険金額と同額の金額	被保険者

- 2 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免 責 事 由
(1) 死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
(2) 高度障害保険金	保険契約者または被保険者の故意により、被保険者が、高度障害状態（別表1）になったとき

第4条（死亡保険金額）

この保険契約の死亡保険金額は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 逡増期間中の保険契約については、支払事由に該当した保険年度から1を減算した年数に各

保険年度の増加額を乗じ、その値に基準保険金額を加算した金額

- (2) 通増期間経過後の保険契約については、通増期間経過後の最初の保険年度から1を減算した年数に各保険年度の増加額を乗じ、その値に基準保険金額を加算した金額

第5条（生死不明その他の場合の取扱）

- 1 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- 2 会社が、被保険者の高度障害状態（別表1）を認めて、高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態になった時にさかのぼって消滅したものとします。
- 3 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、会社は、高度障害保険金を支払いません。また、高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に死亡保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 4 死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- 5 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の責任準備金）を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が、故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
- 6 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして、第3条（保険金の支払）第1項第2号の規定を適用します。
 - (1) その疾病について、保険契約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条（戦争その他の変乱）

被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表1）になった場合に、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下まわることはありません。

第7条（保険金の請求、支払の手続）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、すみやかに会社へ通知してください。
- 2 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、請求書類（別表4）を提出して、保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じた場合に、会社所定の取扱条件を満たすときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める金額等の範囲内で、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に規定する提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- 4 保険金は、その請求に必要な書類が会社へ到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から

保険金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の死亡または高度障害状態（別表1）に該当する事実の有無
(2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第30条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 7 前2項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 8 第4項から第6項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金を支払います。
- 9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなく第5項および第6項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第5項および第6項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

4 保険料の払込免除

第8条（保険料の払込免除）

- 1 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3）に該当したときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。
- 2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- 3 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第21条（基準保険金額の減額）、第22条（払済保険への変更）、第23条（延長定期保険への変更）および第24条（原保険契約への復旧）は適用しません。
- 4 保険契約者または被保険者は、保険料の払込の免除事由が発生したことを知ったときには、すみやかに会社に通知してください。
- 5 保険契約者は、保険料の払込の免除事由が発生したときには、すみやかに請求書類（別表4）を会社に提出して、保険料の払込の免除を請求してください。
- 6 前条第4項から第9項までの規定は、本条の場合に準用します。
- 7 本条の保険料の払込免除をしたときは、保険証券に表示します。

第9条（保険料の払込を免除しない場合）

- 1 被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第1項の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 2 被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害の状態（別表3）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
 - (1) 地震、噴火または津波によるとき
 - (2) 戦争その他の変乱によるとき

5 保険料の払込

第10条（保険料の払込）

- 1 第2回以後の保険料は、払込期間中、被保険者が生存している間、毎回次条第1項に定める方法にしたがって、月払、年払または半年払の金額を払込期月内に払い込んでください。
- 2 前項の払込期月は、払込方法＜回数＞に応じて、つぎのとおりとします。

保険料の払込方法＜回数＞	払込期月
(1) 月払	月単位の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じとします。）の属する月の初日から末日まで

保険料の払込方法＜回数＞	払込期月
(2) 年払または半年払	年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 3 第1項の保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。
- 4 年払契約または半年払契約の場合において、保険契約が消滅したとき（ただし、保険金を支払い消滅したときを除きます。）または保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、会社の定める計算方法により計算した金額を保険契約者に払い戻すことがあります。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
- 6 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
- 7 前項の場合、未払込保険料については、第13条（猶予期間および保険契約の失効）第2項の規定を準用します。
- 8 保険契約者は、会社所定の取扱範囲内で、第1項の保険料の払込方法＜回数＞を変更することができます。
- 9 保険契約者が前項の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

第11条（保険料の払込方法＜経路＞）

- 1 保険契約者は、会社の定める経路の範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法＜経路＞を選択することができます。
 - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (4) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体扱契約が締結されている場合に限りま。）
 - (5) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の定める経路の範囲内で、前項各号の保険料の払込方法＜経路＞を変更することができます。
- 3 第1項の規定により選択された保険料の払込方法＜経路＞が会社の取扱範囲または会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法＜経路＞を他の払込方法＜経路＞に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法＜経路＞の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第12条（保険料の前納）

- 1 保険契約者は、会社の定める回数の範囲内で、将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割り引きます。
- 2 前項の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- 3 保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

6 猶予期間および保険契約の失効

第13条（猶予期間および保険契約の失効）

1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法<回数>	猶予期間
(1) 月払	払込期月の翌月初日から末日まで
(2) 年払または半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

2 猶予期間内に保険料の払込がないときは、保険契約は、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。ただし、第15条（保険料の自動振替貸付）に定める保険料の自動振替貸付が行われた場合はこの限りではありません。

第14条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 1 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。この場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

7 保険料の自動振替貸付

第15条（保険料の自動振替貸付）

- 1 保険料の払込がないまま猶予期間が過ぎた場合でも、払い込むべき保険料とその利息の合計額が、解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）をこえない間は、保険契約者の申し出がなくても、会社は、自動的に保険料相当額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申し出があった場合には、この取扱をしません。
- 2 前項の貸付は、猶予期間満了日に貸し付けたものとし、貸付金の利息は年8%以下の会社所定の利率で計算し、年単位の契約応当日ごとに元金に繰り入れます。
- 3 保険契約者は、いつでも、本条の貸付の元利金を返済することができます。ただし、保険契約が消滅したとき、基準保険金額を減額したときまたは契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行われたときは支払金額から、払済保険または延長定期保険へ変更するときは解約返戻金額から、本条の貸付の元利金（契約者貸付があるときはその元利金を合算します。以下、本条において同じとします。）を差し引きます。
- 4 本条の貸付の元利金が、解約返戻金額をこえる場合には、会社は、払い込むべき保険料の払込があったものとしたとき（本条の規定により、保険料の自動振替貸付が適用された場合を除きます。）に本条の貸付の元利金が解約返戻金額をこえる日（以下、「失効予定日」といいます。）の1か月前までに、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、失効予定日の前日までに、会社の定める金額以上を払い込むことを要します。
- 5 前項の会社の定める金額が払い込まれない場合には、保険契約は、本条の貸付の元利金が解約返戻金額をこえるに至ったときから効力を失います。

第16条（自動振替貸付の取消）

前条の規定により保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から第18条（解約）に定める保険契約の解約または第22条（払済保険への変更）に定める払済保険もしくは第23条（延長定期保険への変更）に定める延長定期保険への変更の請求があったときは、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとしてその請求による取扱をします。

8 保険契約の復活

第17条（保険契約の復活）

- 1 保険契約者は、保険契約が第13条（猶予期間および保険契約の失効）第2項、第14条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項、第15条（保険料の自動振替貸付）第5項または第31条（契約者貸付）第4項によって効力を失った日からその日を含めて3年以内ならば、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が第19条（解約返戻金）第1項の解約返戻金を請求した場合には、保険契約を復活することはできません。
- 2 保険契約者が本条の復活を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 会社が保険契約の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した期日までに、延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。なお、第15条（保険料の自動振替貸付）または第31条（契約者貸付）の規定によって効力を失った保険契約を復活させる場合には、別に会社の定める金額を払い込んでください。
- 4 保険契約は、会社が復活の承諾をして前項に規定する金額を受領した時に復活します。
- 5 本条の規定により保険契約を復活した場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 6 第2条（責任開始期）第1項第2号および第2項の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第2条（責任開始期）第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

9 解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続

第18条（解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

第19条（解約返戻金）

- 1 この保険契約の解約返戻金は、つぎの方法で計算した金額とします。
 - (1) 保険料払込期間中の保険契約については、その払い込んだ年月数および経過した年月数により会社の定める方法で計算した解約返戻金額を抑制しない場合の金額に、70%を乗じた金額
 - (2) 保険料払込期間満了後の保険契約については、その経過した年月数により、会社の定める方法で計算した金額
- 2 保険料払込期間満了後であっても、保険料払込期間満了までの保険料が払い込まれていない場合は、前項第1号の規定を適用します。
- 3 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第7条（保険金の請求、支払の手続）第4項の規定を準用します。

第20条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社

に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類（別表 4）を会社に提出してください。
- 4 第 1 項の解約の通知が会社に到達した日以後、第 1 項の解約の効力が生じまたは第 2 項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金（保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第 2 項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

10 契約内容の変更

第21条（基準保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲内で、将来に向かって基準保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基準保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 前項の規定により基準保険金額の減額を行った場合は、死亡保険金額を減額された基準保険金額と同じ割合で減額し、死亡保険金額を改めます。
- 3 死亡保険金額の減額部分は、解約したものとして取り扱います。
- 4 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表 4）を会社に提出してください。
- 5 基準保険金額を減額した場合において、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 6 本条の減額をしたときは、減額後の基準保険金額および最終保険金額を保険証券に表示します。

第22条（払済保険への変更）

- 1 保険契約者は、保険料払込期間中であれば、次回以後の保険料の払込を中止して、保険金額を一定額とする保険料払込済の終身保険（以下、「払済保険」といいます。）に変更することができます。
- 2 前項の規定により払済保険への変更が行われた場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 遡増期間はありません。
 - (2) 第19条（解約返戻金）第 1 項第 1 号の規定は適用しません。
- 3 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表 4）を会社に提出してください。
- 4 払済保険に変更後の保険金額は、解約返戻金（保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）を充当して新たに定めます。
- 5 前項の場合、払済保険に変更後の保険金額が変更した日における原保険契約の保険金額をこえるときは、前項の規定にかかわらず、これを変更した日における原保険契約の保険金額までとし、限度をこえた部分の解約返戻金は保険契約者に支払います。
- 6 第 4 項の場合、変更後の保険金額が会社の定める保険金額に満たないときは、払済保険への変更は取り扱いません。
- 7 本条の払済保険への変更をしたときは、保険証券に表示します。
- 8 保険契約者は、払済保険に変更後であっても、解約返戻金がある場合には、契約者貸付を受けることができます。
- 9 払済保険に変更後に保険金額を減額するときは、前条第 2 項を除き同条の規定を準用します。

第23条（延長定期保険への変更）

- 1 保険契約者は、保険料払込期間中であれば、次回以後の保険料の払込を中止して、保険金額を一定額とする保険料払込済の定期保険（以下、「延長定期保険」といいます。）に変更することができます。

- 2 前項の規定により延長定期保険への変更が行われた場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 通増期間はありません。
 - (2) 第19条（解約返戻金）第1項第1号の規定は適用しません。
- 3 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 延長定期保険の保険金額は、変更した日における原保険契約の保険金額（保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）とします。
- 5 延長定期保険の保険期間は、つぎの払込期月の契約応当日を始期として、解約返戻金（保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）を充当して新たに定めます。
- 6 変更後の保険期間が会社の定める保険期間に満たない場合には、延長定期保険への変更は取り扱いません。
- 7 本条の延長定期保険への変更をしたときは、保険証券に表示します。
- 8 延長定期保険に変更した場合には、契約者貸付は取り扱いません。
- 9 延長定期保険に変更後に保険金額を減額するときは、第21条（基準保険金額の減額）第2項を除き同条の規定を準用します。

第24条（原保険契約への復旧）

- 1 保険契約者は、基準保険金額を減額した日または払済保険もしくは延長定期保険に変更した日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、原保険契約へ復旧することができます。
- 2 保険契約者が本条の復旧を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 会社が本条の復旧を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した期日までに、会社所定の金額を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 4 保険契約は、会社が復旧の承諾をして前項に規定する金額を受領した時に復旧します。
- 5 本条の復旧をしたときは、保険証券に表示します。
- 6 第2条（責任開始期）第1項第2号および第2項の規定は本条によって増額された部分に準用します。この場合、第2条（責任開始期）第2項の「契約日」は「復旧日」と読み替えます。

11 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第25条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、保険契約を取り消す（保険契約を復旧したときは保険金額の増額部分を取り消す）ことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第26条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、保険契約を無効（保険契約を復旧したときは保険金額の増額部分を無効）とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

12 告知義務および告知義務違反による解除

第27条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結、復活または復旧の際、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第28条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知

を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約（復旧の場合には、復旧による保険金額の増額部分）を解除することができます。

- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込の免除を行います。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 5 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第29条（告知義務違反による解除ができない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第27条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第27条（告知義務）に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始の日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。以下、本号において同じとします。）からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第27条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

13 重大事由による解除

第30条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の死亡保険金または高度障害保険金の請求に関し、死亡保険金または高度障害保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力

団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由による保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

14 契約者貸付

第31条（契約者貸付）

- 1 保険契約者は、解約返戻金の9割（保険料の自動振替貸付または本条の貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金が、会社所定の金額に満たない場合には、本条の貸付は取り扱いません。
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。
- 3 本条の貸付の元利金（保険料の自動振替貸付があるときはその元利金を合算します。以下、次項において同じとします。）が、解約返戻金額をこえるときは、会社は、失効予定日の1か月前までに、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、失効予定日の前日までに、会社所定の金額以上を払い込むことを要します。
- 4 前項の会社の定める金額が払い込まれない場合には、保険契約は、本条の貸付の元利金が解約返戻金額をこえるに至ったときから効力を失います。
- 5 保険契約者は、いつでも、本条の貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、保険契約が消滅したとき、基準保険金額を減額したときまたは契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行われたときは支払金額から、払済保険または延長定期保険へ変更したときは解約返戻金額から、本条の貸付の元利金（保険料の自動振替貸付があるときはその元利金を合算します。）を差し引きます。

- 6 保険契約者が本条の貸付を受けるときは、請求書類（別表 4）を会社に提出してください。

15 保険金の受取人

第32条（保険金の分割割合）

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第33条（受取人の代表者）

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第34条（会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- 3 前項の高度障害保険金の受取人について、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人の場合には、第3条（保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、被保険者の代わりに、高度障害保険金の受取人を保険契約者にすることができます。ただし、本項の規定により高度障害保険金の受取人となる保険契約者が、死亡保険金の一部の受取人である場合には、その受取割合と同じ割合において、高度障害保険金の受取人が、保険契約者となるものとします。
- 4 この保険契約にリビング・ニース特約または介護前払特約（以下、本条において「リビング・ニース特約等」といいます。）が付加されている場合には、前項の規定による高度障害保険金の受取人の変更と同時に、リビング・ニース特約等の保険金または年金の受取人も、保険契約者となるものとします。この場合、リビング・ニース特約等の保険金または年金の受取人について、前項ただし書きが準用されるものとします。
- 5 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 6 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 7 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 8 第1項および第3項の通知をするときは、請求書類（別表 4）を会社に提出してください。
- 9 第1項または第3項の規定により保険金の受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- 10 第1項または第3項の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 11 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 12 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第35条（遺言による保険金の受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項および第5項から第9項までの規定を準用します。

16 保険契約者

第36条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第37条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第38条（保険契約者の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項をすみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 4 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

17 被保険者の業務変更等

第39条（被保険者の業務変更等）

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこの場所に転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

18 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第40条（契約年齢の計算）

被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第41条（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは実際の年齢に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。

19 契約者配当

第42条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

20 時効

第43条（時効）

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

21 管轄裁判所

第44条（管轄裁判所）

- 1 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地と同一都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、もよりの支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁として。）をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22 契約内容の登録

第45条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 基準保険金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下、第2項において同じとします。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の

- 場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
 - 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
 - 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
 - 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
 - 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
 - 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

がん診断特約条項 目次

この特約の趣旨

- | | | | |
|-------------|--------------------------|-------------|---------------------|
| 第1条 | 特約の締結および責任開始期 | 第12条 | がん診断給付金の受取人による特約の存続 |
| 第2条 | がん診断給付金の支払 | 第13条 | 特約のがん診断給付金額の減額 |
| 第3条 | がん診断給付金の請求手続 | 第14条 | 特約の復旧 |
| 第4条 | 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱 | 第15条 | 責任開始期前のがんの診断確定による無効 |
| 第5条 | 特約の保険料の払込免除 | 第16条 | 特約の消滅 |
| 第6条 | 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込 | 第17条 | 告知義務および告知義務違反 |
| 第7条 | 特約の保険料の自動振替貸付 | 第18条 | 重大事由による解除 |
| 第8条 | 特約の失効 | 第19条 | 契約者配当 |
| 第9条 | 特約の復活 | 第20条 | 管轄裁判所 |
| 第10条 | 特約の解約 | 第21条 | 主約款の規定の準用 |
| 第11条 | 解約返戻金 | | |

がん診断特約条項

この特約の趣旨

この特約は、被保険者ががんと診断確定されたときに、所定のがん診断給付金の支払を保障するものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、会社所定の取扱範囲内で、主契約の責任開始期以後、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があった場合、会社は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は第3項ただし書きに定めるこの特約の責任開始期の直前の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が年単位の契約応当日の場合は、その日）を基準に定めます。
- この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法＜回数＞に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 第2項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（がん診断給付金の支払）

- 1 この特約で、がん診断給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
がん診断給付金	責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の給付金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。）前にがん（別表11）と診断されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中に初めてがんと診断確定（別表12）されたとき	がん診断給付金額	被保険者

- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者がこの特約の締結の際の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内（復活または復旧の取扱がこの特約の締結の際の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に行われた場合を含みます。）にがん（別表11）と診断確定（別表12）された場合は、責任開始期前にがんと診断確定されたものとみなしてがん診断給付金を支払いません。
- 3 がん診断給付金の支払はこの特約の保険期間を通じて1回とします。
- 4 保険契約者は、がん診断給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- 5 がん診断給付金の受取人について、保険契約者、死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限りま
- す。）が法人の場合には、第1項および前項の規定にかかわらず、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、被保険者の代わりに、がん診断給付金の受取人を保険契約者にすることができます。ただし、本項の規定によりがん診断給付金の受取人となる保険契約者が、死亡保険金の一部の受取人である場合には、その受取割合と同じ割合において、がん診断給付金の受取人が、保険契約者となるものとします。

第3条（がん診断給付金の請求手続）

- 1 がん診断給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社
- に通知してください。
- 2 がん診断給付金の受取人は、がん診断給付金の支払事由が生じたときは、請求書類（別表4）を提出して、がん診断給付金を請求してください。
- 3 がん診断給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 4 がん診断給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時からがん診断給付金の請求時まで
- に会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、がん診断給付金を支払うべき期限は、がん診断給付金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日とします。

がん診断給付金を支払うために 確認が必要な場合	確認する事項
(1) がん診断給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	がん診断給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

がん診断給付金を支払うために 確認が必要な場合	確認する事項
(3) この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前号に定める事項、第18条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくはがん診断給付金の受取人のこの特約の締結の目的もしくはがん診断給付金の請求の意図に関するこの特約の締結時からがん診断給付金の請求時までにおける事実

- 5 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、がん診断給付金を支払うべき期限は、がん診断給付金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号または第3号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者またはがん診断給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号または第3号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 6 前2項の場合、会社は、がん診断給付金を請求した者に通知します。
- 7 第3項から第5項までに定める期限をこえてがん診断給付金を支払う場合には、第3項から第5項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、がん診断給付金を支払います。
- 8 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者またはがん診断給付金の受取人が、正当な理由がなく第4項および第5項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第4項および第5項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間にはがん診断給付金を支払いません。

第4条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約によるがん診断給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をその支払うべき金額から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約のがん診断給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をその支払うべき金額から差し引きます。

第5条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、この特約の給付金を支払うときを除きます。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の給付金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）前に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社を取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
 - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - ② 年払で払い込む方法
 - (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (3) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
- 4 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）については、前条第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
- 4 払込期間満了後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、保険料の払込免除を取り扱います。
- 5 第3項の場合、前条第3項の規定を準用します。
- 6 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。

第7条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

第8条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。

第9条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第10条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第11条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、つぎの方法で計算した金額とします。
 - (1) 保険料払込期間中は、解約返戻金はありません。
 - (2) 保険料払込期間満了後は、その経過した年月数により、会社の定める方法で計算した金額とします。ただし、保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていない場合は、解約返戻金はありません。
- 2 この特約の解約返戻金がある場合で、主約款の規定による保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については第3条（がん診断給付金の請求手続）第3項の規定を準用します。

第12条（がん診断給付金の受取人による特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たすがん診断給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、がん診断給付金（がん診断給付金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社ががん診断給付金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、がん診断給付金の受取人に支払います。

第13条（特約のがん診断給付金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲内で、将来に向かってこの特約のがん診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後のがん診断給付金額が会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 保険契約者がこの特約のがん診断給付金額の減額を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 がん診断給付金額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。
- 4 本条の規定によりこの特約のがん診断給付金額を減額したときは、減額後のがん診断給付金額を保険証券に表示します。

第14条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第15条（責任開始期前のがんの診断確定による無効）

- 1 被保険者が告知前または告知の時から、この特約の責任開始期前までのがん（別表11）と診断確定（別表12）されていた場合には、保険契約者および被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず、この特約を無効とします。この場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 告知前に被保険者ががん（別表11）と診断確定（別表12）されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に被保険者ががん（別表11）と診断確定（別表12）されていた事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (3) 告知の時から責任開始期までに、被保険者ががん（別表11）と診断確定（別表12）されていたときは、保険契約者に払い戻します。
- 2 本条の適用がある場合には、第17条（告知義務および告知義務違反）および第18条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第16条（特約の消滅）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) この特約の特約条項の規定によりがん診断給付金を支払ったとき
 - (2) 被保険者の死亡により主契約が消滅したとき
 - (3) 主約款の規定による主契約の保険金の支払いにより、主契約が消滅したとき
 - (4) 主契約の給付金のすべての支払が主約款に定める通算支払限度に達したことにより、主契約が消滅したとき
 - (5) 主契約が前3号以外の事由により消滅したとき
 - (6) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第4号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 3 第1項第5号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- 4 第1項第6号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第1項第6号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第17条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第18条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者またはがん診断給付金の受取人がこの特約のがん診断給付金（特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人にがん診断給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約のがん診断給付金の請求に関し、がん診断給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含み

ます。)があった場合

- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかるがん診断給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者またはがん診断給付金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者またはがん診断給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 保険契約者、被保険者またはがん診断給付金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、がん診断給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じたがん診断給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由によるがん診断給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのががん診断給付金の受取人のみであり、そのがん診断給付金の受取人ががん診断給付金の一部の受取人であるときは、がん診断給付金のうち、その受取人に支払われるべきがん診断給付金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または特約の保険料の払込の免除を行いません。もし、すでにがん診断給付金を支払っていたときは、がん診断給付金の返還を請求することができ、すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者またはがん診断給付金の受取人に通知します。
- 4 会社は、本条の規定によりこの特約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、がん診断給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用しがん診断給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われないがん診断給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、解約返戻金があるときは、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第19条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条（管轄裁判所）

この特約における給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第21条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

リビング・ニーズ特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 保険金の支払と請求
- 第3条 保険金を支払わない場合
- 第4条 特約の復活
- 第5条 特約の解約
- 第6条 解約返戻金
- 第7条 特約保険金受取人による特約の存続
- 第8条 特約の復旧
- 第9条 特約の消滅
- 第10条 告知義務および告知義務違反
- 第11条 重大事由による解除
- 第12条 契約者配当
- 第13条 主契約に平準定期保険特約または家族収入特約が付加されている場合の特則
- 第14条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第15条 主契約に質権が設定される場合の特則
- 第16条 管轄裁判所
- 第17条 主約款の規定の準用
- 第18条 主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約もしくは家族収入特約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則

- 第19条 平準定期保険、家族収入保険または増増定期保険に付加されている場合の特則
- 第20条 主契約に介護前払特約とあわせて付加する場合の特則
- 第21条 米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則
- 保険金増増型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合の特則
- 就労不能障害保障型家族収入保険に付加されている場合の特則
- 主契約に介護保険金特則とあわせて付加する場合の特則
- 変額終身保険に付加されている場合の特則
- 米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加されている場合の特則
- 米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）に付加されている場合の特則
- 主契約に介護・認知症給付特則とあわせて付加する場合の特則

リビング・ニーズ特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の余命が6か月以内と判断される場合に、主契約の死亡保険金の全部または一部について、保険金を支払うことを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は主契約の締結の際、被保険者の同意を得て主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で会社がこの特約を付加したときは、その日とします。

第2条（保険金の支払と請求）

- この特約で、この特約の保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人はつぎのとおりです。

支払事由	支払額	受取人
この特約の責任開始期以後、つぎのいずれにも該当したとき (1) 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき (2) この特約の保険金の請求書類（別表4）が会社に着しているとき	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める範囲内でこの特約の保険金の受取人が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により、この特約の保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額	主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）

- 前項に定めるこの特約の保険金の受取人（以下、「特約保険金受取人」といいます。）は、請求書類（別表4）を提出して、前項に定めるこの特約の保険金を請求してください。
- この特約の保険金を支払ったときは、指定保険金額と同額の主契約の保険金額が支払日に減額されたものとして取り扱います。ただし、その減額部分に解約返戻金があってもこれを支払いません。
- 第1項の規定にかかわらず、この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害保険金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害保険金が支払われないときは、この限りではありません。
- この特約の保険金の支払日以降、主約款に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額に相当する保険金額については、会社は、これを支払いません。
- この特約の保険金の支払に際して、貸付金がある場合には、会社の定める方法により、支払うべき金額からその元利金を差し引いて支払います。
- 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約の保険金が支払われた場合、主契約は消滅するものとし、主契約に他の特約が付加されている場合、各特約は消滅します。この場合、特約の消滅に関する規定にかかわらず、解約返戻金を支払いません。また、主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合には各特約は減額されることなく継続するものとしします。
- 第1項に定める主契約の高度障害保険金の受取人が複数である場合には、その受取割合が、この特約の保険金についてもおよぶものとしします。
- この特約の保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第3条（保険金を支払わない場合）

被保険者が、保険契約者または被保険者の故意により第2条（保険金の支払と請求）第1項の支払事由に該当した場合には、この特約の保険金を支払いません。

第4条（特約の復活）

- 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
- 前項の請求を受けた場合、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第5条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第6条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第7条（特約保険金受取人による特約の存続）

特約保険金受取人によるこの特約の存続については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の受取人による保険契約の存続に関する規定を準用します。

第8条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第9条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

- (1) この特約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

第10条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反に関する事項については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第11条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第12条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第13条（主契約に平準定期保険特約または家族収入特約が付加されている場合の特則）

- 1 主契約に平準定期保険特約または家族収入特約が付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める死亡保険金額は、主契約の保険金額に主契約に付加されている平準定期保険特約の特約死亡保険金額および家族収入特約の特約家族年金の現価を合算した額とします。ただし、合算される家族収入特約の特約家族年金の現価については、この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入特約条項第7条（年金の一時支払）第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価とします。
- 2 保険契約者より別段の申し出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める指定保険金額は、主契約および平準定期保険特約のこの特約の請求日における死亡保険金額または特約死亡保険金額ならびに家族収入特約のこの特約の請求日からその日を含めて6か月間の満了日における家族収入特約条項第7条（年金の一時支払）第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価のそれぞれの割合に応じて、主契約、平準定期保険特約および家族収入特約のそれぞれから指定されたものとします。この場合、第2条第7項の保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合の取扱については、適用しないものとします。
- 3 平準定期保険特約または家族収入特約については、それぞれの特約の保険期間満了前12か月間は、それぞれの特約にかかるこの特約の保険金の請求を行うことはできないものとします。

- 4 前項の規定にかかわらず、平準定期保険特約が自動更新される場合には、前項の「特約の保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。
- 5 第3項の規定によりそれぞれの特約にかかるこの特約の保険金の請求を行うことができない平準定期保険特約または家族収入特約が第2条（保険金の支払と請求）第7項の規定により消滅したときは、同条同項の規定にかかわらず、その特約の責任準備金を特約保険金受取人に支払います。
- 6 第2条（保険金の支払と請求）第3項から第6項までの規定は本条の場合に適用します。
- 7 前項および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定による保険金額の減額については、家族収入特約の場合、家族収入特約条項第7条（年金の一時支払）第3項の定めるところにより減額したものとして取り扱います。

第14条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

主契約に介護保障移行特約が付加された場合、移行部分についてこの特約は消滅します。

第15条（主契約に質権が設定される場合の特則）

- 1 主契約に質権が設定される場合にはこの特約は締結できないものとします。
- 2 この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

第16条（管轄裁判所）

この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第17条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主契約の規定を準用します。

第18条（主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約もしくは家族収入特約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）

主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約もしくは家族収入特約に特別条件付保険特約が付加されている場合で、この特約の請求日が特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号ア. に定める保険金削減期間中であるときには、会社は、指定保険金額にこの特約の請求日における特別条件付保険特約条項第2条第1項第1号ア. に定める割合を乗じた金額から、会社の定める方法により、この特約の保険金の請求日から6か月間の、この金額に対応する利息に相当する金額および指定保険金額に対応する保険料に相当する金額を、また、貸付金がある場合にはその元利金を差し引いた金額を、この特約の保険金として支払うものとします。ただし、第2条（保険金の支払と請求）第3項に定める減額については、この割合を乗じなかったものとして取り扱います。

第19条（平準定期保険、家族収入保険または逡増定期保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が平準定期保険、家族収入保険または逡増定期保険（払済保険に変更された場合を除きます。以下、本条において同じとします。）に付加されている場合、この特約の保険金の請求は保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。
- 2 この特約が家族収入保険または逡増定期保険に付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、つぎの各号に定める金額とします。
 - (1) この特約が家族収入保険に付加されている場合
この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入保険普通保険約款第7条（年金の一時支払）第1項に定める将来の家族年金の全部の現価
 - (2) この特約が逡増定期保険に付加されている場合
この特約の請求日における死亡保険金額
- 3 第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定による死亡保険金額の減額については、この特約

が家族収入保険または通増定期保険に付加されている場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約が家族収入保険に付加されている場合

本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額について、家族収入保険普通保険約款第7条（年金の一時支払）第3項に定めるところにより減額したものと取り扱います。

(2) この特約が通増定期保険に付加されている場合

本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する基準保険金額を減額したものと取り扱います。

4 この特約が付加されている平準定期保険が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。

(2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。

(3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第7条（特約保険金受取人による特約の存続）および第10条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。

(4) 第1号または第2号の場合、第1項中、「保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。

(5) 前4号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

第20条（主契約に介護前払特約とあわせて付加する場合の特則）

この特約を介護前払特約とあわせて主契約に付加する場合には、この特約の特約保険金の請求と介護前払特約の介護年金の請求を重ねて受けた場合には、介護前払特約の介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、介護前払特約の介護年金は支払いません。

第21条（米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が生存給付金特則の付加された米国ドル建終身保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第2条（保険金の支払と請求）第3項中、「主契約の保険金額」を「主契約の死亡保険金額」と読み替えます。

(2) 第2条（保険金の支払と請求）第4項中、「主約款に定める保険金」を「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」と読み替えます。

(3) 第2条（保険金の支払と請求）第7項中、「主契約の保険金額」を「主契約の死亡保険金額」と読み替えます。

(4) 主契約の死亡保険金額の一部または全部が指定保険金額として指定され、この特約の保険金が支払われた場合で、特約保険金受取人がこの特約の保険金を請求した日からその日を含めて6か月以内に生存給付金支払日が到来するときは、その生存給付金についてはつぎのとおり取り扱います。

① 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約の保険金が支払われたときは、その生存給付金支払日に支払われる生存給付金の金額については、第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定にかかわらず、主契約の死亡保険金額が減額されなかったものとして取り扱います。

② 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約の保険金が支払われたときは、その生存給付金支払日に生存給付金の支払事由に該当したときに限り生存給付金を支払います。この場合、生存給付金の金額については、主契約が消滅しなかったものと

して取り扱います。ただし、主約款の規定により生存給付金を自動的に据え置く取扱は行いません。

保険金通増型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合の特則

この特約が保険金通増型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、この特約の請求日における死亡保険金額とします。
- (2) 第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定による死亡保険金額の減額については、減額された保険金額に対応する基準保険金額を減額したものと取り扱います。

就労不能障害保障型家族収入保険に付加されている場合の特則

この特約が就労不能障害保障型家族収入保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険金の請求は保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。
- (2) 第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における就労不能障害保障型家族収入保険普通保険約款第6条（年金の一時支払）第1項に定める将来の家族年金の全部の現価とします。
- (3) 第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定による死亡保険金額の減額については、本特則および第2条第3項の規定により減額された保険金額について、就労不能障害保障型家族収入保険普通保険約款第6条（年金の一時支払）第3項に定めるところにより減額したものと取り扱います。

主契約に介護保険金特則とあわせて付加する場合の特則

この特約を介護保険金特則とあわせて主契約に付加する場合には、介護保険金特則の介護保険金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の特約保険金は支払いません。ただし、介護保険金特則の規定により介護保険金が支払われないときは、この限りではありません。

変額終身保険に付加されている場合の特則

この特約を変額終身保険（一時払定額終身保険に変更されている場合を除きます。）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、基本保険金額とします。
- (2) 前号の場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める支払額に、この特約の保険金の請求日（以下、本特則において「請求日」といいます。）の変動保険金額に基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額から、会社の定める方法により請求日から6か月間の利息に相当する金額を差し引いた金額を加算した金額を、この特約の保険金として支払います。ただし、変動保険金額が負の場合には、変動保険金額は0とします。
- (3) 請求日の前日末の積立金相当額が請求日の主約款第6条（死亡保険金額）に定める死亡保険金額（未払込保険料がある場合は、その金額から未払込保険料を差し引いた金額とします。以下、本号において同じとします。）より大きい場合は、前号の金額に、請求日の前日末の積立金相当額から請求日の死亡保険金額を差し引いた額に基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた額を加算した金額を、この特約の保険金として支払います。
- (4) 前号の場合で、請求日の解約返戻金相当額（年払契約または半年払契約の場合、会社の定める方法により計算した金額を含みます。）が請求日の前日末の積立金相当額より大きい場合は、前号の「請求日の前日末の積立金相当額」とあるのを「請求日の解約返戻金相当額（年払契約または半年払契約の場合、会社の定める方法により計算した金額を含みます。）」と読み替えて前号の規定を適用します。

- (5) 前3号の場合、第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定を準用します。
- (6) 第13条（主契約に平準定期保険特約または家族収入特約が付加されている場合の特則）第1項および主契約に就労不能障害保障型家族収入特約が付加されている場合の特則第1号に定める主契約の保険金額は、主契約の基本保険金額とします。
- (7) 第13条（主契約に平準定期保険特約または家族収入特約が付加されている場合の特則）第2項および主契約に就労不能障害保障型家族収入特約が付加されている場合の特則第2号に定めるこの特約の請求日における死亡保険金額は、この特約の請求日における基本保険金額とします。

米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加されている場合の特則

この特約が米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1保険期間中の第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、この特約の保険金の請求日（以下、本特則において「請求日」といいます。）の基本保険金額とします。この場合、保険料円払込額に基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額について、第2条第3項の規定を準用します。
- (2) 前号の場合で加算保険金額があるときは、第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める支払額に、請求日の加算保険金額に基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額から、会社の定める方法により請求日から6か月間の利息に相当する金額を差し引いた金額を加算した金額を、この特約の保険金として支払います。この場合、この特約の保険金の請求日の加算保険金額に基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額について、第2条第3項の規定を準用します。
- (3) 第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める保険料は、請求日の属する月の前月末日を換算基準日とし、保険料円払込額を米国ドルに換算した金額とします。
- (4) この特約を付加する主契約が介護型である場合には、主約款に定める介護保険金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の特約保険金は支払いません。ただし、主約款の規定により介護保険金が支払われないときは、この限りではありません。
- (5) 第2保険期間の死亡保険金額が第1保険期間満了日の基本保険金額を下まわる保険契約で通知発送日から期日までの間にこの特約の保険金が支払われる場合、つぎのとおりとします。
 - ① 第1保険期間満了日の翌日以後期日までにこの特約の保険金が支払われた場合で、その支払後に一時払保険料の払い込みが行われたときの死亡保険金額は、第1保険期間満了日の基本保険金額から指定保険金額を差し引いた金額とします。
 - ② 通知発送日以後第1保険期間満了日までにこの特約の保険金が支払われた場合、会社は、一時払保険料をその支払後の金額に基づき再計算し、その金額を一時払保険料として取り扱います。また、再計算される前の一時払保険料が払い込まれていたときは、それを保険契約者へ払い戻します。
 - ③ 第1保険期間満了日の翌日以後期日までに主約款に定める保険金の支払事由が生じ、第1保険期間満了日の翌日以後その保険金の支払事由が生じたときまでにこの特約の保険金が支払われた場合で、一時払保険料が払い込まれていないときは、第1保険期間満了日の基本保険金額から指定保険金額を差し引いた金額を死亡保険金額とします。この場合、会社は、一時払保険料を保険金から差し引きます。
- (6) 自動減額が行われる保険契約で通知発送日から期日までの間にこの特約の保険金が支払われる場合、つぎのとおりとします。
 - ① 自動減額日以後期日までにこの特約の保険金が支払われた場合で、その支払後に一時払保険料の払い込みが行われたときは、第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定中「主契約の保険金額」とあるのを「自動減額日の前日の基本保険金額」と読み替えます。
 - ② 通知発送日以後自動減額日の前日までにこの特約の保険金が支払われた場合、会社は、一時払保険料をその支払後の金額に基づき再計算し、その金額を一時払保険料として取り扱い

ます。また、再計算される前の一時払保険料が払い込まれていたときは、それを保険契約者へ払い戻します。

- ③ 自動減額が行われた日以後期日までに主約款に定める保険金の支払事由が生じ、自動減額が行われた日以後その保険金の支払事由が生じたときまでにこの特約の保険金が支払われた場合で、一時払保険料が払い込まれていないときは、自動減額日の前日の基本保険金額から指定保険金額を差し引いた金額を死亡保険金額とします。この場合、会社は、一時払保険料を保険金から差し引きます。

米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）に付加されている場合の特則

この特約が米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金の支払と請求）第3項中、「主契約の保険金額」を「主契約の死亡保険金額」と読み替えます。
- (2) 第2条（保険金の支払と請求）第4項中、「主約款に定める保険金」を「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」と読み替えます。
- (3) 第2条（保険金の支払と請求）第7項中、「主契約の保険金額」を「主契約の死亡保険金額」と読み替えます。
- (4) この特約の保険金の請求日において死亡保険金額が基本死亡保険金額をこえている場合は、第2条（保険金の支払と請求）第1項の支払額に関する規定を「主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める範囲内でこの特約の保険金の受取人が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）」と読み替えます。

主契約に介護・認知症給付特則とあわせて付加する場合の特則

この特約を介護・認知症給付特則とあわせて主契約に付加する場合には、介護・認知症給付特則の介護保険金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けたときは、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の特約保険金は支払いません。ただし、介護・認知症給付特則の規定により介護保険金が支払われないときは、この限りではありません。

介護前払特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 介護年金の支払
- 第3条 介護年金を支払わない場合
- 第4条 戦争その他の変乱
- 第5条 介護年金の分割支払
- 第6条 介護年金の請求、支払の手続
- 第7条 特約の復活
- 第8条 特約の解約
- 第9条 解約返戻金
- 第10条 介護年金の受取人による特約の存続
- 第11条 特約の復旧
- 第12条 特約の消滅
- 第13条 告知義務および告知義務違反
- 第14条 重大事由による解除
- 第15条 契約者配当
- 第16条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第17条 管轄裁判所
- 第18条 主約款の規定の準用
- 第19条 主契約に質権が設定される場合の特則

- 第20条 主契約が保険料一時払の契約である場合の特則
- 第21条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第22条 主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則
- 第23条 主契約にリビング・ニーズ特約とあわせて付加する場合の特則
- 第24条 米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則
- 第25条 逡増定期保険に付加する場合の特則
- 保険金逡増型終身保険（低解約返戻金型）に付加する場合の特則
- 主契約に介護保険金特則とあわせて付加する場合の特則
- 変額終身保険に付加する場合の特則
- 米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加されている場合の特則
- 主契約に介護・認知症給付特則とあわせて付加する場合の特則

介護前払特約条項

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が所定の要介護状態となった場合に、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約のうち、会社の定める死亡保険金について、介護年金の支払による保険金の前払を保障するものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は主契約の締結の際、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で会社がこの特約を付加したときは、その日とします。

第2条（介護年金の支払）

- 1 前条の規定によりこの特約を締結した場合、会社の定める死亡保険金からこの特約の介護年金を支払います。この場合、この特約で支払う介護年金の種類、介護年金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

名称		支 払 事 由	支 払 額	受 取 人
介護年金	第1回介護年金	この特約の責任開始期以後、つぎのいずれにも該当したとき (1) 介護年金の請求書類（別表4）が会社に到着していること (2) 第1回介護年金の支払日（第1回介護年金の請求書類（別表4）が会社に到着した日をいいます。以下、同じとします。）が主契約の保険料払込期間経過後であること (3) 第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満65歳以上であること (4) 第1回介護年金の支払日において、被保険者が公的介護保険制度（別表37）による要介護認定（別表38）または要介護更新認定（別表39）を受け、要介護4または5（別表40）に該当していると認定されていること	介護年金額	主契約の高度障害保険金の受取人
	第2回以後介護年金	第1回介護年金の支払日の1年目ごとの応当日（以下、「介護年金支払応当日」といいます。）において、つぎのいずれにも該当したとき (1) 介護年金の請求書類（別表4）が会社に到着していること (2) 被保険者が公的介護保険制度（別表37）による要介護認定（別表38）または要介護更新認定（別表39）を受け、要介護4または5（別表40）に該当していると認定されていること		

- 2 前項に規定する介護年金の支払事由に該当する場合であっても、その日を含めて1年以内に介護年金の支払事由が発生していたときには、介護年金を支払いません。
- 3 公的介護保険制度（別表37）に定める要介護4または5の状態（別表40）が中断し、介護年金支払応当日において介護年金の支払事由に該当せず、介護年金が支払われない場合には、新たに介護年金の支払事由に該当したときに第1項に定める第1回介護年金を支払い、その日の1年目ごとの応当日を新たな介護年金支払応当日とし、以後第1項に定める第2回以後介護年金を支払います。
- 4 第1項に定める介護年金額は、第1回介護年金の支払日または介護年金支払応当日において会社所定の範囲内からこの特約の介護年金の受取人が指定した金額とします。
- 5 この特約の介護年金を支払うときは、前項の規定による介護年金額に対応する、第1回介護年金の支払日または介護年金支払応当日における会社所定の率により計算された保険金額（以下、「前払対象保険金額」といいます。）と同額の主契約の保険金額が、第1回介護年金の支払日または介護年金支払応当日に減額されたものとして取り扱います。ただし、その減額部分に解約返戻金があってもこれを支払いません。
- 6 第4項の規定による介護年金額が、前払対象保険金額に対応する解約返戻金額を下回る場合は、介護年金として支払う金額は、前払対象保険金額に対応する解約返戻金相当額とします。
- 7 この特約の介護年金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の介護年金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の介護年金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害保険金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害保険金が支払われないときは、この限りではありません。
- 8 この特約の介護年金の支払日以降、主約款に定める保険金の請求を受けても、この特約の介護年金の支払により減額された、前払対象保険金額に対応する主契約の保険金額については、会社は、これを支払いません。
- 9 この特約の介護年金の支払に際しては、貸付金がある場合にはその元利金を差し引いて支払います。
- 10 保険契約者は、介護年金の受取人を主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。
- 11 第1項に定める主契約の高度障害保険金の受取人が複数である場合には、その受取割合が、この特約の介護年金についてもおよぶものとします。
- 12 主契約の保険金の一部が支払われた場合には、各特約は減額されることなく継続するものとし

ます。

第3条（介護年金を支払わない場合）

被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第1項に規定する公的介護保険制度（別表37）に定める要介護4または5の状態（別表40）に該当した場合には、会社は、この特約の介護年金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の薬物依存（別表19）

第4条（戦争その他の変乱）

被保険者が戦争その他の変乱によって第2条（介護年金の支払）第1項の規定に該当した場合に、その原因によって同項の規定による支払うべき金額の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その影響の程度に応じ、第2条（介護年金の支払）第5項に定める前払対象保険金額の計算に用いられる会社所定の率を変更することがあります。

第5条（介護年金の分割支払）

- 1 第2条（介護年金の支払）第1項にかかわらず、この特約の介護年金の受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、1年分の介護年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、介護年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の分割支払中に被保険者が死亡した場合で、その死亡日の属する保険年度の介護年金に未支払分があるときは、これを一括して被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。

第6条（介護年金の請求、支払の手続）

この特約の介護年金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第7条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
- 2 前項の請求を受けた場合、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第9条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第10条（介護年金の受取人による特約の存続）

介護年金の受取人によるこの特約の存続については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の受取人による保険契約の存続に関する規定を準用します。

第11条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとしします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱

います。

第12条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険に変更されたとき
- (3) リビング・ニース特約条項に規定する特約保険金が支払われたとき
- (4) 第2条（介護年金の支払）第5項に定める前払対象保険金額の合計額が会社所定の金額を超えるとき

第13条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反に関する事項については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第14条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第15条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第16条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 1 会社は、公的介護保険制度（別表37）の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。
- 2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- 3 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、会社はその旨を、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- 4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の特約の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日に解約する方法
- 5 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第17条（管轄裁判所）

この特約の介護年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第18条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主契約の規定を準用します。

第19条（主契約に質権が設定される場合の特則）

- 1 主契約に質権が設定される場合には、この特約は締結できないものとします。
- 2 この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

第20条（主契約が保険料一時払の契約である場合の特則）

この特約が保険料一時払の主契約に付加された場合には、第2条（介護年金の支払）第1項中、

「主契約の保険料払込期間経過後であること」とあるのを「契約日以後であること」と読み替えます。

第21条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加された場合には、移行部分についてこの特約は消滅します。

第22条（主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合において、第1回介護年金の支払日が、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号ア.に定める保険金削減期間中であるときには、この特約の介護年金を支払いません。この場合、この特約の介護年金の請求がなかったものとして取り扱います。

第23条（主契約にリビング・ニーズ特約とあわせて付加する場合の特則）

この特約をリビング・ニーズ特約とあわせて主契約に付加する場合には、リビング・ニーズ特約の特約保険金の請求とこの特約の介護年金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の介護年金は支払いません。

第24条（米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が生存給付金特則の付加された米国ドル建終身保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（介護年金の支払）第5項中、「主契約の保険金額」を「主契約の死亡保険金額」と読み替えます。この場合、第1回介護年金の支払日以後に生存給付金支払日が到来するときは、その生存給付金支払日に支払われる生存給付金の金額については、同項の規定にかかわらず、主契約の死亡保険金額が減額されなかったものとして取り扱います。
- (2) 第2条（介護年金の支払）第7項中、「主約款に定める保険金」を「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」と読み替えます。
- (3) 第2条（介護年金の支払）第12項中、「主契約の保険金」を「主契約の死亡保険金」と読み替えます。

第25条（逦増定期保険に付加する場合の特則）

- 1 この特約は、この特約を付加する逦増定期保険が払済保険に変更されている場合にのみ付加することができます。
- 2 この特約が逦増定期保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第1条（特約の締結）第1項の規定は適用しません。
 - (2) 第1条（特約の締結）第3項をつぎのとおり読み替えます。

「3 この特約の責任開始期は、会社がこの特約を付加した日とします。」

保険金逦増型終身保険（低解約返戻金型）に付加する場合の特則

第2条（介護年金の支払）第5項の規定により主契約の保険金額が減額される場合には、減額された保険金額に対応する基準保険金額を減額したものとして取り扱います。

主契約に介護保険金特則とあわせて付加する場合の特則

この特約を介護保険金特則とあわせて主契約に付加する場合には、介護保険金特則の介護保険金の請求とこの特約の介護年金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の介護年金は支払いません。

変額終身保険に付加する場合の特則

この特約を変額終身保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（介護年金の支払）第5項の主契約の保険金額は基本保険金額および変動保険金額を合計した金額とします。ただし、変動保険金額が負の場合には、これを0とします。
- (2) 第1回介護年金の支払日の前日末または介護年金支払応当日の前日末の積立金相当額がその日の主約款第6条（死亡保険金額）に定める死亡保険金額（未払込保険料がある場合は、その金額から未払込保険料を差し引いた金額とします。以下、本号において同じとします。）より大きい場合は、介護年金額に第1回介護年金の支払日の前日末または介護年金支払応当日の前日末の積立金相当額からその日の死亡保険金額を差し引いた額に第2条（介護年金の支払）第5項の規定により減額される保険金額の割合を乗じた額を加算した金額を、この特約の介護年金として支払います。
- (3) 前号によって加算される金額については、第2条（介護年金の支払）第5項の規定をつぎのとおり読み替えて適用します。

「5 この特約の介護年金を支払ったときは、変額終身保険に付加する場合の特則第2号によって加算される金額と同額の積立金額が、第1回介護年金の支払日または介護年金支払応当日に減額されたものとして取り扱います。ただし、その減額部分に解約返戻金があってもこれを支払いません。」

米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加されている場合の特則

この特約が米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加され、かつ、第2保険期間の死亡保険金額が第1保険期間満了日の基本保険金額を下まわる保険契約の場合で、第1保険期間満了日の翌日以後期日までの間にこの特約の介護年金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の介護年金の支払後に一時払保険料の払い込みが行われたときの死亡保険金額は、第1保険期間満了日の基本保険金額から前払対象保険金額を差し引いた金額とします。
- (2) 第1保険期間満了日の翌日以後期日までに主約款に定める保険金の支払事由が生じ、第1保険期間満了日の翌日以後その保険金の支払事由が生じたときまでにこの特約の介護年金が支払われた場合で、一時払保険料が払い込まれていないときは、第1保険期間満了日の基本保険金額から前払対象保険金額を差し引いた金額を死亡保険金額とします。この場合、会社は、一時払保険料を保険金から差し引きます。

主契約に介護・認知症給付特則とあわせて付加する場合の特則

この特約を介護・認知症給付特則とあわせて主契約に付加する場合には、介護・認知症給付特則の介護保険金の請求とこの特約の介護年金の請求を重ねて受けたときは、この特約の介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の介護年金は支払いません。

保険金等の支払方法の選択に関する特約条項 目次

この特約の趣旨

- | | |
|--|---|
| 第1条 特約の締結 | 第15条 特約の内容変更 |
| 第2条 選択することができる支払方法 | 第16条 特約の解約 |
| 第3条 年金基金の設定または保険金等の据置 | 第17条 特約の消滅 |
| 第4条 年金受取人または据置保険金等の受取人 | 第17条の2 重大事由による解除 |
| 第5条 年金証書および据置保険金等にかかる証書 | 第18条 年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付 |
| 第6条 年金支払日 | 第19条 年齢の計算 |
| 第7条 据置期間 | 第20条 年齢および性別の誤りの処理 |
| 第8条 年金の種類 | 第21条 契約者配当 |
| 第9条 据置の内容 | 第22条 管轄裁判所 |
| 第10条 年金の分割支払 | 第23条 主約款の規定の準用 |
| 第11条 年金または据置保険金等の一時支払 | 第24条 米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則 |
| 第12条 年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続 | 変額終身保険に付加されている場合の特則 |
| 第13条 法定相続人または死亡一時金受取人の代表者 | 米国ドル建養老保険（18）に付加されている場合の特則 |
| 第14条 成年後見等の開始 | 介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加されている場合の特則 |
| | 米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）に付加されている場合の特則 |

保険金等の支払方法の選択に関する特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の保険金等について、一時支払にかわる支払方法により支払うことにより、その受取人の将来の生活安定をはかることを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- この特約は、保険金等の支払事由発生前は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して、保険金等の支払事由発生後はその受取人（以下、「保険金等の受取人」といいます。）の申し出により会社との間に、締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
- 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。
- 第1項の規定により、この特約が付加された場合には、保険証券に表示します。

第2条（選択することができる支払方法）

- この特約の締結により選択することができる支払方法は、つぎの各号のいずれかとし、詳しくは、この特約条項の規定に定めるところによるものとします。
 - 年金支払。ただし、つぎの種類に限ります。
 - 保証期間付夫婦連生終身年金
 - 保証期間付終身年金
 - 確定年金（年金支払期間指定型）

工. 確定年金（年金額指定型）

(2) 据置支払

- 2 前項に定める支払方法を選択するには、その支払方法について会社の定める方法により計算される年金額または据え置かれる保険金等の額が、会社所定の金額以上であることを要します。
- 3 第1項第1号ア.に定める支払方法を選択するには、第8条（年金の種類）第1項第1号に定める配偶者の同意を得ることを要します。

第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）

- 1 保険金等の支払事由が発生したときは、保険契約者または保険金等の受取人の指定する保険金等の全部または一部を年金基金に充当し、または据え置きます。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときはそれらの元利金を、未払込保険料があるときはその金額を、保険金等から差し引きます。
- 2 この特約において保険金等とは、つぎの各号のいずれかとします。ただし、第1号においてア.の保険金が支払われない場合または第2号においてア.の解約返戻金が支払われない場合には、この特約の締結は効力を生じないものとします。
 - (1) 受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計
 - ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まないものとします。）
 - イ. 主契約に付加された特約の給付金
 - ウ. 主契約または主契約に付加された特約の前納保険料の清算金
 - エ. その他、前ア.の保険金の支払時に会社が支払う金額
 - (2) 受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計
 - ア. 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の固有の解約または減額の規定により行われた主契約または主契約に付加されている特約の解約または減額による解約返戻金。ただし、それぞれつぎの日に行われる解約または減額による解約返戻金に限るものとします。
 - ① 主契約については、主契約の契約日からその日を含めて5年経過後（主契約の契約日からその日を含めて5年よりも保険料払込期間が短い場合には、保険料払込期間経過後）に到来する主契約の契約応当日
 - ② 主契約に付加されている特約については、その特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて5年経過後（その特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて5年よりもその特約の保険料払込期間が短い場合には、その特約の保険料払込期間経過後）に到来する主契約の契約応当日
 - イ. 前ア.に伴うまたは前ア.と同時に行われた、主契約に付加されている特約の解約、減額または消滅による解約返戻金
 - ウ. 主契約または主契約に付加されている特約の前納保険料の清算金
 - エ. その他前ア.の解約返戻金の支払時に会社が支払う金額
 - オ. 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額
- 3 前項の規定にかかわらず、月払契約、年払契約または半年払契約である養老保険および米国ドル建年金支払型特殊養老保険の最終の保険料が払い込まれた後に、固有の解約または減額の規定により行われた解約または減額による解約返戻金は、据置支払については、前項第2号ア.に定める金額に当たりません。

第4条（年金受取人または据置保険金等の受取人）

- 1 この特約の年金受取人は、つぎの各号に定めるところによります。ただし、年金受取人が法人の場合には第8条（年金の種類）第1項第1号に定める保証期間付夫婦連生終身年金および同条同項第2号に定める保証期間付終身年金の取扱をしません。
 - (1) 前条第2項第1号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合
……………年金開始日において会社の定めた範囲内の年齢である年金基金に充当された保

保険金等の受取人とします。

- (2) 前条第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合
 ……年金開始日において会社の定めた範囲内の年齢である主契約の保険契約者として
 します。

- 2 この特約の締結によって据え置かれる保険金等（以下、「据置保険金等」といいます。）の受取人（以下、「据置保険金等の受取人」といいます。）は、その保険金等の受取人とします。
- 3 この特約の年金受取人および据置保険金等の受取人を前2項に定める者以外の者に変更することはできません。

第5条（年金証書および据置保険金等にかかる証書）

- 1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）の規定により年金基金が設定されたときは、会社は年金証書を年金受取人に交付します。
- 2 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）の規定により保険金等が据え置かれたときは、会社は据置保険金等にかかる支払期間その他必要事項を記載した証書を据置保険金等の受取人に交付します。

第6条（年金支払日）

- 1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第1号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金受取人は、この特約の締結の際または年金基金設定の際、会社の定める期間内において第1回の年金支払日（以下、「年金開始日」といいます。）を任意に定めることができます。
- 2 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金開始日は、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア.に定める解約または減額の日とします。
- 3 第2回以後の年金支払日は、年金開始日後の年単位の応当日とします。

第7条（据置期間）

据置保険金等を据え置く期間（以下、「据置期間」といいます。）は、10年または保険金等の支払事由の発生日における主契約の保険期間のいずれか短い期間とします。

第8条（年金の種類）

- 1 年金の種類はつぎの各号のいずれかとし、この特約の締結の際、保険金等の支払事由発生前は保険契約者の、保険金等の支払事由発生後は年金受取人の申し出によって定めます。

- (1) 保証期間付夫婦連生終身年金

あらかじめ定めた一定期間（以下、「保証期間」といいます。）中、およびその期間経過後において年金受取人の生存期間中、一定の年金（以下、「夫婦年金」といいます。）を支払います。年金受取人の死亡後は、夫婦年金の支払事由に定める配偶者の生存期間中、夫婦年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
夫婦年金	年金受取人または年金基金設定日に年金受取人と同一の戸籍にその配偶者として記載されていた者（以下、「配偶者」といいます。）が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人または年金受取人が死亡したときは配偶者	配偶者の故意による年金受取人の致死

名称	支 払 事 由	支払額	受取人	免責事由
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人および配偶者のいずれもが年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		死亡一時金受取人の故意による年金受取人または配偶者の致死

(2) 保証期間付終身年金

保証期間中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは、引き続きその生存期間中、一定の年金を支払います。

名称	支 払 事 由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

(3) 確定年金

保険契約者または年金受取人の指定するつぎのいずれかの型により、一定の年金を支払います。

ア. 確定年金（年金支払期間指定型）

指定された年金支払期間中、その年金支払期間に従い定まる一定額の年金を、支払います。

名称	支 払 事 由	支払額	受取人	免責事由
年金	指定された年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後かつ指定された年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	指定された年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

イ. 確定年金（年金額指定型）

指定された年金額を、その年金額に従い定まる年金支払期間中、支払います。

名称	支 払 事 由	支払額	受取人	免責事由
年金	指定された年金額に従い定まる年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	指定された年金額	年金受取人	——
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後かつ指定された年金額に従い定まる年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	指定された年金額に従い定まる年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したときの未払の年金額の現価		

- 2 年金額は、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により計算します。
- 3 第1項における死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 4 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡一時金受取人に死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡一時金受取人から死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 第3項に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 6 前項による死亡一時金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 7 第3項および前項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 8 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金の場合、第3項および第5項の死亡一時金受取人の変更は、配偶者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 9 第3項または第5項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 10 死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金受取人とします。
- 11 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受取人とします。
- 12 前2項により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 13 年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が戸籍上の異動により第1項の規定に該当しなくなったときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 年金受取人は、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
 - (2) 会社は、年金の種類をつぎに定める年金に改めるとともに年金額を会社の定める方法により改めます。
 - ア. 年金基金設定日以後保証期間中の最後の年金支払日前
保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金
 - イ. 保証期間経過後
終身年金

- 14 年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が年金支払開始日前に死亡したときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 年金受取人は、請求書類（別表 4）を会社に提出してください。
 - (2) 会社は、年金の種類を保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金に改めるとともに年金額を会社の定める方法により改めます。
- 15 第 1 項において、保証期間中に免責事由に該当して夫婦年金を支払わない場合には、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。この場合、この特約は年金受取人が死亡した時にさかのぼって消滅します。
- 16 前項の場合、年金受取人の死亡時の法定相続人については、第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第 9 条（据置の内容）

- 1 第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 1 項の規定により保険金等を据え置いた場合には、据置期間、保険金等を会社に据え置き、据置期間満了の際、元金と据置期間に対応する利息を支払います。
- 2 前項の規定による据置支払については、据置開始時における会社所定の利率および計算方法により、計算します。
- 3 会社は、主務官庁に届け出て、前項に定める利率を将来に向かって変更することがあります。ただし、本項の規定により前項に定める利率を変更する場合には、会社はその旨を、前項に定める利率の変更日の 1 か月前までに据置保険金等の受取人に通知します。
- 4 据置期間中に、据置保険金等の受取人が死亡したときは、第 2 項に定める利率および計算方法による据置保険金等の受取人の死亡時の据置保険金等を、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 5 前項の場合、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人については、前条第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第10条（年金の分割支払）

- 1 年金受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、1 年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1 回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、保証期間付夫婦連生終身年金において年金受取人が死亡しかつ配偶者がすでに死亡していた場合、または配偶者が死亡しかつ年金受取人がすでに死亡していた場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してそれぞれの法定相続人に支払います。
- 3 第 1 項の場合、保証期間付終身年金および確定年金において年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 4 第 2 項の年金受取人および配偶者の死亡時の法定相続人ならびに第 3 項の年金受取人の死亡時の法定相続人については、第 8 条（年金の種類）第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第11条（年金または据置保険金等の一時支払）

- 1 年金受取人は保証期間中または確定年金の年金支払期間中の年金の支払にかえて、保証期間または確定年金の年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。
- 2 前項の規定により会社が一時金を支払った場合でも保証期間後の終身年金（夫婦年金を含みます。）はそのまま存続します。この場合、年金証書に表示します。
- 3 第 1 項の規定により確定年金において会社が一時金を支払った場合には、この特約は消滅しま

す。

- 4 据置保険金等の受取人は、あらかじめ保険契約者から反対の申し出がない限り、据置支払を取りやめてその時の据置保険金等の一部または全部を一時金として請求することができます。
- 5 前項の規定により会社が据置保険金等の全部を一時金として支払った場合には、この特約は消滅します。

第12条（年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続）

年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第13条（法定相続人または死亡一時金受取人の代表者）

- 1 法定相続人または死亡一時金受取人が2人以上あるときは、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は他の法定相続人または死亡一時金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が法定相続人または死亡一時金受取人の1人に対してした行為は、他の法定相続人または死亡一時金受取人に対しても効力を生じます。

第14条（成年後見等の開始）

- 1 年金受取人、死亡一時金受取人または据置保険金等の受取人（以下、本項においてこれらを総称して「年金受取人等」といいます。）について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、年金受取人等または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 2 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第15条（特約の内容変更）

この特約の内容変更については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。
- (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

第16条（特約の解約）

- 1 この特約の解約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
 - (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 年金受取人が年金開始日前にこの特約を解約したときは、会社は解約時における年金基金の価額を年金受取人に支払います。

第17条（特約の消滅）

- 1 主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 第8条（年金の種類）の規定により死亡一時金が支払われたときまたは第9条（据置の内容）第4項の規定により据置保険金等が支払われたときは、この特約は消滅します。

第17条の2（重大事由による解除）

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- 2 年金基金設定日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の解約または年金の一時支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金の受取人に支払います。

第18条（年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付）

年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付は取り扱いません。

第19条（年齢の計算）

年金受取人および配偶者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第20条（年齢および性別の誤りの処理）

年金受取人および配偶者の年齢および性別に誤りがあった場合には、主約款の契約年齢の誤りの処理の規定を準用します。

第21条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条（管轄裁判所）

この特約における年金、死亡一時金または据置保険金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第24条（米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が米国ドル建終身保険に付加されている場合には、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第1号ア.をつぎのとおり読み替えます。

「ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金（主契約の生存給付金を含みます。ただし、この特約の締結または主契約の普通保険約款によって据え置かれた保険金または生存給付金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まないものとします。）」

変額終身保険に付加されている場合の特則

この特約が変額終身保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約による年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、特別勘定による運用はしません。
- (2) 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア.をつぎのとおり読み替えます。

「ア. 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の固有の解約または減額の規定により行われた主契約または主契約に付加されている特約の解約または減額による解約返戻金。ただし、それぞれつぎの日以後に行われる解約または減額による解約返戻金に限るものとします。

- ① 主契約については、主契約の契約日からその日を含めて5年経過後（主契約の契約日からその日を含めて5年よりも保険料払込期間が短い場合には、保険料払込期間経過後）に到来する主契約の契約応当日
- ② 主契約に付加されている特約については、その特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて5年経過後（その特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて5年よりもその特約の保険料払込期間が短い場合には、その特約の保険料払込期間経過後）に

到来する主契約の契約応当日」

米国ドル建養老保険（18）に付加されている場合の特則

この特約が米国ドル建養老保険（18）に付加されている場合には、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第3項をつぎのとおり読み替えます。

「3 前2項の規定にかかわらず、米国ドル建養老保険（18）の最終の保険料が払い込まれた後に、固有の解約または減額の規定により行われた解約または減額による解約返戻金については、据置支払を取り扱いません。」

介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加されている場合の特則

この特約が介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第1号ア.をつぎのとおり読み替えます。

「ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約（10）の保険金を含まないものとします。）」

(2) 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア.をつぎのとおり読み替えます。

「ア. 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の固有の解約または減額の規定により行われた主契約または主契約に付加されている特約の解約または減額による解約返戻金。ただし、それぞれつぎの日以後に行われる解約または減額による解約返戻金に限るものとします。

① 主契約については、主契約の契約日からその日を含めて5年経過後に到来する主契約の契約応当日

② 主契約に付加されている特約については、その特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて5年経過後に到来する主契約の契約応当日」

米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）に付加されている場合の特則

この特約が米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）に付加されている場合には、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第3項をつぎのとおり読み替えます。

「3 前2項の規定にかかわらず、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）の最終の保険料が払い込まれた後に、固有の解約または減額の規定により行われた解約または減額による解約返戻金については、据置支払を取り扱いません。」

保険金等の支払方法の選択に関する特約

特約

この特約の趣旨

- 第 1 条 特約の締結
- 第 2 条 特約の対象となる保険金等
- 第 3 条 指定代理請求人の指定および変更指定
- 第 4 条 指定代理請求人等による保険金等の請求
- 第 5 条 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- 第 6 条 特約の解約
- 第 7 条 主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱

主契約が更新される場合の特則

保険金等の支払方法の選択に関する特約、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
介護保険年金支払特約による介護年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則

指定代理請求特約条項

この特約の趣旨

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した指定代理請求人が請求を行うこと等を可能とするための特約です。

第 1 条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「主たる被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申し出により、主契約締結の際または主契約締結の後、主契約に付加して締結します。

第 2 条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

- (1) 主たる被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 主たる被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第 3 条（指定代理請求人の指定および変更指定）

- 1 この特約を付加した場合、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき 1 人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 主たる被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 主たる被保険者の 3 親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、主たる被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

- ① 主たる被保険者と同居し、または、主たる被保険者と生計を一にしている者
- ② 主たる被保険者の財産管理を行っている者
- ③ 死亡保険金受取人
- ④ その他前①から③までに掲げる者と同等の関係にある者

2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が本項の変更を請求するときは、請求書類（別表 4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第 4 条（指定代理請求人等による保険金等の請求）

1 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、請求書類（別表 4）およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
- (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- (3) その他、前 2 号に準じる状態であると会社が認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第 1 項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。

3 保険金等の受取人が第 1 項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合または戸籍上の配偶者が保険金等を請求できない第 1 項第 1 号に定める事情がある場合もしくはこれに準じる状態であると会社が認めた場合には、その受取人と生計を一にする者）が、請求書類（別表 4）およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

- (1) 指定代理請求人が第 1 項の請求時においてすでに死亡している場合
- (2) 指定代理請求人が第 1 項の請求時において前条第 1 項各号に定める範囲外である場合
- (3) 指定代理請求人が指定されていない場合
- (4) 指定代理請求人が保険金等を請求できない第 1 項第 1 号に定める事情がある場合またはこれに準じる状態であると会社が認めた場合

4 第 1 項および前項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第 1 項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および第 3 項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。

6 前 5 項に定めるほか、指定代理請求人または第 3 項に定める保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に際しては、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約の特約条項における保険金等の請求、支払の手續に関する規定を準用します。

第 5 条（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、主たる被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第 3 項に定める保険金等の受取人の代理人に通知

します。

第6条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第7条（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）

この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

主契約が更新される場合の特則

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。

保険金等の支払方法の選択に関する特約、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則

- 1 保険金等の支払方法の選択に関する特約、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。
 - (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
- 2 前項第1号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）」

この特約の対象となる保険金等は、保険金等の支払方法の選択に関する特約、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一人である年金に限ります。」

- (2) 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）」

- 1 この特約を付加した場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。

- (1) つぎの範囲内の者

- ① 年金受取人の戸籍上の配偶者
- ② 年金受取人の3親等内の親族

(2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、年金受取人のために年金を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

- ① 年金受取人と同居し、または、年金受取人と生計を一にしている者
- ② 年金受取人の財産管理を行っている者
- ③ 死亡一時金受取人
- ④ その他前①から③までに掲げる者と同等の関係にある者

2 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金受取人が本項の変更を請求するときは、請求書類（別表 4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

(2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」

(3) 第 6 条（特約の解約）第 1 項をつぎのとおり読み替えます。

「1 年金受取人は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。」

介護保険年金支払特約による介護年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則

1 介護年金受取人が法人の場合には、この特約は適用しません。

2 前項の場合を除き、介護保険年金支払特約による年金基金設定日以後は、つぎの各号に定めるところにより取り扱います。

(1) 年金基金設定日以後にこの特約を締結する場合には、第 1 条（特約の締結）の規定にかかわらず、介護年金受取人の申し出により取り扱います。

(2) 前号の場合、指定代理請求人の指定は、介護年金受取人が行うものとします。

(3) 指定代理請求人の変更指定については、第 3 条（指定代理請求人の指定および変更指定）の規定にかかわらず、介護年金受取人が行うことができるものとします。

(4) この特約の解約については、第 6 条（特約の解約）の規定にかかわらず、介護年金受取人が行うことができるものとします。

特別条件付保険特約条項 目次

第1条 特約の適用	変額終身保険に付加されている場合の特則
第2条 特別条件	米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に
第3条 契約内容の変更の制限	付加されている場合の特則
第4条 特約の消滅	米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）
就労不能障害保障型家族収入保険に付加さ	に付加されている場合の特則
れている場合の特則	主契約に介護・認知症給付特則が付加され
主契約に介護保険金特則が付加されている	ている場合の特則
場合の特則	

特別条件付保険特約条項

第1条（特約の適用）

主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）または特約の締結または復活の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないと認めたときは、会社は、この特約を主契約に付加して適用します。

第2条（特別条件）

1 この特約が付加された保険契約については、被保険者の危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のいずれかまたはそれらを併用した条件を付加します。

(1) 保険金・給付金削減支払法

ア. 会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が死亡または高度障害状態（別表1）に該当し、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の規定により保険金が支払われるときは、契約日（特約が中途付加されたときは、その特約の責任開始の日）または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額を死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。

経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

イ. 会社の定めた給付金削減期間内に、被保険者が入院または手術を受け、主約款または特約条項の規定により給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金日額に前ア.に定める割合を乗じて得た額を基準として、給付金を支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき入院給付金日額を基準として、給付金を支払います。

(2) 特別保険料領収法

ア. 保険契約者は、会社の定めた特別保険料を、会社の定める期間中、主契約または特約の保険料に加算して払い込むことを要します。

イ. この条件が付加された場合、主約款または特約条項の規定により、解約返戻金が支払われるときは、前ア. の特別保険料を算出した計算の基礎に基づき主約款または特約条項の規定を適用して計算した解約返戻金を支払い、責任準備金が支払われるときは、前ア. の特別保険料を算出した計算の基礎に基づき計算した責任準備金を支払います。

ウ. 復活の際にこの条件を付加する場合、付加しない場合と責任準備金の差額があるときは、保険契約者は、これを払い込むことを要します。

エ. 主約款または特約条項の規定によって、主契約または特約の保険料の払込が免除された場合は、その主契約または特約の保険料についての特別保険料の払込を免除します。

(3) 特定部位・特定疾病不担保法

別表6に定める身体部位および特定疾病のうち、会社が指定した部位に生じた疾病または会社が指定した疾病（これと医学上重要な因果関係があると会社が認めた疾病を含みます。）の治療を目的とする入院または手術については、給付金を支払いません。ただし、感染症（別表10）の治療を目的とする入院または手術の場合を除きます。

また、被保険者が不担保期間満了の日を含み継続して入院している場合には、その入院については、不担保期間満了の日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

- 2 前項第1号の条件が付加された主契約または特約について、主約款または特約条項の規定により年金月額または年金現価を支払うときは、これらについても前項第1号ア. の規定を準用します。

第3条（契約内容の変更の制限）

- 1 この特約が付加された保険契約については、主約款および特約条項に規定する契約内容の変更等のうち、つぎの各号の取扱は行いません。
 - (1) 払済保険への変更（ただし、特別保険料領収法の条件のみが付加されている場合または保険金削減期間もしくは給付金削減期間の経過後は取り扱います。）
 - (2) 延長定期保険への変更
 - (3) 原保険契約への復旧
 - (4) 主契約または特約の保険期間の変更
 - (5) 保険料払込期間の変更
 - (6) 米国ドル建年金支払型特殊養老保険における年金開始日の繰下げ
- 2 主契約に付加された特約のみに特別条件が適用されているときは、前項の規定にかかわらず、前項第1号から第3号の取扱を行います。
- 3 この特約が付加されている保険契約における主契約または特約の更新については、保険金削減期間中である場合を除き、更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとします。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 前条第1項第1号に定める特別条件が適用されている場合には、主約款または特約条項の規定にかかわらず、主契約または特約の保険期間満了の日までに保険金の削減期間が満了しているときに限り更新されます。この場合、更新後の主契約または特約には更新前に付加した特別条件は適用されません。
 - (2) 前条第1項第2号に定める特別条件が適用されている場合には、更新後の主契約または特約の特別保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および更新後の主契約または特約の保険期間に基づいて計算します。

第4条（特約の消滅）

- 1 会社が、第2条（特別条件）第1項に定める条件が付加されている主契約または特約について、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合することを承諾した場合、この特約は将来に向かって消滅します。
- 2 前項の規定によりこの特約が消滅する場合、前項の条件が付加されている場合と付加されない場合の解約返戻金の差額があるときは、これを保険契約者に支払います。

就労不能障害保障型家族収入保険に付加されている場合の特則

この特約が就労不能障害保障型家族収入保険に付加されている場合、就労不能障害保障型家族収入保険については、第2条（特別条件）第1項第1号ア. をつぎのとおり読み替えて適用します。

「ア. 会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が死亡または高度障害状態（別表1）もしくは就労不能障害状態（別表43）に該当し、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により年金月額または年金現価が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて年金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき年金月額または年金現価に次表に定める割合を乗じた金額を家族年金、高度障害年金、就労不能障害年金または特定障害年金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき年金月額または年金現価の全額を支払います。

経過期間 保険金削減期間					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

主契約に介護保険金特則が付加されている場合の特則

主契約に介護保険金特則が付加されている場合、介護保険金特則については、第2条（特別条件）第1項第1号ア. をつぎのとおり読み替えて適用します。

「ア. 会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が死亡または高度障害状態（別表1）もしくは介護保険金の支払事由に該当し、介護保険金特則の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額を死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。

経過期間 保険金削減期間					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

変額終身保険に付加されている場合の特則

この特約が変額終身保険に付加されている場合、変額終身保険については、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第2条（特別条件）第1項第1号ア. をつぎのとおり読み替えます。

「ア. 会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が死亡または高度障害状態（別表1）に該当し、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により保険金が支払

われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、基本保険金額に次表に定める割合を乗じた金額と変動保険金額の合計額（変動保険金額が負の場合には、基本保険金額に次表に定める割合を乗じた金額）を支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、保険金額の全額を支払います。

経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

- 」
- (2) 第2条（特別条件）第1項第2号イ.の規定にかかわらず、特別保険料領収法の条件が付加された場合で、主約款の規定により、解約返戻金が支払われるときは、第2条（特別条件）第1項第2号ア.の特別保険料を算出した計算の基礎に基づき、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、保険料払込済の保険契約についてはその経過年月数により、会社の定める方法によって計算したこの特約の解約返戻金をあわせて支払い、積立金または責任準備金支払われるときは、第2条（特別条件）第1項第2号ア.の特別保険料を算出した計算の基礎に基づき計算したこの特約の責任準備金をあわせて支払います。
- (3) 第3条（契約内容の変更の制限）第1項第1号および第2号をつぎのとおり読み替えます。
- 「(1) 一時払定額終身保険への変更（ただし、特別保険料領収法の条件のみが付加されている場合または保険金削減期間の経過後は取り扱いいます。）
- (2) 変額払済保険への変更（ただし、第2条（特別条件）第1項第2号ア.に定める期間または保険金削減期間の経過後は取り扱いいます。）」
- (4) 特別保険料領収法の条件が付加されている場合、主約款第8条（保険金の支払）第3項をつぎのとおり読み替えます。
- 「**3** 第1項の保険金を支払う場合、その保険金の支払事由が発生した日の第6条（死亡保険金額）に定める金額（未払込保険料がある場合は、その金額から未払込保険料を差し引いた金額とします。）よりつぎの各号のいずれかの金額が大きいときは、つぎの各号のうち最も大きい金額を死亡保険金額として取り扱いいます。
- (1) その保険金の支払事由が発生した日の積立金相当額と特別条件付保険特約の責任準備金相当額の合計額
- (2) その保険金の支払事由が発生した日のこの保険契約と特別条件付保険特約の解約返戻金相当額（年払契約または半年払契約の場合、会社の定める方法により計算した金額を含みます。）の合計額」
- (5) 特別保険料領収法の条件が付加されている場合、主約款第19条（保険料の自動振替貸付）第1項中「解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付があるときは、その元利金を差し引いた残額）」とあるのを「解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付があるときは、その元利金を差し引いた残額とします。また、特別条件付保険特約の解約返戻金額は含みません。）」と読み替えます。
- (6) 特別保険料領収法の条件が付加されている場合、リビング・ニーズ特約条項の変額終身保険に付加されている場合の特則第3号および第4号中、「請求日の前日末の積立金相当額」を「請求日の前日末の積立金相当額（特別条件付保険特約に定める特別保険料領収法の条件が付加されている場合、特別条件付保険特約の責任準備金を含みます。）」と、「請求日の解約返戻金相当額（年払契約または半年払契約の場合、会社の定める方法により計算した金額を含みます。）」を「請求日の解約返戻金相当額（年払契約または半年払契約の場合、会社の定める方法により

計算した金額を含み、特別条件付保険特約に定める特別保険料領収法の条件が付加されている場合、特別条件付保険特約の解約返戻金を含みます。）」とそれぞれ読み替えます。

- (7) 特別保険料領収法の条件が付加されている場合、介護前払特約条項の変額終身保険に付加されている場合の特則第2号中、「積立金相当額」を「積立金相当額（特別条件付保険特約に定める特別保険料領収法の条件が付加されている場合、特別条件付保険特約の責任準備金を含みます。）」と読み替えます。
- (8) 特別保険料は、特別勘定による運用はしません。

米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加されている場合の特則

この特約が米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加されている場合、米国ドル建終身保険（保険料円払込型）については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特別条件）第1項第1号ア. をつぎのとおり読み替えます。

「ア. 会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が死亡または高度障害状態（別表1）もしくは介護保険金の支払事由に該当し、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、第1保険期間中は基本保険金額に次表に定める割合を乗じた金額と加算保険金額の合計額を、第2保険期間中は死亡保険金額に次表に定める割合を乗じた金額を支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、保険金額の全額を支払います。

経過期間 保険金削減期間	経過期間				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

- (2) 第2条（特別条件）第1項第2号をつぎのとおり読み替えます。

「(2) 特別保険料領収法

ア. 保険契約者は、会社の定めた特別保険料円払込額を、会社の定める期間中、主契約の保険料円払込額に加算して払い込むことを要します。この場合、主約款に定める会社所定の為替レートおよび換算基準日により特別保険料円払込額を米国ドルに換算した金額を特別保険料とします。

イ. この条件が付加された場合、主約款または特約条項の規定により、解約返戻金が支払われるときは、前ア. の特別保険料円払込額を算出した計算の基礎に基づき主約款または特約条項の規定を適用して計算した解約返戻金を支払い、積立金が支払われるときは、前ア. の特別保険料円払込額を算出した計算の基礎に基づき計算した積立金を支払います。

ウ. 復活の際にこの条件を付加する場合、会社の定めるところにより死亡保険金額を更正します。」

- (3) 特別保険料領収法の条件が付加されている場合、主約款に定める延滞保険料には、第2条（特別条件）第1項第2号ア. に定める特別保険料を含みます。
- (4) この特約の解約返戻金のみの支払は行いません。

米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）に付加されている場合の特則

この特約が米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）に付加されている場合、第3条（契約内容の変更の制限）第1項第6号中「米国ドル建年金支払型特殊養老保険」とあるのを「米国ドル

建年金支払型特殊養老保険および米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）」と読み替えます。

主契約に介護・認知症給付特則が付加されている場合の特則

主契約に介護・認知症給付特則が付加されている場合、介護・認知症給付特則については、第2条（特別条件）第1項第1号ア. をつぎのとおり読み替えて適用します。

「ア. 会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が死亡したまたは高度障害状態（別表1）もしくは介護保険金の支払事由に該当し、介護・認知症給付特則の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額を死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。

経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

」

特定障害不担保特約条項 目次

第 1 条	特約条項の適用	就労不能障害保障型家族収入保険に付加さ
第 2 条	不担保とする特定障害	れている場合の特則
第 3 条	主契約または特約が更新される場 合等の特則	

特定障害不担保特約条項

第 1 条（特約条項の適用）

主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）およびつぎの各号に定める特約を主契約に付加して締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときは、主契約の普通保険約款（主契約に付加されているつぎの各号に定める特約の特約条項を含みます。以下、「主約款等」といいます。）のほか、この特約条項を適用します。

- (1) 平準定期保険特約
- (2) 災害死亡給付特約
- (3) 傷害特約
- (4) 疾病障害による保険料払込免除特約
- (5) 家族収入特約

第 2 条（不担保とする特定障害）

この特約により不担保とする特定障害（以下、「特定障害」といいます。）は、視力障害または聴力障害とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 視力障害

被保険者が主約款等に定める高度障害状態または身体障害の状態（これらの状態を以下、「身体障害状態」といいます。）のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1 眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款等に定める高度障害保険金、高度障害年金、特約高度障害保険金、災害高度障害保険金、特約高度障害年金および障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金、高度障害年金、特約高度障害保険金、災害高度障害保険金、特約高度障害年金および障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。

(2) 聴力障害

被保険者が身体障害状態のうち、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1 耳の聴力を全く永久に失ったもの」または「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款等に定める障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。

第 3 条（主契約または特約が更新される場合等の特則）

- 1 この特約条項が適用される主契約または特約が更新され継続するときは、更新後の主契約または特約についてもこの特約条項を適用します。この場合、更新後の主契約または特約に適用される特定障害は、更新前の主契約または特約における特定障害と同一とします。
- 2 前項の規定は、主約款等の規定により、主契約または特約が更新の取扱に準じて会社の定める他の保険契約または特約に変更され継続する場合に準用します。

就労不能障害保障型家族収入保険に付加されている場合の特則

この特約が就労不能障害保障型家族収入保険に付加されている場合、つぎの各号のとおり取り

扱います。

- (1) 第2条（不担保とする特定障害）第1号中、「〔両眼の視力を全く永久に失ったもの〕」「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」を「〔両眼の視力を全く永久に失ったもの〕」「1眼の視力を全く永久に失ったもの」「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」もしくは「両眼の視力に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの」または障害基礎年金の支給要件のうち1級の第1号もしくは2級の第1号に該当したと認定されたもの」と、「高度障害年金」を「高度障害年金、就労不能障害年金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（不担保とする特定障害）第2号中、「〔両耳の聴力を全く永久に失ったもの〕」「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」または「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」を「〔両耳の聴力を全く永久に失ったもの〕」「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」もしくは「両耳の聴力に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの」または障害基礎年金の支給要件のうち1級の第2号もしくは2級の第2号に該当したと認定されたもの」と、「障害給付金」を「障害給付金、就労不能障害年金」とそれぞれ読み替えます。

団体扱特約(A)条項 目次

第1条	特約の適用範囲	第7条	特約の失効
第2条	団体の人員数	第8条	契約日の特則
第3条	保険料率	第9条	主約款の適用
第4条	保険料の払込		変額終身保険に付加する場合の特則
第5条	保険料率の自動変更		米国ドル建終身保険(保険料円払込型)に付
第6条	特約の解除		加する場合の特則

団体扱特約(A)条項

第1条（特約の適用範囲）

この特約は、会社と生命保険団体扱契約(A)を締結した官公署、会社、工場その他の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含みます。以下、同じとします。）の支払を受ける者（以下、「所属員」といいます。）を保険契約者または被保険者とする保険契約で、次条に定める人員数が10名以上の場合に、団体を通じて会社にこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。

第2条（団体の人員数）

団体の人員数とは、団体に所属するこの特約の適用を受ける保険契約の保険契約者数、団体または団体代表者を保険契約者とし当該団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者数または上記の保険契約者と被保険者とを名よせのうえ合算した人員数をいいます。

第3条（保険料率）

- この特約の適用を受ける保険契約の保険料率は、団体の人員数によりつぎのとおりとします。
 - 団体の人員数が20名以上の場合
団体扱保険料率
 - 団体の人員数が20名未満の場合
特別団体扱保険料率
- 前項において、所在を異にする事業所が2以上あり事業所ごとに保険料が払い込まれる場合、いずれか1の事業所に所属する団体の人員数が20名以上であるときは、他の事業所の保険契約についても団体扱保険料率を適用します。

第4条（保険料の払込）

- 第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下、同じとします。）から団体代表者または事業所代表者（以下、「団体代表者等」といいます。）を経由して払い込まれる場合には、会社は、その保険料について、つぎの各号の日に払込があったものとして取り扱います。
 - 第1回保険料は、つぎのいずれかの日
 - 団体代表者等が、保険契約者または被保険者に支払う給与から第1回保険料に相当する金額を控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料に相当する金額を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - 団体代表者等が、第1回保険料に相当する金額を保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料に相当する金額を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - ①または②以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日

- (2) 第2回以後の保険料は、団体代表者等から会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 2 第2回以後の保険料から団体代表者等を経由して払い込まれる場合には、会社は、その保険料について、団体代表者等から会社または会社の指定した場所に払い込まれた日に払込があったものとして取り扱います。
- 3 第1項第1号の①または②の場合、給与から控除された、または指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料に相当する金額が、実際に第1回保険料として会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申し出により当該控除または振替が取り消された場合には、当該控除または振替がされなかったものとして取り扱います。
- 4 団体代表者等から保険料が一括して払い込まれた場合には、会社は、1通の保険料領収証を発行し、個々の領収証は発行しません。

第5条（保険料率の自動変更）

団体扱保険料率が適用されている保険契約において、団体の人員数が20名未満に減少し6か月を経過しても20名以上に戻らないときは、半年払の保険契約は個別扱保険料率が適用される保険契約に、月払の保険契約は特別団体扱保険料率が適用される保険契約に、それぞれ自動的に変更されます。この場合には、団体代表者等を通じて保険契約者に通知します。

第6条（特約の解除）

団体の人員数が10名未満に減少し3か月（年払または半年払の保険契約の場合は6か月）を経過しても10名以上に戻らないときは、この特約を解除します。ただし、団体の人員数が20名以上に達していた場合には、20名未満に減少した時から6か月間は解除しません。

第7条（特約の失効）

つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者（団体または団体代表者が保険契約者の場合は被保険者）がその所属する団体から離脱したとき。ただし、団体代表者等を経由して保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体との間に締結された生命保険団体扱契約(A)が解除または解約されたとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料の払込方法<経路>に変更されたとき

第8条（契約日の特則）

- 1 この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。
- 2 前項の場合において、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第9条（主約款の適用）

この特約に規定のない事項については主約款の規定によります。

変額終身保険に付加する場合の特則

この特約を変額終身保険に付加する場合には、第8条（契約日の特則）の規定は適用しません。

米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加する場合の特則

この特約を米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険料の払い込みは、保険料円払込額で取り扱うものとします。
- (2) 第3条（保険料率）の規定は、保険料円払込額に適用します。
- (3) 第1回保険料から団体代表者または事業所代表者を經由して払い込まれる場合、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料または第1回保険料相当額の換算基準日は、第4条（保険料の払込）第1項第1号に定める第1回保険料の払込があったものとして取り扱う日の属する月の前月末日とします。

団体扱特約(B)条項 目次

第1条 特約の適用範囲
第2条 保険料率
第3条 保険料の払込
第4条 特約の解除
第5条 特約の失効

第6条 契約日の特則
第7条 主約款の適用
変額終身保険に付加する場合の特則
米国ドル建終身保険(保険料円払込型)に付加する場合の特則

団体扱特約(B)条項

第1条 (特約の適用範囲)

この特約は、会社と生命保険団体扱契約(B)を締結した組合、連合会、同業団体等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属する者（以下、「所属員」といいます。この場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員を含むものとし、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員および組織を構成している会社、商店等の役職員を含むものとします。）を保険契約者とする保険契約の保険契約者数が10名以上の場合、または団体もしくは団体代表者を保険契約者とし当該団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者数が10名以上の場合に、団体を通じて会社はこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。

第2条 (保険料率)

この特約の適用を受ける保険契約の保険料率は、特別団体扱保険料率とします。

第3条 (保険料の払込)

- 1 第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下、同じとします。）から団体代表者を經由して払い込まれる場合には、会社は、その保険料について、つぎの各号の日に払込があったものとして取り扱います。
 - (1) 第1回保険料は、つぎのいずれかの日
 - ① 団体代表者が、保険契約者または被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下、同じとします。）から第1回保険料に相当する金額を控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料に相当する金額を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - ② 団体代表者が、第1回保険料に相当する金額を保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料に相当する金額を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - ③ ①または②以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
 - (2) 第2回以後の保険料は、団体代表者から会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 2 第2回以後の保険料から団体代表者を經由して払い込まれる場合には、会社は、その保険料について、団体代表者から会社または会社の指定した場所に払い込まれた日に払込があったものとして取り扱います。
- 3 第1項第1号の①または②の場合、給与から控除された、または指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料に相当する金額が、実際に第1回保険料として会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申し出により当該控除または振替が取り消された場合には、当該控除または振替がされなかったものとして取り扱います。
- 4 団体代表者から保険料が一括して払い込まれた場合には、会社は、1通の保険料領収証を発行し、個々の領収証は発行しません。

第4条（特約の解除）

この特約の適用を受ける保険契約の保険契約者数または被保険者数が10名未満に減少し3か月（年払または半年払の保険契約の場合は6か月）を経過しても10名以上に戻らないときは、この特約を解除します。

第5条（特約の失効）

つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者（団体または団体代表者が保険契約者の場合は被保険者）がその所属する団体から離脱したとき。ただし、団体代表者を經由して保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体との間に締結された生命保険団体扱契約(B)が解除または解約されたとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料の払込方法<経路>に変更されたとき

第6条（契約日の特則）

- 1 この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。
- 2 前項の場合において、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第7条（主約款の適用）

この特約に規定のない事項については、主約款の規定によります。

変額終身保険に付加する場合の特則

この特約を変額終身保険に付加する場合には、第6条（契約日の特則）の規定は適用しません。

米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加する場合の特則

この特約を米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険料の払い込みは、保険料円払込額で取り扱うものとします。
- (2) 第2条（保険料率）の規定は、保険料円払込額に適用します。
- (3) 第1回保険料から団体代表者を經由して払い込まれる場合、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料または第1回保険料相当額の換算基準日は、第3条（保険料の払込）第1項第1号に定める第1回保険料の払込があったものとして取り扱う日の属する月の前月末日とします。

保険料口座振替特約（01）条項 目次

第 1 条	特約の適用	第 6 条	特約の消滅
第 2 条	契約日の特則	第 7 条	主約款の適用
第 3 条	保険料の払込	変額終身保険に付加する場合の特則	
第 4 条	保険料口座振替不能の場合の取扱	米国ドル建終身保険(保険料円払込型)に付加する場合の特則	
第 5 条	諸変更		

保険料口座振替特約（01）条項

第 1 条（特約の適用）

この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、つぎに定める要件をみたす場合に適用します。

- (1) 保険契約者の指定する預金口座等（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置されていること
- (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、この特約を適用する保険契約の保険料（特約の保険料を含みます。以下同様とします。）を指定口座から会社の預金口座に振り替えるよう依頼すること

第 2 条（契約日の特則）

- 1 この特約を適用し、第 1 回保険料から口座振替を行う場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の責任開始期の規定中、「第 1 回保険料を受け取った」とあるのを「第 1 回保険料を振り替えた」と読み替えるものとします。
- 2 月払契約において保険契約締結時からこの特約が適用される場合には、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月 1 日を保険契約の保険期間の開始日および契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。
- 3 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生した場合には、前項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、不足分をその保険金または給付金から差し引きます。

第 3 条（保険料の払込）

- 1 保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社の定めた日（ただし、第 2 回以後の保険料の口座振替を行う場合は、払込期月中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日）に指定口座から保険料相当額を会社の預金口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から 2 件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 口座振替によって払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第 4 条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

- 1 振替日に第 1 回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第 1 回保険料を会

社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

- 2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払契約の場合、翌月の振替日に再度翌月分とともに2カ月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2カ月分の保険料相当額に満たない場合には、1カ月分の保険料の口座振替を行い、払込期月を過ぎた保険料について払込があったものとしします。
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
- 3 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、払込期月を過ぎた保険料を主約款に定める猶予期間中に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

第5条（諸変更）

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の預金口座等に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関に申し出て下さい。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て下さい。この場合には、保険契約者は、他の払込方法＜経路＞を選択して下さい。
- 3 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するかまたは他の払込方法＜経路＞を選択して下さい。
- 4 会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (4) 他の保険料の払込方法＜経路＞に変更したとき
- (5) 第1条に定める要件を欠いたとき

第7条（主約款の適用）

この特約に規定のない事項については、主約款の規定を適用します。

変額終身保険に付加する場合の特則

この特約を変額終身保険に付加する場合には、第2条（契約日の特則）第2項および第3項の規定は適用しません。

米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加する場合の特則

この特約を米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険料の払い込みは、保険料円払込額で取り扱うものとしします。
- (2) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、同じとします。）から口座振替を行う場合、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の換算基準日は、第1回保険料を振り替えた日の属する月の前月末日とします。

クレジットカード払特約条項 目次

- | | |
|---------------------------------|------------------------------|
| 第1条 特約の適用 | 第6条 特約の消滅 |
| 第2条 契約日の特則 | 第7条 主約款の規定の準用 |
| 第3条 保険料の払込 | 変額終身保険に付加する場合の特則 |
| 第4条 クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合の取扱 | 米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加する場合の特則 |
| 第5条 諸変更 | |

クレジットカード払特約条項

第1条（特約の適用）

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申し出があった場合に適用します。
- この特約を適用するにはつぎの条件を満たすことを要します。
 - 保険契約者の指定するクレジットカードが、会社と保険料決済の取扱いを提携しているクレジットカード発行会社（以下、「提携カード会社」といいます。）のクレジットカードであること
 - クレジットカードが有効であり、かつ、この特約を適用する保険契約の保険料（特約の保険料を含みます。以下同じとします。）がクレジットカードの利用限度額の範囲内（以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。）であること
 - 保険契約者とクレジットカードの名義人（提携カード会社の会員規約等により、クレジットカードの使用が認められている人を含みます。）が同一であること

第2条（契約日の特則）

- 月払契約において保険契約締結時からこの特約が適用される場合には、普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を保険契約の保険期間の開始日および契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。
- 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約条項の規定にもとづいて保険金、年金もしくは給付金（以下、「保険金等」といいます。）を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、支払うべき保険金等があるときは、不足分をその保険金等から差し引きます。
- 第1項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款の規定により契約日を定めます。

第3条（保険料の払込）

- 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）をクレジットカードにより払い込む場合は、クレジットカードの有効性等を会社が確認し、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、その払込があったものとみなします。
- 前項の場合において会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。
- 保険料払込期間の中途においてこの特約を付加する場合は、この特約付加の申し出があった月の翌期の払込期月から、クレジットカードによる保険料の払込の取扱いを行います。ただし、この特約付加の申し出があった月の前に、すでに払込期月の到来している未払込保険料（保険料の自

動振替貸付を行っている保険契約については、その貸付元利金を含みます。)があるときは、この特約を付加する際、これを会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

- 4 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、提携カード会社に保険料を請求した時に、その払込があったものとします。
- 5 同一のクレジットカードから2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、会社に対しその払込の順序を指定できないものとします。
- 6 この特約により払い込まれた保険料については、保険契約者から特段の申し出がない限り、会社は、領収証を発行しません。

第4条（クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合の取扱）

- 1 クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合には、保険契約者は、保険料の払込方法<経路>を他の保険料の払込方法<経路>に変更してください。
- 2 前項の場合、保険契約者が保険料の払込方法<経路>の変更を行うまでの間の払込期月を過ぎた保険料については、主約款に定める猶予期間満了日（第1回保険料の場合は会社の定めた日）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第5条（諸変更）

- 1 保険契約者がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出てください。この場合には、保険契約者は、保険料の払込方法<経路>を他の払込方法<経路>に変更してください。
- 2 提携カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、保険料の払込方法<経路>を他の払込方法に変更してください。

第6条（特約の消滅）

つぎの各号に定める場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (4) 他の保険料の払込方法<経路>に変更したとき
- (5) 保険料の前納が行われたとき
- (6) 第1条（特約の適用）に定める条件を欠いたとき

第7条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

変額終身保険に付加する場合の特則

この特約を変額終身保険に付加する場合には、第2条（契約日の特則）の規定は適用しません。

米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加する場合の特則

この特約を米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険料の払い込みは、保険料円払込額で取り扱うものとします。
- (2) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、同じとします。）をクレジットカードにより払い込む場合、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の換算基準日は、第3条（保険料の払込）第1項に定める第1回保険料の払込があったものとみなす日の前日とします。

この特約の趣旨

第 1 条 特約の適用

第 2 条 保険契約の申込手続

情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項

この特約の趣旨

この特約は、会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下、「情報端末」といいます。）を利用して保険契約の申込手続を行うことを目的としたものです。

第 1 条（特約の適用）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険契約者（保険契約者となる者を含みます。以下、同じとします。）から、情報端末を利用して保険契約の申込を行う申し出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

第 2 条（保険契約の申込手続）

情報端末を利用して保険契約の申込手続を行う場合は、会社の取扱範囲内でつぎの各号のとおり取り扱うことができるものとします。

- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、告知することができるものとします。
- (3) 前 2 号による場合、主契約の普通保険約款の規定をつぎのとおり読み替えます。
 - ① 告知義務に関する規定中、「所定の書面で告知を求めた」とあるのを、「所定の書面（情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項に定める情報端末の告知画面を含みます。以下、本条において同じとします。）で告知を求めた」に読み替えます。
 - ② 契約年齢および性別の誤りの処理に関する規定中、「保険契約申込書に記載された」とあるのを、「保険契約申込書に記載された（情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項に定める情報端末の申込画面に表示されたものを含みます。）」に読み替えます。

別表 1 対象となる高度障害状態

高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（備考 1. 参照）
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（備考 2. 参照）
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの（備考 3. 参照）
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考 4. 参照）
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考 4. 参照）
- (6) 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考 4. 参照）
- (7) 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの（備考 4. 参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの 3 つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・ 転倒・転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・ 煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・ 自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）

・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）	※つぎのものは除外します。 ・ 疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・ 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・ 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	※つぎのものは除外します。 ・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・ 旅行および移動（X51）（乗り物酔いなど） ・ 無重力環境への長期滞在（X52） ・ 食糧の不足（X53） ・ 水の不足（X54）
・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	※つぎのものは除外します。 ・ 合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	※つぎのものは除外します。 ・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・ 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

備 考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの（備考4. (1)および(3)参照）
- (6) 1手の5手指を失ったか、または第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（備考4. (1)および(2)参照）
- (7) 10足指を失ったもの（備考5. 参照）
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考6. 参照）
- (9) 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの（備考7. 参照）
- (10) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの（備考8. (1)参照）
- (11) 心臓に人工弁を置換したもの（備考8. (2)参照）
- (12) 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの（備考9. 参照）
- (13) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの（備考10. (1)および(2)参照）
- (14) 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの（備考10. (3)および(4)参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メーターで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 呼吸器の障害

- (1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が55Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日以上継続して受けたものをいいます。

8. 心臓の障害

- (1) 「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。
- (2) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

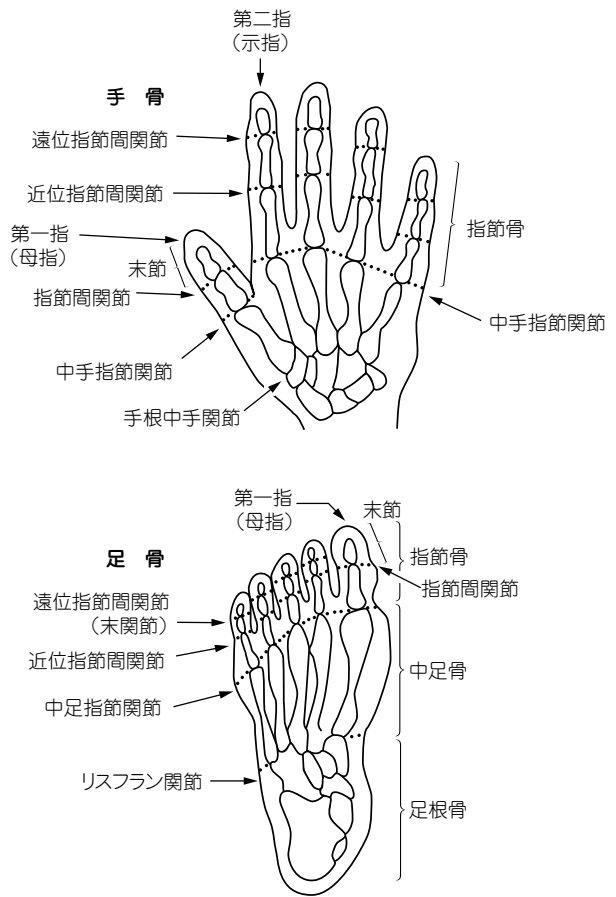
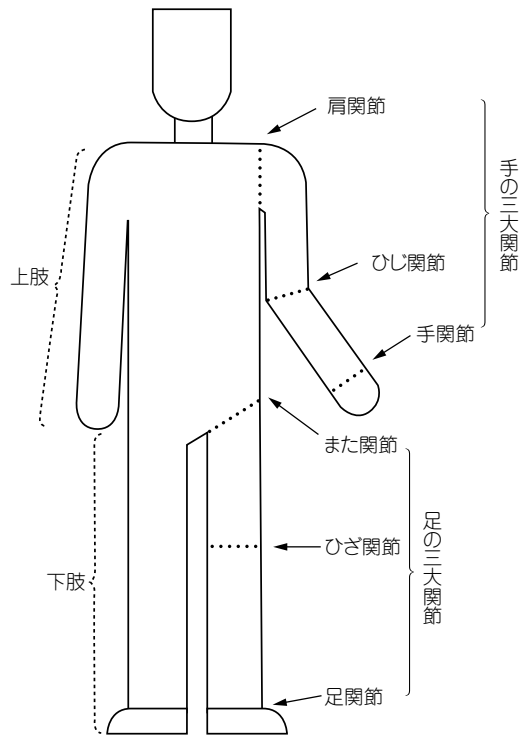
9. 腎臓の障害

- (1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチンクリアランス値が30ml / 分未満または血清クレアチン濃度が3.0mg / dl以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。
- (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- (3) 「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

10. ぼうこうまたは直腸の障害

- (1) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (2) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (3) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
- (4) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

<身体部位の名称図>



別表 4 請求書類

〔Ⅰ〕 保険金・年金等の請求の場合

請 求 項 目	手 続 書 類
死 亡 保 険 金 死 亡 給 付 金 特 約 死 亡 保 険 金 家 族 年 金 特 約 家 族 年 金 災 害 死 亡 保 険 金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 家族年金受取人の戸籍抄本 (7) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (8) 家族年金受取人の印鑑証明書 (9) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (10) 家族年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (11) 保険証券
高 度 障 害 保 険 金 特約高度障害保険金 高 度 障 害 年 金 特約高度障害年金 災害高度障害保険金 障 害 給 付 金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金または障害給付金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (6) 高度障害年金受取人の戸籍抄本 (7) 障害給付金受取人の戸籍抄本 (8) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (9) 高度障害年金受取人の印鑑証明書 (10) 障害給付金受取人の印鑑証明書 (11) 高度障害保険金受取人、高度障害年金受取人または障害給付金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (12) 保険証券
満 期 保 険 金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金の受取人の印鑑証明書 (5) 満期保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 保険証券

請 求 項 目	手 続 書 類
就労不能障害年金 特約就労不能障害年金 特 定 障 害 年 金 特 約 特 定 障 害 年 金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者が国民年金法に基づき障害基礎年金の支給要件に該当したと認定された場合、その旨を証する書類 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 就労不能障害年金受取人の戸籍抄本 (6) 特定障害年金受取人の戸籍抄本 (7) 就労不能障害年金受取人の印鑑証明書 (8) 特定障害年金受取人の印鑑証明書 (9) 就労不能障害年金受取人または特定障害年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (10) 保険証券
介 護 保 険 金	(1) 請求書＊ (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 介護保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 介護保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 介護保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 保険証券
保険料の払込免除 疾病障害による 保険料の払込免除	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による保険料の払込免除を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 保険証券
年 金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書

請 求 項 目	手 続 書 類
死 亡 一 時 金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 年金受取人または被保険者の住民票 (4) 死亡一時金受取人または年金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人または年金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人または年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
解 約 返 戻 金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
契 約 者 貸 付	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
リビング・ニース特約による保険金請求	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) リビング・ニース特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) リビング・ニース特約による保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 被保険者の印鑑証明書（被保険者が請求する場合） (7) 保険証券
介護前払特約による介護年金請求	(1) 請求書＊ (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (6) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (8) 保険証券
指定代理請求特約による保険金等の指定代理請求	(1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類

請 求 項 目	手 続 書 類
保険料払込免除特約による保険料払込免除・既払込保険料相当額の支払	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限ります。） (5) 保険契約者の印鑑証明書（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限ります。） (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 保険証券
米国ドル建年金支払型特殊養老保険(20)の年金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書（第1回年金の場合は保険証券）
米国ドル建年金支払型特殊養老保険(20)の死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
米国ドル建年金支払型特殊養老保険(20)の年金の一括支払	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書
がん診断給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 保険証券

請 求 項 目		手 続 書 類
介護年金移行特約の介護年金	第 1 回 介護年金	(1) 請求書＊ (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (6) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (8) 保険証券
	第 2 回 以後介護年金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (4) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (6) 年金証書
介護年金移行特約の介護年金の一括支払		(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (4) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券または年金証書
介護保険年金支払特約の介護年金	第 1 回 介護年金	(1) 請求書＊ (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (6) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (8) 保険証券
	第 2 回 以後介護年金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (4) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (6) 年金証書

請 求 項 目	手 続 書 類
介護保険年金支払 特約の介護年金の一 括支払	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (4) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券または年金証書

（備考）

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人（家族年金受取人を含みます。）とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金（年金を含みます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または労働基準法施行規則第42条（遺族補償を受ける者）等に規定する遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金（家族年金を含みます。）または高度障害保険金（高度障害年金、就労不能障害年金、介護年金、介護保険金、就労不能障害保険金およびリビング・ニーズ特約またはリビング・ニーズ特約（10）の保険金を含みます。以下、「高度障害保険金等」といいます。）の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金等を支払う場合は、書類提出の必要はありません。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請 求 項 目	手 続 書 類
保 険 契 約 の 復 活	(1) 申込書＊ (2) 被保険者についての告知書＊
契 約 内 容 の 変 更 ・減額、増額（復旧） ・保険料払込方法 ＜回数＞の変更 ・保険期間の変更 ・保険料払込期間の 変更 ・払済保険、払済年 金保険、変額払済 保険への変更 ・一時払定額終身保 険への変更 ・延長定期保険への 変更 ・生存給付金支払日 の変更 ・年金開始日の繰上 げ、繰下げ ・据置期間の再設定 ・年金開始日の繰延 べ ・目標額の変更 ・年金支払期間の変 更 ・円建終身保険への 移行 ・円建介護終身保険 への移行 ・円建介護・認知症 終身保険への移行	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の住民票（会社が特に提出を求めた場合） (5) 被保険者についての告知書＊（会社が特に提出を求めた場合）
会社への通知による 保険金、年金、死亡 一時金または死亡時 支払金の受取人の変 更 会社への通知による 後継年金受取人の指 定・変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (4) 保険証券、年金証書または支払証書

請 求 項 目	手 続 書 類
遺言による保険金、年金、死亡一時金または死亡時支払金の受取人の変更 遺言による後継年金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者または年金受取人の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券、年金証書または支払証書
保険契約者の変更	(1) 請求書＊ (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
年金種類の変更	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 年金受取人の配偶者の戸籍抄本（会社が特に提出を求めた場合）
指定代理請求人の変更指定	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 指定代理請求人の住民票
保険金、給付金、家族年金、高度障害年金（就労不能障害年金および特定障害年金を含みます。）、介護年金または死亡時支払金の受取人による保険契約または特約の存続	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

（備考）

1. 前表と同じとします。被保険者の告知書を要する場合には、会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。

別表6 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および疾病

身 体 部 位 の 名 称	
1	眼 球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲 状 腺
7	胃および十二指腸（当該部位の手術にともない、空腸の手術を受けた場合、空腸を含む。）
8	小腸および大腸
9	盲腸（虫様突起を含む。）
10	直腸および肛門
11	肝臓、胆嚢および胆管
12	脾 臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支（当該部位の手術にともない、胸郭の手術を受けた場合には、胸郭を含む。）
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
16	睾丸および副睾丸
17	前 立 腺
18	卵巣、卵管および子宮付属器
19	子宮（帝王切開を受けた場合に限る。）
20	乳房（乳腺を含む。）
21	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
22	頸椎部（当該神経を含む。）
23	胸椎部（当該神経を含む。）
24	腰椎部（当該神経を含む。）
25	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む。）
26	左肩関節部
27	右肩関節部
28	左股関節部
29	右股関節部
30	左上肢（左肩関節部を除く。）
31	右上肢（右肩関節部を除く。）
32	左下肢（左股関節部を除く。）
33	右下肢（右股関節部を除く。）
34	子宮（異常分娩が生じた場合を含む。）
35	皮 膚
36	眼球および眼球付属器
特 定 疾 病 の 名 称	
37	異常妊娠、異常分娩
38	外傷にともなう合併症、後遺症

別表10 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
シフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りです。)	

別表11 対象となるがん（悪性新生物）

- 1 対象となるがん（悪性新生物）とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中つぎのものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	C00－C14
消化器の悪性新生物	C15－C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮及び軟部組織の悪性新生物	C45－C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
腎尿路の悪性新生物	C64－C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物	C76－C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	C81－C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97

- 2 前項のがん（悪性新生物）とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定された日以前に新たな版が発行された場合には、新たな版による第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位
	悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位、転移の別不詳

また、がん（悪性新生物）には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍分類」で病気分類が0期に分類されている病変は、含まれません。従って、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、がん（悪性新生物）に該当しません。

別表12 診断確定

診断確定は、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により、病理組織学的所見（生検）によってなされたものでなければなりません。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

別表19 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分 類 項 目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表37 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表38 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分について市町村の認定をいいます。

別表39 要介護更新認定

「要介護更新認定」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第28条第2項に定義される要介護認定の更新をいいます。

別表40 対象となる要介護4または5の状態

対象となる要介護4または5の状態とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）」第1条第1項に規定するつぎの状態をいいます。

要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

Memo

Memo

Memo

Memo

Memo

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- ・（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス；<https://www.seiho.or.jp/>）。お問い合わせ先については、P G F生命コールセンターまでご照会ください。
- ・なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

各種お手続きやご契約内容のご照会等は
PGF生命コールセンターまでお問い合わせください

PGF生命コールセンター



コール ジ ブ ロック
0120-56-2269

通話料無料

受付時間／平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

主 な ご 利 用 内 容

- 引越されたとき
- 結婚されたとき
- 保険証券を紛失されたとき
- 保険金等をご請求されるとき*
- 解約されるとき
- 各種お問い合わせ、ご相談等

* 保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社までご連絡ください。

この保険で適用される諸利率については
PGF生命ホームページをご覧ください



PGF生命ホームページ <http://www.pgf-life.co.jp>

これらの利率はご契約の時期、内容等によって異なり、金利情勢等により見直しを行い変更されます。

■説明事項ご確認のお願い

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されていますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込いただくようお願いいたします。

しおりのページ

特に

- 生命保険募集人の権限について 10
- 健康状態・職業等の告知義務について 13
- 契約申込の撤回等(クーリング・オフ)について 17
- 保険会社の責任開始時期について 19
- 保険金等を支払わない場合または保険料の
お払込を免除できない場合について 45
- 払込方法について 54
- 保険料の払込猶予期間と契約の失効について 56
- 保険契約の復活について 57
- 解約と解約返戻金について 62
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による
生命保険契約への影響の可能性について 86

等は、契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および生命保険募集人の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がありましたら、当社へお気軽にお問い合わせください。

募集代理店

引受保険会社

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

0120-56-2269

コール ジ ブ ロ ッ ク

通話料無料

受付時間／平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)

ホームページ <http://www.pgf-life.co.jp>

